



第17号

調査研究報告

目 次

CONTENTS

- | | |
|---|----|
| 1 資料報告 武藏埼玉稻荷山古墳出土の埴輪Ⅱ
若松 良一 | 1 |
| 2 埼玉古墳群出現当時の地理的景観について
杉崎 茂樹 | 47 |
| 3 資料紹介「北武藏の農具」に見る「特許」「新案」等の標記
について
服部 武 | 69 |

平成16年3月

埼玉県立さきたま資料館

はじめに

さきたま資料館は、「さきたま風土記の丘」建設事業の一環として、昭和44年に開館しました。以来、埼玉古墳群の保存整備や県内の古墳文化に関する資料収集・調査研究、県北地域を中心とした県内の有形民俗資料の収集と関連する民俗文化についての調査研究を主体とした事業を展開しています。昭和53年に発見された金錯銘をきっかけに、昭和58年には稻荷山古墳の埋葬施設の出土品が国宝に指定されました。民俗分野では、当館が長年収集してきた機械化以前の農具を主体とした有形民俗資料群も重要有形民俗文化財に指定されました。これらを核とし、常設展示を行っています。

平成9年には、将軍山古墳の保存整備を行い、「将軍山古墳展示館」をオープンしました。ここでは横穴式石室に古墳時代の葬送儀礼を復原した展示を御覧いただけます。また、昭和初期に失われてしまった前方部の復原を行う「稻荷山古墳保存整備事業」は、本年度には前方部がほぼもとどおりになり、今後は内堀の修景にとりかかります。

常設展示以外にも、一般見学者や小・中学生のみなさまに埼玉の古墳文化や民俗文化に対する興味・関心を深めていただくために、さきたま資料館ならではの展示・教育普及活動を企画・実施しています。

「わくわくサタデーミュージアム」「さきたま夏休み風土記の丘教室」は体験学習を中心とした教育普及活動で、児童・生徒向けの事業として実施しています。「総合的な学習の時間」への支援や博学連携についても当館ならではの活動を行っています。

企画展示として、四季折々の展示である「さきたまの年中行事」、県内発掘調査出土品やさきたま資料館所蔵品中の注目すべき資料を展示する「今！注目の出土品」、「収蔵品展」等々の多彩な事業を行ってきました。

一般の方には、古墳や民俗に関する講義を行う「さきたまアカデミア」を実施しておりますが、本年度は特に「稻荷山古墳鉄劍発見35周年記念講演会 国宝稻荷山鉄劍に新たな発見！！」を平成15年9月27日に行田市教育文化センター「みらい」文化ホールを会場に実施いたしましたところ、予想を上回る盛況で多大な成果をおさめることができました。

本書は平成15年度の職員の調査研究活動や事業実施に関する成果の一端をまとめたものです。本書が広く活用され、県民のみなさまが当館のさまざまな活動を御理解いただくための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、当館の運営に日ごろから格別の御指導、御協力いただいている関係者各位に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年3月

埼玉県立さきたま資料館長

〈資料報告〉

武藏埼玉稻荷山古墳出土の埴輪 II

若松良一

はじめに

前号に引き続き、埼玉稻荷山古墳から出土した形象埴輪のうち、未発表の資料について、実測図を掲げ、観察記録と合わせて、逐一報告していく。今回は家形埴輪の残りと器財埴輪を一部含むが、人物埴輪が主体である。これらのうち、後円部墳丘と墳頂部から出土した資料は昭和43年8月1日から24日に行われた第1次調査、中堤及び内外堀から出土したものは昭和48年11月7日から翌年2月24日まで行われた第2・3次調査での出土品であるが、諸般の事情で昭和55年11月刊行の正式報告書に掲載できなかった資料である。平成14年度からの再整理によって接合が進んだものも少なくない。平成15年度には合計87点の実測図作成を行った。

なお、報告資料の個別番号は資料管理の便宜上、前号からの連続番号を用いることにしたい。

I 今回報告する形象埴輪の出土状況

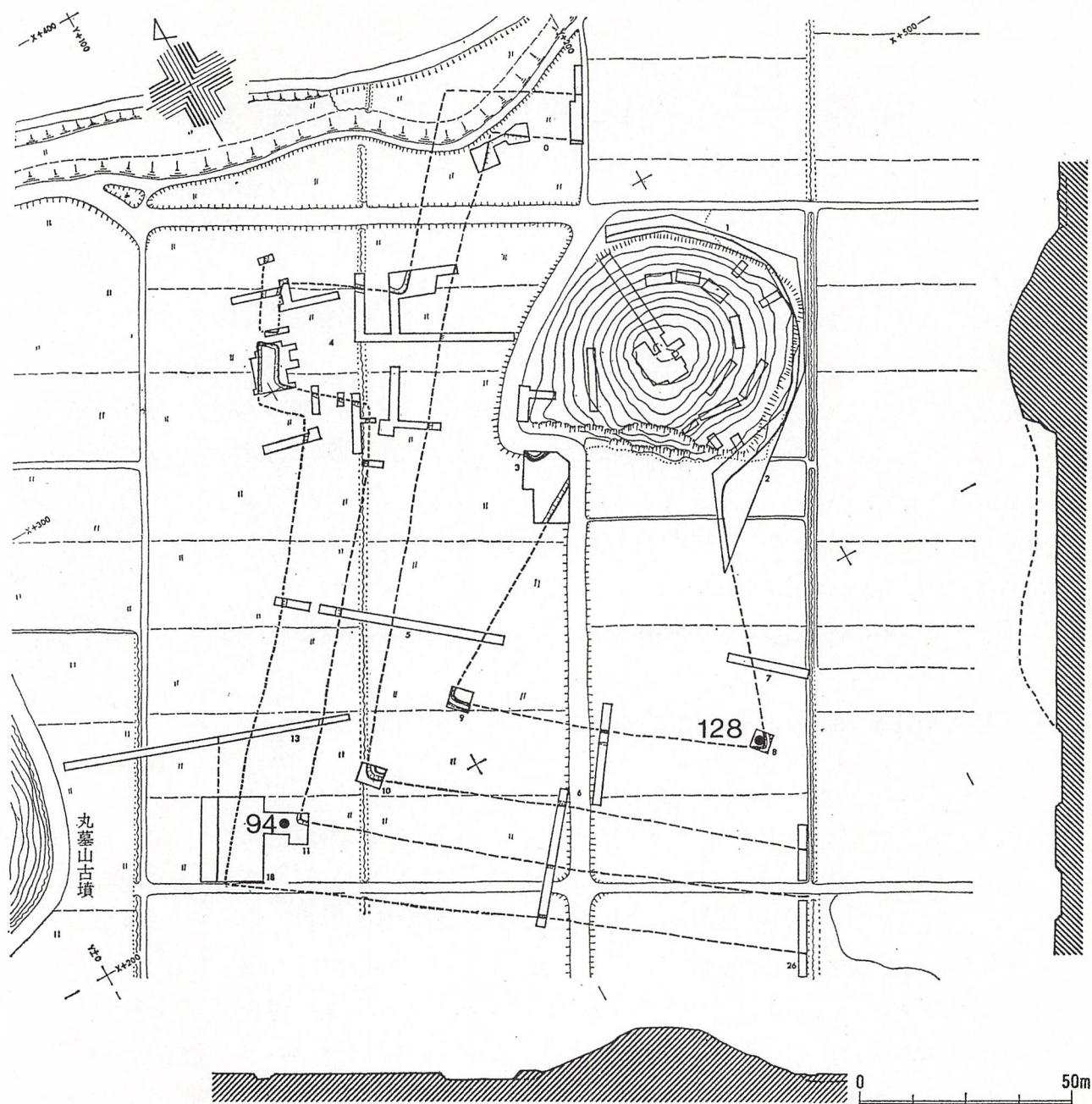
1 前方部とこれに対応する中堤付近

今回報告する形象埴輪のほとんどが後円部墳丘または中堤造り出し付近から出土している。とくに後者からの出土が多い。ほかの位置からの出土は極めてまれであるが、94の円文のある大帶を締めた人物腰帶部破片は第1図に示したように、前方部西側隅角に対応する中堤のコーナー部に接した外堀に設定された第11トレンチから出土している。他の多くの資料と同様に、ドット図は作成されておらず、一括取り上げであるが、中堤からの転落が推定される。このことに関して、中堤造り出しと中堤のコーナーに限定して人物埴輪が配置されていたのか、西側の中堤に連続的な配置があったのかは現時点では不明であり、今後の調査課題となる。

128の馬形埴輪鞍襍部破片は前方部東側隅角に設定された第8トレンチの表土からの出土である。同一個体の鞍部のより大きい破片（123）が中堤造り出しに設けられた第4トレンチの内堀部分から出土しているので、こちらが本来の配置場所に近いものと推定される。おそらく、公園造成時の客土に含まれたものであろう。

2 後円部墳丘

後円部墳丘では合計10点の墳頂部出土形象埴輪片が今回の報告資料中にある。43の寄せ棟造りの家大棟部破片は墳頂部中央に南北方向に設定した第5トレンチの北半部となる第1区表土から出土した。同一個体の大棟部である41と42が北側墳丘中段に設けられた第10トレンチと第11トレンチから出土している（第2図参照）ので、家形埴輪は墳頂部に配置されていたが、破片となった後に、ここから崩落したとみてよいであろう。前号に掲載した寄せ棟造りの乳白色を呈する家形埴輪片（34～39）は41～43と同一個体であり、出土位置は5T2区（粘土櫛付近に対応）表土、6T1区（ほ

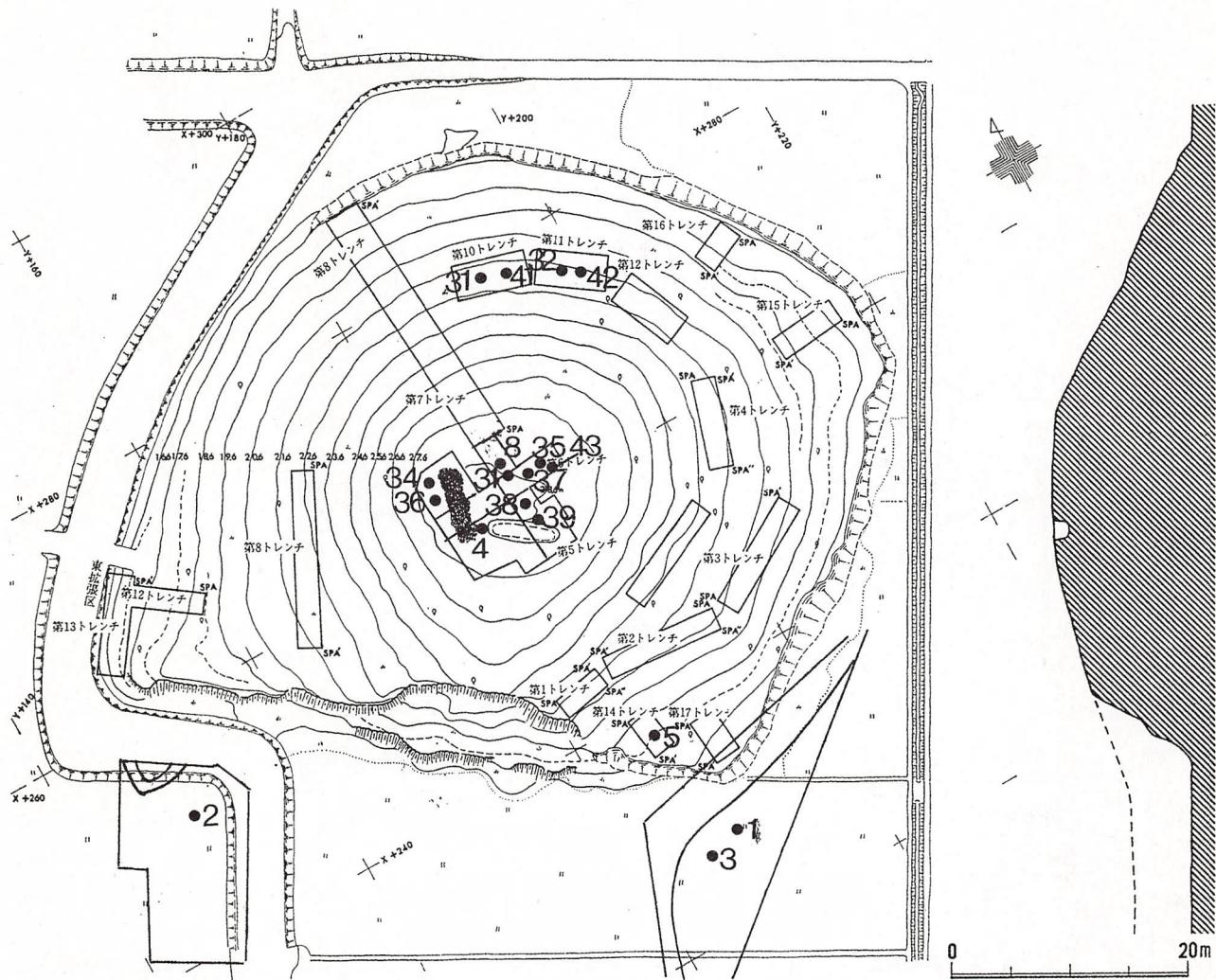


第1図 稲荷山古墳形象埴輪出土位置図1（全体）

ば中央部の空閑地に対応）表土攪乱、6 T 2区北拡張区（礫槻北半部）に分散していたので、少なくとも直径5メートル以上の散乱状況を示しており、原位置を確定することは困難である。

ところで、前号では筆者の墳頂部トレント配置についての誤解から、一部の記述と第1図に誤りのあることがわかった。ここにお詫び申し上げるとともに、訂正文を示し、今回報告分の家形埴輪片3点を加えた家形埴輪の出土位置図（第2図）と差し替えさせていただきたい。

前号第1ページ終わりから3行目「第6トレントと2mの間隔を空け、南側に平行して設置した第5トレントでも4点の家形埴輪片が出土している。1区（8・31）はその東半部で粘土槻東側部と槻外東側に、2区（38・39）はその西半部で粘土槻中央部及び槻外西側に対応している。」を「第6トレントと直交して、南北方向に設置した第5トレントでも4点の家形埴輪片が出土している。1区（8・31）はその北半部で、中央から北よりの空閑地に、2区（38・39）はその



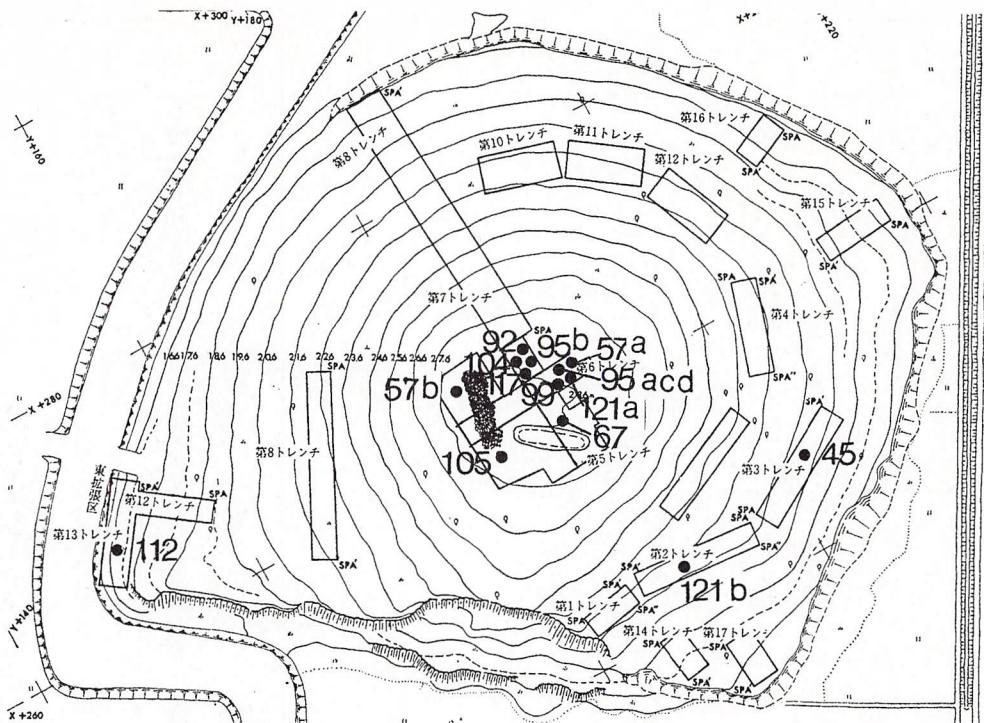
第2図 稲荷山古墳家形埴輪出土位置図（墳丘部）

南半部で、粘土榔東半部付近に対応している。」と訂正する。

さて、家形埴輪以外（第3図参照）では墳頂部の第5トレンチ1区から92の半身像人物の裾部、104の人物埴輪脇腕部、95bの斜格子文の帶を締め意須比を付けた巫女埴輪片1点、117の鞍負人の負う鞍破片が、第5トレンチ2区からは67の顔面を赤く彩色する人物頭部片が出土し、第6トレンチ1区からは57aの壺を頭に載せる人物の壺口縁部破片、99の人物埴輪の肩から腕の破片、95a・c・dの斜格子文の帶を締め意須比を付けた巫女埴輪片3点、121aの小型人物塑像破片1点が、第6トレンチ2区北拡張区からは57bの壺を頭に載せる人物の壺体部破片が、第6トレンチ2区南拡張区からは105の人物埴輪腕臍部が出土している。

報告書に掲載された調査日誌には「第五トレンチ二区、第六トレンチ一区は、表土から三〇～四〇センチメートルまで、かなり攢乱はされていたが、それでも人物頭部・美豆良・鞍形・円筒埴輪片等が多数出土した。」という記述があり、今回報告する形象埴輪の出土状況を知る手がかりとなる。この記述の中で美豆良だけが見あたらないが、注記のない72か73の可能性があろう。

いっぽう、墳丘の南側中段部に設定された第2トレンチからは121bの小型人物塑像（足）、同じく第3トレンチからは45の衣蓋の笠部破片が出土しており、やはり墳頂部に配置されていたものが流れ落ちたものであろう。また、後円部西側墳裾付近（墳丘造り出しに隣接している）に設置された



第3図 稲荷山古墳形象埴輪出土位置図2（墳丘部）

第13トレンチからは112の腕が出土している。これについては墳頂部からの転落か、造り出しに配置された人物埴輪があったのか今後の調査に待つべき課題となる。

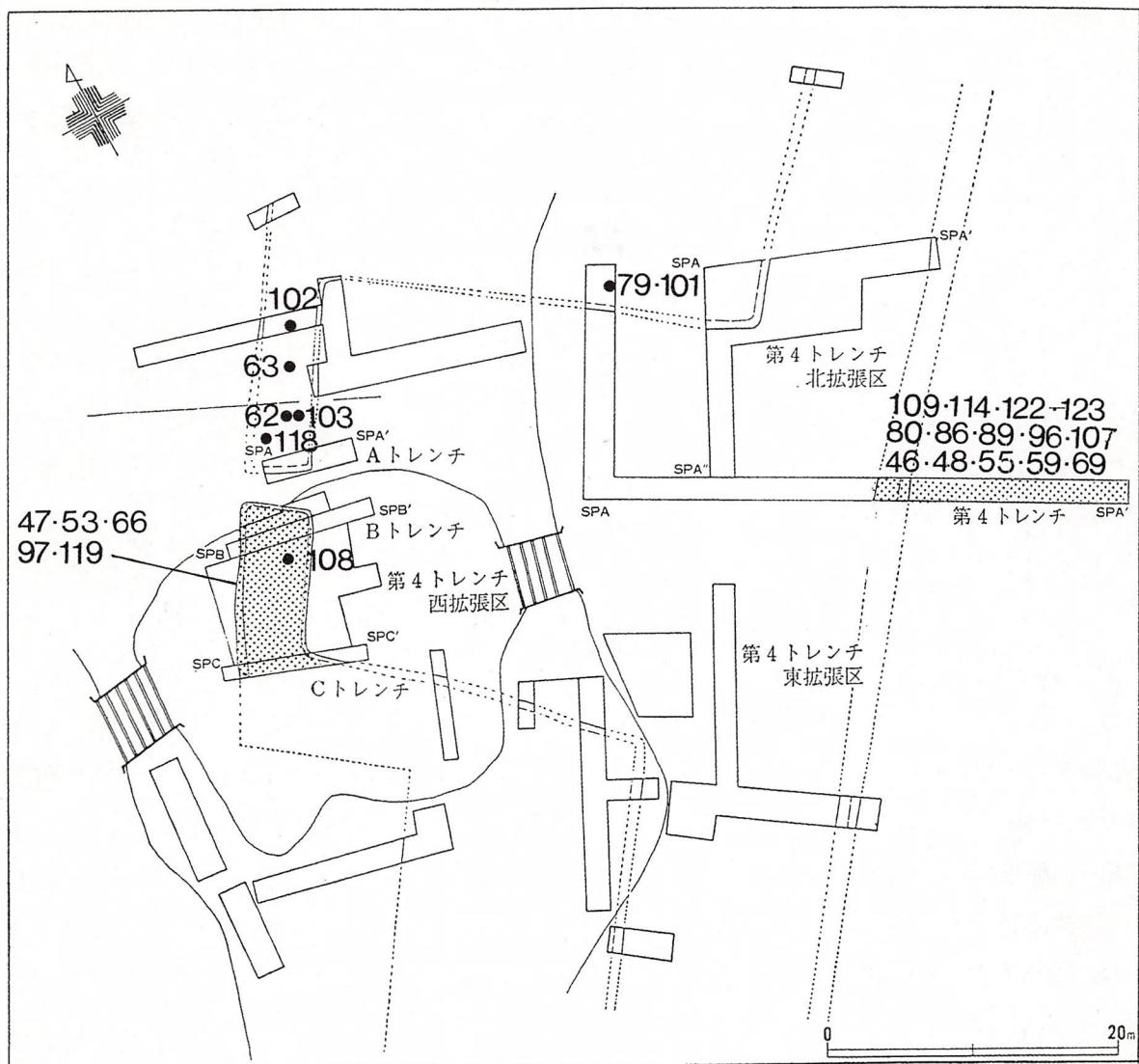
墳丘に配置された形象埴輪全体の組成や数量については次号に譲りたい。

3 中堤造り出し付近

今回報告する形象埴輪の大半は墳丘西側の中堤造り出し付近から出土したものである。このうち少数については平板実測図に出土地点が落とされている。第4図に示すように、中堤の輪郭に沿う外堀の西側部分には掘り残しのブリッジがあり、その北側部分は発掘調査時点で既に、園池が掘削されていたにもかかわらず、堀底部分が残存していて、発掘調査の結果、多数の形象埴輪が出土した。平板実測図には、15点の出土位置がナンバーを付して記録されている。今回の報告に係るものについて記せば、南側から順に、118の鞍負人2、その北側に62の頬に赤彩のある坊主頭の男子頭部、これに接して103の斜め上方に掲げられた左腕、さらに北側に63の頬に赤彩のある坊主頭の男子頭部、最も北側に離れて102の右腕である。

このほかでは、第4トレンチ北端の外堀部分に「人物腕」の出土地点が記されており、79の中実製作腕と101の中空製作腕の片方または両方が該当する可能性が高い。また、108の紐状の細い帯を締め腕を前方に延ばす人物は出土状況写真に「4トレ西拡B・D間造出部外堀」という黒板の写しこみがあるために、ブリッジ南側の造り出し部外堀内でも両トレンチ間に限定することが可能である。平板図には池の中島上に南側から順に、A、B、Cのトレンチ名が記されているが、Dの記載はない。おそらくB・C間の東側に突出する輪郭がDトレンチのなごりで、のちに全面的な拡張が行われたのであろう。このような推定に基づいて108のだいたいの出土位置を示しておくことにしたい。

残りの報告資料については、注記に「内堀4T」とあるのは甲冑形(46・48・55)、盾持ち人埴輪の盾部(59)、赤彩された人物の鼻(69)、人物の腕(80・114)、襟首を赤く縁取る人物胸部(109)、



第4図 稲荷山古墳形象埴輪出土位置図3（中堤造出し）

人物腰部（86・89・107）、片手で壺をもつ人物から離脱した壺（96）、馬形埴輪（122・123）である。第4トレンチの内堀部分は造り出しの東側に1箇所あるだけであり、造り出しから内堀に転落したことを想定すると内堀の中でも造り出しに隣接した位置から集中的に出土したものであろう。この資料群の中で少し検討を要すべきは、86が「造出部4T」と89が「池」と注記された破片と接合関係を持つことであり、107が中堤西側の外堀から出土した体部大型破片（108）と同一個体と推定されたことである。このうち、86については隣接する造り出し部と接合関係を持つことから、原位置が造り出し上であったことを示している可能性が高い。しかし、89と107にみられる遠隔地との接合関係は不自然である。両者とも造り出しを挟んだ外堀側と内堀側との接合関係があるので、何らかの2次的な移動があったとしか考えられない。107については明らかに移動したものであるが、89についてはどちらが原位置に近いかを決することができない。

注記にホワイトポスターカラーで「造出外堀」とあるのは甲冑形（47・53）、同じくホワイトポスターで「造出部外堀」とあるのは細く長い首の人物頸部（66）で、細かい位置は限定できないが造り出し西側の外堀からの出土としてよいであろう。

「造出部4T」とゴム印で注記されたものに甲冑形埴輪（50）、人物腕（82・111）、人物肩（84）、

「4 T 造出」とゴム印と手書きを併用したものに甲冑形（49）、人物頭部（58・65）、人物腕（78・97）、人物胴部（81）、鞍背人1（119）がある。これらは文字通り第4トレーニングの造り出し相当部分からの出土であるかというと、出土状況を示す写真や図面がなく、逆に119の出土状況写真の写し込み黒板に「4トレーニング西拡造り出し部外堀」とあって、造り出し西側の外堀（ブリッジ南側）出土であることが確実である例があり、97も119に接して写真に写っている。また、前述の103にも「4 T 造出No.7」の注記法が採られていることから、外堀が省略されているものも含まれていることはまちがいない。

いっぽう、「造出」とのみホワイトポスターカラーで注記されたものに鳥帽子状の被り物を付ける人物頭部（61）、鼻孔表現のない鼻（68）、人物美豆良（71）、紐状の細い帯を締め腕を前方に伸ばす人物（108）、猪形埴輪立髪（127）がある。このうち、108は前述したように4トレーニング西側拡張区のB・Dトレーニング間造り出し部外堀からの出土であることが確実なので、やはり、「外堀」が省略されたものを含むことになる。

また、「池」とのみホワイトポスターカラーで注記されたものに、幘状の被り物を付ける人物頭部（60）、人物腰部（87・90・91）、人物腕（113）、人物から脱落した弓（74）、甲冑形（51）、馬（124・125・126）、「池西側周堀」と記されたものに人物美豆良（70）がある。前者は発掘調査によるものではなく、池の工事によって不時発見されたものを含んでおり、主に破壊された造り出し北半部とこれを巡る外堀の覆土に包含されていたものと推定されるが、本来は造り出し上に配置されたものとして誤りないであろう。

このほか、小壺を捧げ持つ巫女の腕2（76）は「4 T 北拡池内」のラベルを伴っているので、ブリッジ北側の池内に設けられたトレーニングから出土したものであることがわかる。

II 形象埴輪の特徴

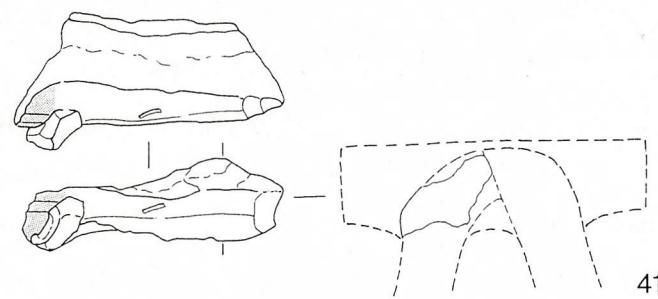
1 家形埴輪の特徴

前号で報告した家形埴輪の続きとして、3点を報告する。

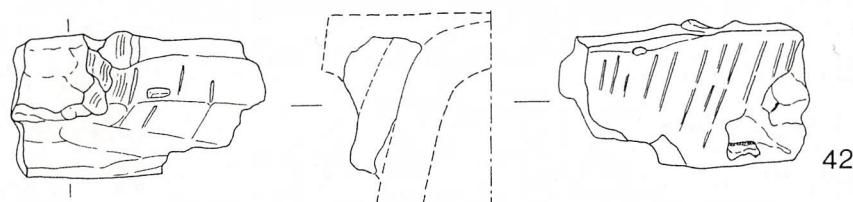
○寄せ棟造り家

41は前号に掲載した寄せ棟造りの乳白色を呈する家形埴輪片（34～39）と同一個体の大棟部破片である。10 T No.8の注記がある。横断面形は逆V字形で、頂部は丸みを帯びている。堅魚木が剥離し、この部分のみ還元して灰色を呈している。その周囲には補強用の根巻き粘土帯が残っている。堅魚木は大棟の側面に取り付いているので、いわゆる置堅魚木ではなく、大棟に食い込むように深く固定された状態を示すものであろう。本体下縁には押縁が取り付いていた形跡がある。内・外面調整はヨコハケの後にナデを加える。胎土は粗砂をやや多く含み、石英、長石、角閃石が目立ち、他にチャート礫、白色パミス、凝灰岩、酸化鉄粒が観察される。焼成は良好で、外面は乳白色、内面と器肉は暗灰色を呈する。

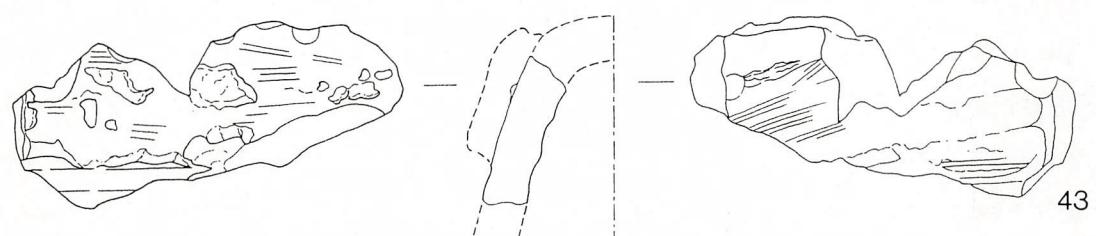
42は41と同一個体の大棟から剥離した押縁である。イ11 T No.14の注記がある。板造りで内側には板による叩き目が顕著に残り、表側にもこれが少し認められる。堅魚木の根元の部分が残る。輪郭



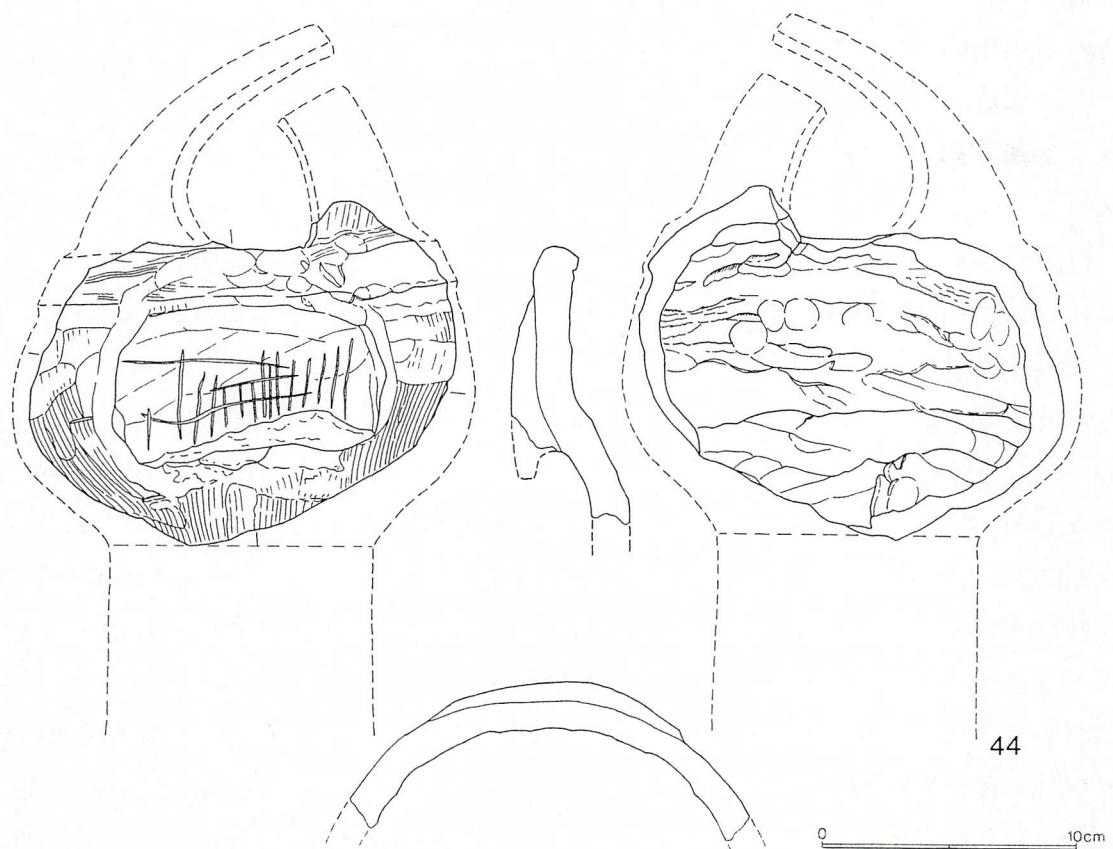
41



42



43



44

0 10cm

第5図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図1

が角張っているが、先端では丸くなるのであろう。

43は41と同一個体の大棟部である。2片が接合し、6T1区表土と6T2区北拡の注記がある。押縁が剥離し、この部分は暗灰色を呈する。成形は粘土紐巻き上げで、内外面の調整は41と共に通する。

2 器財埴輪の特徴

○鞆形埴輪

44は鞆形埴輪である。稻荷山古墳の注記がある。扁球形を呈する本体部の約40%が残存している。上端には腕に装着するための2箇所の突起の基部が残る。突起間となる天井部は閉塞されていない。また、突起部の下には水平に扁平な凸帯が巡っている。側面には隅丸長方形の粘土板が貼り付けられていて、ヘラ先による線刻で格子目文が描かれている。弦の衝撃を受けるための防具と推定される。本体の下には高い円筒基部が伴っていたものと推定される。成形は粘土紐巻き上げ、外面調整はタテハケ（10本／1.3cm）、内面調整は強い横位ナデ、凸帯と防具は指ナデである。胎土には小礫と粗砂を少量含み、石英、長石、チャート礫、輝石、角閃石、白色パミスが観察される。焼成は良好にして極めて堅緻で、茶褐色を呈する。

○衣蓋形埴輪

45は衣蓋形埴輪の笠部である。3T8層の注記がある。10%の破片からの復原実測で、復原径は29.6cmを測る。衣蓋埴輪としては小型の部類に属する。円筒部に粘土紐巻き上げにて笠部の裾を接合するものと推測される。笠部の中間位置に断面台形状の凸帯を巡らす。外面調整はタテハケ及び斜めハケ（10本／1.9cm）、内面と端部の調整はヨコナデである。胎土には粗砂をやや多く含み、チャート礫、白色軟質粒、酸化鉄粒、輝石が観察される。焼成は良好で、淡黄褐色を呈する。

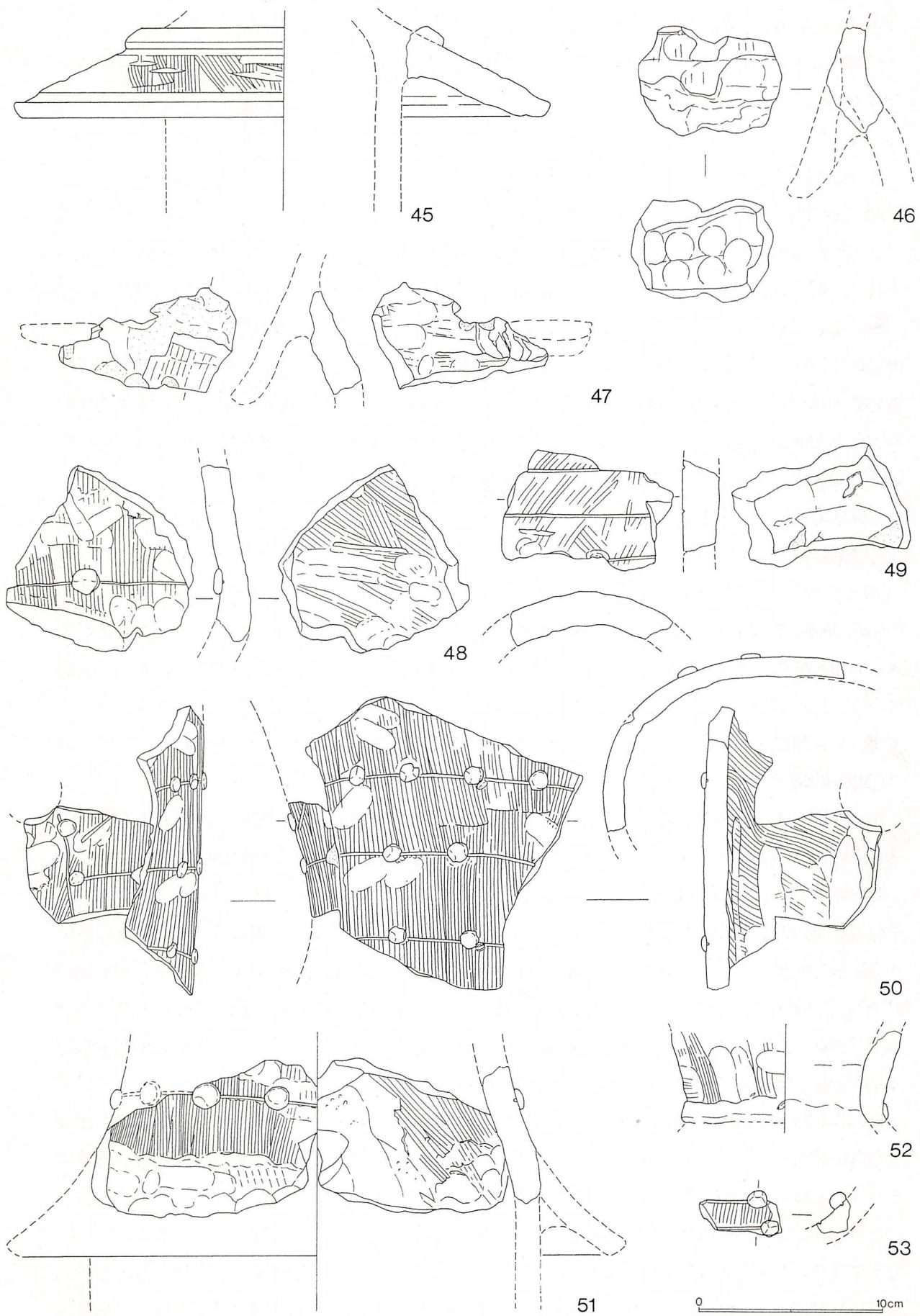
○甲冑形埴輪

55は甲冑形埴輪の頸部から冑部である。内堀4Tの注記がある。報告書第54図2（武人）と同一個体の可能性がある。成形は頸部から冑部を粘土紐巻き上げによって一体的に製作し、鋏部を貼り足している。外面には水平なヘラ描き沈線で横矧板を表現し半球形の粘土粒貼り付けによって纈紐を表現（ただし鉢部の鉢留め表現と外観は同一である）しているので、板鋏を表現したものとなる。外面調整はタテハケ（9本／1.5cm）後、横位ナデ、内面調整は下部では横位ナデ、上部では縦位ユビナデである。胎土はキメが細かく、細砂をごく少量含み、石英、長石、角閃石を中心に、チャート礫、白色パミス、酸化鉄粒が観察される。焼成は軟質で、粉っぽく、内外面は黄色みを帶びた乳白色、器肉の分厚い部分の芯は淡青灰色を呈する。

46も55と同じ甲冑形埴輪の頸部から冑部である。内堀4Tの注記がある。報告書第54図2と同一個体の可能性がある。成形・調整技法、胎土・焼成・色調とも55と同一である。横矧板を表現するヘラ描きの水平線が一部残る。

47も55と同じ甲冑形埴輪の頸部であるが、口の切り込みがあるので、顔面を伴っていたことがわかる。造出外堀の注記がある。報告書第54図2（武人）と同一個体の可能性がある。成形技法、胎土・焼成・色調とも55と同一であるが、内面調整はヨコハケ後横位ユビナデである。

53は55と同じ甲冑形埴輪の冑部である。造出外堀の手書き注記がある。報告書第54図2（武人）



第6図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図2

と同一個体の可能性がある。成形・調整技法、胎土・焼成・色調とも55と同一である。わずかに外反する形状から鋸付近と推定される。横矧板を表現するヘラ描きの水平線2条と緘紐を表現する粘土粒2個が残る。

52は55と同じ甲冑形埴輪の頸部である。25%の破片からの復原実測で、下部での復原径は11.4cmである。無注記である。報告書第54図2（武人）と同一個体の可能性がある。内面調整が横位ナデであるほかは成形・調整技法、胎土・焼成・色調とも55と同一である。下端は体部との接合部で屈曲しており、幅1cmの細く扁平な補強凸帯が巡る。

49は甲冑形埴輪の肩甲である。4T造出の注記がある。粘土紐を接合して断面半円形に製作し、2.8cm間隔で水平沈線を引くことによって板札の肩甲を表現するが、緘紐の表現は伴っていない。外面調整は粗い目のナナメハケ（7本／1.7cm）、内面調整は横位ユビナデである。胎土には石英、長石、角閃石を基本組成として、他にチャート礫、酸化鉄粒、凝灰岩粒が副次的に、黒色軟質粒、輝石がわずかに観察される。焼成は良好だが、表面は粉っぽい。色調は乳白色で、器肉は暗灰色を呈する。報告書第54図2（武人）とはハケ原体と焼成・色調が少し異なる。

50は甲冑形埴輪の短甲部である。引き合わせの表現がないので、背面となる可能性がある。報告書に第59図12として拓影図が掲載されているが、側面部の破片が接合したので実測して掲載することにした。それぞれ造出部4Tと造出の注記がある。成形は粘土紐巻き上げによるが、薄手で、器壁の厚みも均一であり、丁寧な作りといえる。側面上部には小円孔を穿っている。外面には水平なヘラ描き沈線で横矧板（現存4段分）を表現し、沈線上には直径1cm前後の半球形粘土粒を等間隔に貼り付けて、鉢留めの状態を表現している。側面には垂直な沈線が引かれており、蝶番部を表現したものであろう。したがって、本例は左胴開閉式の横矧板鉢留式短甲を模している可能性がある。外面調整はタテハケ（15本／2.4cm）、内面調整は左上がりのナナメハケ（15本／3.0cm）である。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、石英、長石、角閃石を中心に、白色パミス、酸化鉄粒、凝灰岩粒が観察される。焼成は軟質で、粉っぽく、内外面は淡黄褐色、器肉は黒色を呈する。

51は甲冑形埴輪の短甲裾部である。池の注記がある。20%の破片からの復原実測で、復原最大径は24.8cmを測る。成形は粘土紐巻き上げによって円筒基部から一体的に製作した後に、外反して開く裾端部（脱落している）を貼り足していると推測される。現状では草摺部を伴っていたかどうかは不明である。外面には水平なヘラ描き沈線で横矧板を表現し、沈線上には直径1.5cm前後の半球形粘土粒を貼り付けて、鉢留めの状態を表現している。外面調整はタテハケ（21本／3.2cm）、内面調整は左上がりのナナメハケ（16本／2.7cm）の後、部分的に斜位のナデを加えている。また、裾端部の剥離面には外面調整に先行する平行叩き目とおぼしき調整痕がある。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、石英、長石のほかチャート角礫、酸化鉄粒、凝灰岩粒が観察される。焼成は普通で、粉っぽく、内外面は淡赤褐色、器肉は灰色を呈する。50と比較すると、器肉が厚く、鉢を表現する粘土粒が一回り大きく、焼成や色調にも差異があるので、別個体と見られる。

48は甲冑形埴輪の短甲腰部である。内堀4Tの注記がある。成形は粘土紐巻き上げによっており、一旦くびれてから裾が開く形状である。外面には水平なヘラ描き沈線で横矧板を表現し、沈線上には直径1.5cmの扁平な円形粘土粒を貼り付けて、鉢留めの状態を表現している。現存部には平行する

沈線がないので、横矧板の幅は6.3cmを超える幅の広いものとなる。外面調整はタテハケ（8本／1.6cm）後に部分的なユビナデを加えている。内面調整は左上がりのナナメハケ（11本／1.9cm）である。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、石英、長石、角閃石のほか、酸化鉄粒、凝灰岩粒が観察される。焼成はやや軟質で粉っぽく、内外面は乳白色、器肉は暗灰色を呈する。焼成・色調等の違いから50や51とは別個体で報告書第54図1または2に近い特徴を持っている。

54は甲冑形埴輪の短甲部である。外堀4Tの注記がある。外面には水平なヘラ描き沈線3本で横矧板（現存4段分）を表現し、沈線上には直径1cm前後の扁平な円形粘土粒（現存3個、剥離痕3箇所）を貼り付けて、鋤留めの状態を表現している。左端に垂直な沈線が引かれており、水平沈線がここでとぎれているので、引き合わせ部の表現とみられる。成形は粘土紐巻き上げ、外面調整はタテハケ（10本／1.9cm）、内面調整は左上がりのナナメハケ（16本／1.8cm）である。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、石英、長石、角閃石のほか、酸化鉄粒、凝灰岩粒が観察される。焼成は良好だが少し粉っぽく、内外面は淡赤褐色、器肉は灰褐色を呈する。他の例と比較して横矧板の間隔が狭いことが特徴であり、焼成・色調等の違いもあるので48・50・51とは別個体となる。

3 人物埴輪の特徴

○盾持ち人埴輪

56は盾持ち人埴輪の笄帽部分である。無注記である。粘土板を巻いて中実の太い棒とする。中央部での直径4.8cm、長さ10.4cmを測る。両端部は少し径を増し、上方へ反り返る。下面には頭頂部との接合痕が残る。その形状は環状で外径8.7cm、内径3.7cmである。このことから、頭頂部は完全には閉塞せずに、小さな孔を残した状態で、この笄部を接合していることがわかる。外面調整は長手方向への疎いタテハケ（9本／2.6cm）後、上面にはユビナデを加えている。胎土は粗砂をやや多く含み、角張った石英、長石、チャートのほか、酸化鉄粒、凝灰岩粒、片岩が観察される。焼成は普通で粉っぽく、表面は橙褐色、器肉は灰褐色を呈する。

58は角状の特異な髪型の人物埴輪頭部であり、盾持ち人である可能性が高い。側面部の2片からの復原実測である。4T造出の注記がある。粘土紐巻き上げ成形で角状部まで一連に製作する。内面には接合痕を顕著に残す。やや大ぶりで薄手の製作である。角状部は上部の開放する上すぼまりの細い円筒形で、左右2個に分かれると推定されるので、盾持ち人にしばしば見られるところの双髻に該当するものであろう。耳は環状に粘土を貼り付けた後に、外面より大きく円形に穿孔し、ユビナデを加えている。外面調整はタテハケで一部ナナメハケ（8本／1.2cm）、内面調整は下部では縦位ユビナデ、上部では横位ユビナデである。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒が最も目立ち、他に石英、長石、酸化鉄粒、チャート礫が観察される。焼成は軟質で粉っぽく、外面は淡橙褐色、内面はくすんだ橙褐色、器肉は灰色を呈する。

59は盾持ち人埴輪の盾部である。内堀4Tの注記がある。通常の盾と区別してそう判断したのは、無文である点と内側に円筒部に取り付く凸帯の付いている点で報告書第52図2の盾持ち人埴輪と共にしているためである。現存部は正面から見て右上となる角の部分である。全体として長方形の盾となることが推定される。裏面には円筒部との接合痕が残り、タテハケ（8本／2.0cm）の雌型が顕著に残る。盾部は板造りで、平坦に製作し、内側端部を屈曲させており、断面形三角形の補強粘土を貼り

足して接合面を増やすとともに盾面を形成している。裏面の上端には前述の凸帯（断面形は方形）が付くが、円筒部へ連続して一巡していた可能性が高い。

外面調整はナナメハケ（9本／2.0cm）で、傾斜の異なるものを交互に施すことによって装飾的效果を生んでいる。内面調整は縦位ユビナデである。側面端部はシャープなヘラ切りによる平坦面である。胎土は粗砂をやや多く含み、凝灰岩粒が最も目立ち、他に石英、長石、角閃石、チャート礫、藁状の炭化物が観察される。焼成は良好だが少し粉っぽく、内外面は橙褐色、器肉は灰黒色を呈する。

○壺を頭に載せる人物

57は壺を頭に載せる人物の壺部である。体部（b）には6T2区北拡と6T表土下部、口縁部（a）には6T1区北壁体部の注記がある。体部40%、口縁部10%の破片からの復原実測である。体部復原径は11.4cm、口縁部復原径は14.4cmである。壺の体部は扁球形で算盤玉形に近い。口縁部は大きく外反して開き、壺形の器形を呈する。成形は粘土紐巻き上げで、外面調整は体部下半ではナナメハケ（8本／1.3cm）、上半ではタテハケ後、横位ナデ、口縁部ではナナメハケ後、ヨコナデ、内面調整は体部下半では強い縦位ユビナデ、上半では横位ユビナデ、口縁部ではナナメハケである。現存部下端に剥離痕があり、頭部との接合部と推定できる。外面体部上半から口縁部には赤彩が施されている。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、石英、長石を主体とし、他に角閃石、酸化鉄粒、凝灰岩礫、片岩が観察される。内外面は淡褐色、器肉は灰黒色を呈する。

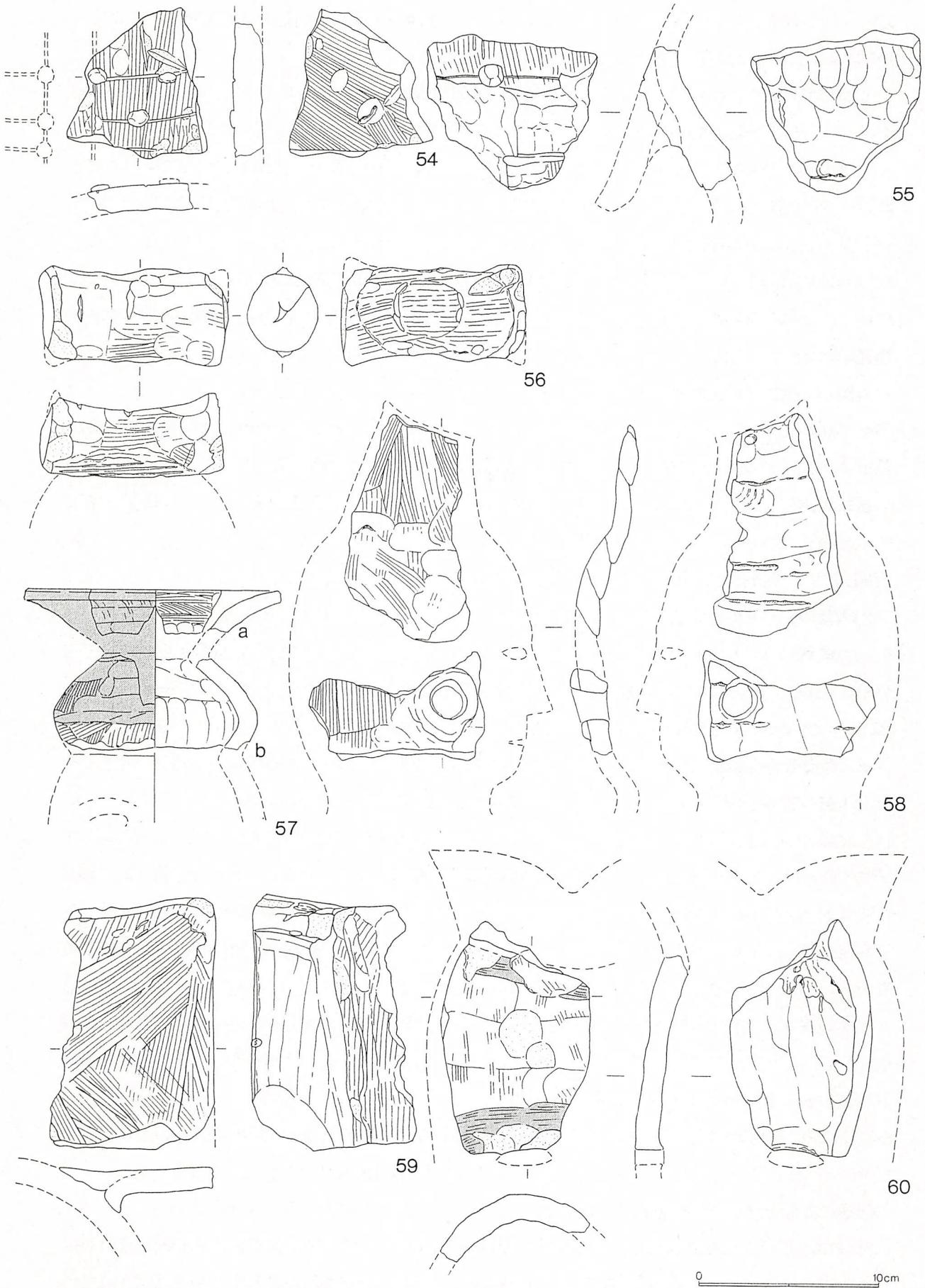
○幘状の被り物を付ける人物

60は幘状の被り物を付ける人物頭部で、おそらく男子となろう。右額部から右目上縁が残存している。池の注記がある。粘土紐巻き上げ成形で被り物までを一体的に製作している。被り物は現存部上端の様子からみて、上部で屈曲し、大きく開きながら立ち上がる形状が推測される。先端は二又またはそれ以上分かれていた可能性が高い。また、額に相当する部分が通常よりも長いので、この部分も被り物の一部となるが、沈線などによる下縁部の表現は行われていない。

目は外面からヘラ先で切り取られている。眉は貼り付けたものではなく、その上縁と下縁をユビナデでくぼめることによって、相対的に高まりを表現したもののようにある。この眉の位置と被り物の屈曲部に水平方向の赤彩がさら状の筆を用いて施されている。眉の位置の赤彩はあるいは被り物の下縁を表現したものであるかもしれない。外面調整はタテハケ（5本／0.9cm）後、横位ナデ、内面調整は縦位ユビナデである。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、凝灰岩粒が目立つほか、石英、長石、チャート、角閃石が観察される。焼成は普通で、外面は白っぽい淡褐色、内面は淡褐色、器肉は暗灰色を呈する。

○鳥帽子状の被り物を付ける男子

61は鳥帽子状の被り物を付ける男子頭部で、顔面から被り物の先端までが残存しているが、顎と右頬から後頭部を失っている。造出の注記がある。顔面の復原幅は14.4cm、顎から被り物先端までの複元長は20.0cmである。成形は粘土紐巻き上げで被り物までを一体的に製作する。顔面はいわゆる丸顔で、顎が短いことを特徴としている。鼻は粘土塊を貼り付けて、幅が狭く、鼻梁の長い低い鼻を表現している。また、外面から細い円棒を貫通させることによって鼻孔を表現している。口と目は外面からヘラ先によって切り抜かれている。目は目頭が丸く、目尻がやや細くなる形状で、やや伏し目



第7図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図3

がちである。眉は薄い粘土紐を貼り付けてからユビナデ調整を加えており、わずかな高まりがある。左こめかみ部には美豆良の根元が残存するが、本体は剥落している。

被り物は先端の尖る鳥帽子状のもので、頂部で前後方向の稜をなしているので袋鳥帽子と同じ形状である。眉の上部には被り物の下縁を表現した細い沈線が引かれている。

外面調整はタテハケ（10本／1.7cm）主体で、額部のみヨコハケを施し、後に顔面では横位ナデを加えて、ハケ目を摺り消している。内面調整は中・下位では縦位ユビナデであるが、上位では粘土紐痕を残し、ユビ押さえ痕が多数認められる。最終的には器壁を絞り込みながら閉塞を行っている。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、凝灰岩粒が目立つほか、石英、酸化鉄粒（径5mmの大粒を含む）、チャート、角閃石が観察される。焼成は良好で、外面は黄色みを帯びた乳白色、内面は淡褐色、器肉は暗灰色を呈する。

○頬に赤彩のある坊主頭の男子

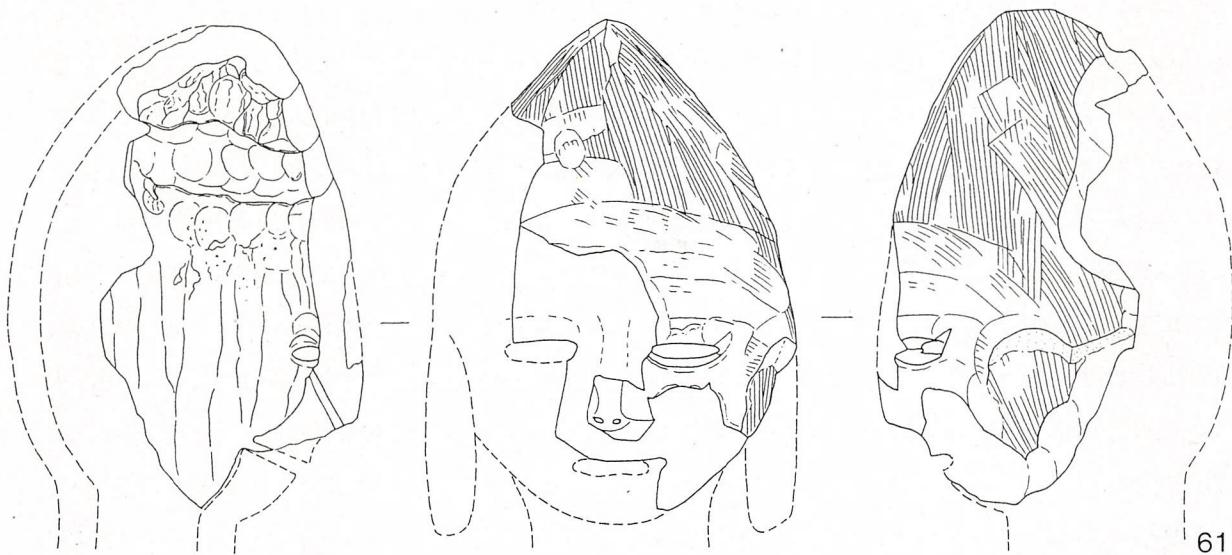
62は頬に赤彩のある坊主頭の男子頭部で、首から上部のうち、鼻を除く顔面を失っている。造出部外堀、造出、No.6の3種類の注記がある。また、鼻には4T造出外堀No.7の注記がある。顔の幅は14.0cm、長さは14.3cmで、ほぼ真円形の丸顔に作られている。粘土紐巻き上げによって球形に成形し、頭頂部は弾丸形の小さな粘土塊で塞いでいる。

頬は粘土を貼り足し、ヨコナデを加えて調整することによって、輪郭を作りだしている。また頬には直線状の赤彩帯が等間隔に4本残存しており、口の付近から頬に向かって放射状に配置されている。なお、赤彩にはささら状の刷毛が用いられ、そのハケ目が付いている。鼻は顔面から剥離している。幅が狭く、鼻梁の長い低い鼻であり、外面から細い円棒を貫通させることによって鼻孔を表現している。これらの諸特徴は前述の61と共通している。口と目は外面からヘラ先によって切り抜かれている。目は目頭の部分しか残存していないが、目頭が尖っており、細くて小さい目になる可能性が考えられる。口は幅が狭く水平で、わずかに開口気味と推測される。耳は右耳のみが残存している。平面形は数字の9に似ていて、環状部とこれに接して貼り付けられた棒状部からなっている。棒状部は耳の形状を示すものとは考えにくいので、紐状の耳飾りを表現したものかもしれない。耳はいったん竹管のようなもので、外部から貫通させて予定箇所をマークしてから、円盤状の粘土を貼り付けて、その中心部を外部から細いヘラ状の工具を用いて丸く切り抜くが、貫通はしていない。美豆良の表現はなく、上部の頭髪表現も全く行われていないので、坊主頭を見てよい。

外面調整はタテハケ（11本／1.7cm）後に耳より上の頭部と頬には横位ナデを加えて、ハケ目を摺り消している。内面調整は強い斜位ユビナデであるが、頭頂部には粘土紐痕を残し、ユビ押さえ痕が多数認められる。胎土は細砂を少量含み、石英、長石、凝灰岩粒、酸化鉄粒、チャート、角閃石が観察される。焼成はやや軟質で粉っぽく、内外面は白っぽい淡褐色、器肉は暗灰色ないし黒色を呈する。

○頬に赤彩のある坊主頭の男子

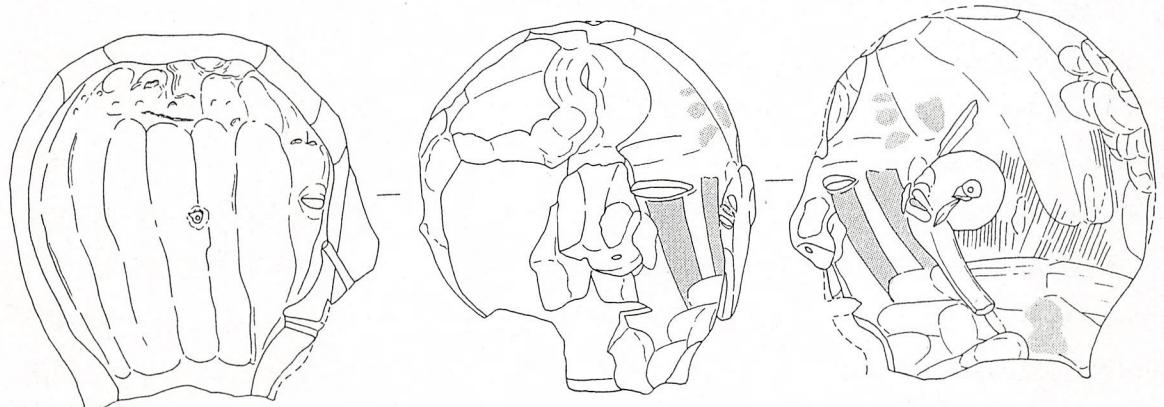
63は頬に赤彩のある坊主頭の男子頭部で、首から上部のうち、右目から下の頬の部分と頭頂部の一部を失っている。4T造出外堀No.9の注記がある。報告書に第53図4として実測図が掲げられている人物埴輪である。顔の幅は14.0cm、長さは13.6cmで、ほぼ真円形の丸顔に作られている。粘土紐巻



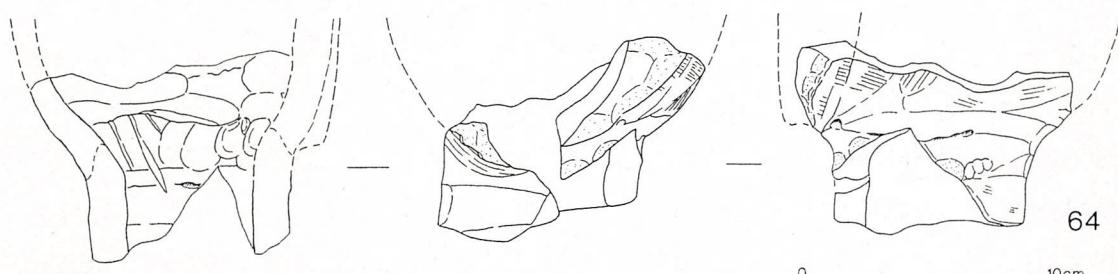
61



62



63



64

0 10cm

第8図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図4

き上げによって球形に成形し、頸への粘土の貼り足しは行っていない。

鼻は幅が狭く、鼻梁の長い低い鼻であり、外面から細い円棒を貫通させることによって鼻孔を表現している。これらの諸特徴は前述の61・62と共通している。口と目は外面から鋭利な刃物で一気に切り抜かれている。おそらく金属製の刀子であったであろう。目は笹葉形で小さく細い。眉は極めてわずかな高まりとして表現されており、粘土を貼ったのか周囲をなでくぼめたのか判断が付かない。口は幅が狭く水平で、端部が尖り、わずかに開口気味である。耳は左耳のみが残存している。平面形は数字の9の裏文字に似ていて、環状部とこれに接して貼り付けられた棒状部からなっている。棒状部は根元はユビ押さえによってつぶれているが、途中から幅を減じるとともに高さを増し、断面形は方形を呈する。少し後方へ反りながら下方へ伸びているが、5cmが現存し、さらに2cmほど伸びる形跡があるので、耳朶の表現とはなしえず、美豆良とも表現が異なるため、耳孔前方の突起部に穴を開けて取り付けられた紐状の耳飾りの表現とするのが妥当と考える。耳は円盤状の粘土を貼り付けて、その中心部を外部から棒状の工具で刺突貫通させてから、こじながら上広がりの丸いくぼみを作っている。美豆良の表現はなく、上部の頭髪表現も全く行われていないので、坊主頭と見てよい。

左頬には直線状の赤彩帯が間隔を空けて2本引かれている。1本は目の下から斜め下方に開き、もう1本も、この外側に平行して引かれている。幅は上端が最大で下方へ向かって幅を減じている。このほか、左前頭部と左頸部にも赤彩が残るが、文様としての把握はできない。

外面調整はタテハケ（7本／1.0cm）後に後頭部下位を除く全体に丁寧なナデを加えて、ハケ目を摺り消している。ナデの方向は頭頂部では斜位、頸部と顔面では横位である。内面調整は強い縦位ユビナデであるが、頭頂部には粘土紐痕と絞り目を残し、ユビ押さえ痕が認められる。胎土は細砂を少量含み、石英、凝灰岩粒、酸化鉄粒、チャート、角閃石が観察される。焼成はやや軟質で粉っぽく、内外面、器肉ともには肌色に近い淡赤褐色を呈する。

なお、報告書掲載の実測図は欠損部を復原的に書き込んだものであり、顔面全体に赤彩が施されていたとする推定も事実誤認であるため、今回の資料報告をもって訂正しておきたい。

○頸に広く粘土を貼り足す人物頭部

64は人物頭部で、頸部のほか左頸から左側頭部下位が残存している。無注記である。頸部の直径は8.0cm、顔幅の復原値は13.6cmである。粘土紐巻き上げによって頸部から頭部を一体的に成形し、頭部を球形に製作する点では62や63と共通する。頸には広く粘土を貼り足して、こめかみ付近までの頸の稜線を表現している。側頭部には美豆良の表現がないので、女子となる可能性が高いが、坊主頭や笄帽を被る盾持ち人となる可能性も残されている。頭部の外面調整はヨコハケ（5本／0.6cm）後に横位のナデを加えて、ハケ目を摺り消している。頸部の外面調整は2指を当てての横ナデである。内面調整は横位ユビナデであるが、一部に木口状工具による横位調整が加えられている。胎土は粗砂をやや多く含み、凝灰岩粒と大粒の酸化鉄粒が目立つほか、石英、チャート、角閃石、藁状炭化物痕が観察される。焼成は良好にして堅緻である。内外面は橙褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○後頭部が残る推定坊主頭の男子

65は後頭部が残る坊主頭の男子頭部で、顔面と頭頂部を失っている。造出部4Tの注記がある。顔の幅は13.0cm、復原長は13.3cmで、ほぼ真球形に作られている。粘土紐巻き上げによって頸部から

頭部を一体的に成形している。耳は右耳のみが残存している。環状部とこれに接して貼り付けられた棒状部からなっているが、棒状部は根元の痕跡をわずかに残すのみで、剥離している。耳は粘土紐の端部を閉じることによって環形をなす。中心部を外部から棒状の工具で刺突貫通させてから、こじながら上広がりの丸いくぼみを作っている。美豆良の取り付くべき部分は失われていて、その有無は不明と言わざる得ないが、鬚が取り付く形跡は認められず、上部の頭髪や後頭部の垂髪の表現が全く行われていないので、坊主頭となる可能性が高い。外面調整はタテハケ（6本／1.0cm）後に横位ナデを加える。内面調整は強い斜位ユビナデであるが、頭頂部付近には絞り目を残す。胎土は細砂をやや多く含み、大粒の凝灰岩粒が目立つほか、石英、酸化鉄粒、チャート、長石、角閃石が観察される。焼成はやや軟質で粉っぽく、内外面、器肉ともに淡橙褐色を呈する。

○細く長い首の人物

66は細く長い首の人物で、頸部が完存するほか口を含む顎部が残る。造出部外堀の注記がある。頸部の直径は5.9cm、長さは5.0cmを測る。他の人物埴輪に比較して、頸部が細く長いことが特徴であり、頭部径9cm代の小型品になることが推定される。

円筒状の頸部には粘土紐痕が全く認められないので、粘土板を丸めて両端を閉じていっぺんに製作した可能性が高い。工程としては体部製作の最終段階に首を取り付けるべき孔を残して、その孔の周縁部の粘土を少し引き出しておき、これに円筒状の頸部を継ぎ、次に、内傾する頸部上端面を接合面にして粘土紐巻き上げを行って頭部を成形したとみられよう。頸部と頭部の接合部内面には段を伴う明瞭な接合痕がある。また、顎には粘土を貼り足しておらず、口が低い位置に穿たれているので、いわゆる顎無しの面相となろう。これらの諸特徴は報告書第53図2の男子頭部（側頭部から後頭部を防御する鎧の付く冑で、鎧や緘紐の表現がないので、おそらく皮革製のものを付けている）とことごとく共通しており、同工品であった可能性が高い。口は下辺の内側部分のみが残存している。外面からヘラ状の工具で刺突穿孔したものである。幅は2.1cmを測り、ほぼ平坦である。

外面調整はタテハケの後に縦位のナデを加えてハケ目を撫で消している。また、頭部と体部にそれぞれ接する上位と下位には横位のユビナデが加えられている。内面調整は縦位後に横位のナデで、体部との接合部にはしづら痕が残る。胎土は礫と粗細をやや多く含み、大粒の凝灰岩粒が目立つほか、チャート（最大のものは直径14mmの亜角礫）、石英、酸化鉄粒、長石、角閃石が観察される。焼成は良好だが、表面のみやや軟質で粉っぽく、内外面は橙褐色、器肉は灰褐色を呈する。

○顔面を赤く彩色する人物

67は顔面を赤く彩色する人物で、頬と耳の一部を含む右側頭部から後頭部に欠けた部分が現存している。イ5T2区表土の注記がある。粘土紐巻き上げによって、頸部で一旦くびれた後に、球形に頭部を成形している。耳は円盤状の粘土塊を貼り付けてから、その中心部に外側から丸い棒を差し込んで、穿孔し、こじりながら孔の径を増している。奥にはその際に出た粘土滓が残っている。顔面には鮮やかな暗赤色の顔料が塗布されており、一部はがれていますが、面的な広がりがあり、顔面の全体か頬の全面に施されていたものであろう。首筋にも赤彩が部分的に残っており、もとは首にも面的に施されていた可能性がある。

外面調整はナナメハケ（7本／1.3cm）の後に、首筋は粗い布を用いた横位のナデ、顔面は丁寧なナ

デを加えてハケ目を撫で消している。内面調整は下位では幅の狭い木口状工具による斜位調整、上位では斜位のユビナデである。胎土は細砂を少量含み、石英、長石、角閃石、酸化鉄粒、凝灰岩粒が観察される。焼成は普通だが、表面のみやや粉っぽく、内外面は淡褐色、器肉は茶褐色を呈する。胎土・焼成・色調は95の意須比を受けた巫女と共通しており、同一個体の可能性がある。

○鼻孔表現のない鼻

68は顔面から剥離した人物埴輪の鼻である。造出の注記がある。粘土塊を指先で成形して、そのまま顔面に圧着したものである。幅が狭く、鼻筋の長い低い鼻である。鼻孔の表現は伴っていない。外面調整はユビナデである。胎土は細砂と礫を少量含み、凝灰岩粒が目立つほか、石英、チャート礫、酸化鉄粒、藁状炭化物が観察される。焼成はやや軟質で表面が剥落していて、粉っぽい。外面は淡橙褐色、剥離面は灰色を呈する。

○赤彩された鼻

69は鼻と口の一部を含む顔面中心部の破片である。内堀4Tの注記がある。外面には全体的にくすんだ暗赤色の彩色が施されているが、剥離してしまった部分もある。鼻は低くて短い鼻で、わずかな稜線があって、三角錐状を呈する。外面から円棒を刺突穿孔して、平面形円形の鼻孔を表現するが、左鼻孔は浅くて貫通していない。口は上辺が残存している。外面から鋭利な刃物で切り抜いている。外面調整はユビナデである。胎土は粗砂を少量含み、凝灰岩粒、石英、酸化鉄粒、角閃石が観察される。焼成は軟質で粉っぽい。内外面、器肉とも淡橙褐色を呈する。

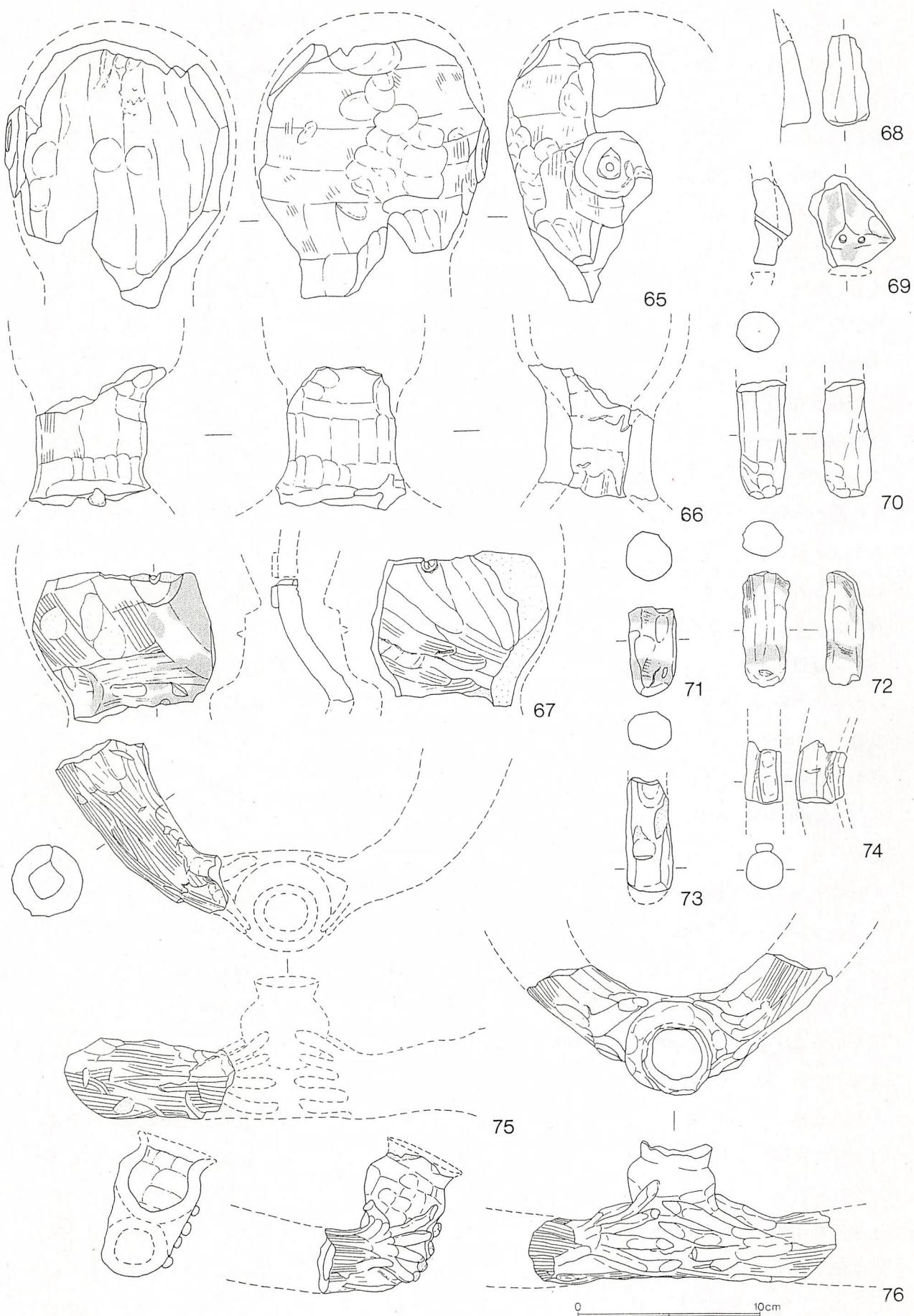
○美豆良

70は断面が円形を呈する棒状の美豆良である。稻荷山池西側周堀の注記がある。根元の部分を失っている。直径2.5cm、残存長6.5cmを測る。粘土を転がして成形したもので、端部は丸く収めている。外面調整は縦位のユビナデである。胎土は細砂と礫をごく少量含み、チャート礫、凝灰岩粒、酸化鉄粒、角閃石が観察される。焼成は良好にして堅緻で比重がある。外面、器肉とも暗茶褐色を呈する。

71は断面が円形を呈する棒状の美豆良である。造出の注記がある。根元から中間部を失っている。直径2.7cm、残存長4.9cmを測る。粘土を転がして成形したもので、端部は丸く収めている。だいぶ薄れてはいるが、赤彩帯を2段巡らし、その塗布に用いたハケ目も残る。外面調整は縦位のユビナデである。胎土は細砂をごく少量含み、チャート、凝灰岩粒、石英が観察される。焼成は普通で少し粉っぽく、多孔質で比重がやや軽い。外面は淡黄褐色、器肉は暗灰色を呈する。

72は断面が円形を呈する棒状の美豆良である。注記は不明瞭で稻荷山のみ読みとることができる。根元を失っているが、上端が拡がり始めており、根元付近と見られる。直径2.4cm、残存長6.3cmを測る。粘土を転がして成形したもので、端部は丸く収めている。赤彩帯を2段巡らし、その塗布に用いたハケ目も残る。塗り方は雑で、歪んでいる。外面調整はタテハケ(7本/0.9cm)の後に、縦位のユビナデを加える。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、チャート、凝灰岩粒、石英、角閃石、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通で少し粉っぽく、多孔質で比重がやや軽い。外面は灰黄がかかった乳白色、器肉は黒色を呈する。

73は断面が円形を呈する棒状の美豆良である。無注記である。根元と先端を失っているが、上端



第9図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図5

はやや薄くなっている、根元に近く、下端も収束し始めており先端に近いと見られる。直径2.5cm、残存長6.1cmを測る。粘土を転がして成形したもので、端部は丸く収めているらしい。表面には発掘時に付いた傷がある。外面調整は縦位のユビナデである。胎土は粗砂をやや多く含み、チャート、凝灰岩粒、石英、角閃石、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通で少し粉っぽく、多孔質で比重が軽い。外面は明るい橙褐色、器肉は暗灰褐色を呈する。

○人物埴輪から離脱した弓

74は人物埴輪から離脱した弓である。稻荷山池の注記がある。粘土を転がし断面形円形に成形した粘土棒を弓本体部とし、これに粘土紐を貼り付けて弓弦を表現する。本体部の直径は2.0cm、弓弦の幅は0.9cmを測る。全体が弓弦側に湾曲している。現存長は3.5cmあるが、弭部分は含まれず、両端が欠けているので、中間の部分となる。弓は外面ハケ調整後、ユビナデ、弓弦は粘土紐を転がして成形後、指頭押圧によって貼り付けている。胎土は粗砂を少量含み、チャート、凝灰岩粒、石英、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通で少し粉っぽく、多孔質で比重がやや軽い。外面は明るい橙褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○小壺を捧げ持つ巫女の腕1

75は完存する76と形状、製作技法が共通することをもって小壺を捧げ持つ巫女の腕とみて誤りないであろう。無注記である。根元の方は太く、手首に向かって細く作られており、全体が内側に湾曲する。手首の上部には粘土紐を貼り付けて表現した拇指の根元が残っているので、右腕となる。製作技法は根元側をやや厚く、手首側を薄くした平面形台形の粘土板を丸め、両側端部をとじ合わせて中空の腕としている。手首の所にみられる段（上下両面にハケ調整がある）は、このようにして製作した2本の腕を連結するために粘土帯でくるんで仕上げてあったのが剥離したものである。

外面調整は長手方向のハケ（6本／1.4cm）後に、内側部分にのみ長手方向のユビナデを加えている。内面調整は粘土板の段階で長手方向のハケを施している。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒が目立つほか、石英、酸化鉄粒、チャート、角閃石、藁状炭化物が観察される。焼成は良好で、外面は橙褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○小壺を捧げ持つ巫女の腕2

76は小壺を捧げ持つ巫女の腕で、壺と両手首付近が残存するが、根元の部分は失っている。4トレ北拡池内S48.12.25のラベルを伴っている。腕の太さは3.6cm前後で、左右の腕を一連に作っており、平面でみると壺を中心として左右対称形で、全体が内側に湾曲しているので、両手で壺を捧げ持つ状態を表現したものと見てよい。

製作手法は、厚さ8mmほどの粘土板を丸め、両側端を綴じ合わせて中空の腕を成形するもので、孔は全体を貫通している。内面観察から、左右別々に製作した腕を継ぎ手を用いて一体化していることがわかる。一連にした両腕のちょうど中間部となる上面には、小型壺を接合し、安定させるために補強用粘土を充填し、さらに粘土紐を貼り付けて左右の指10本を表現している。それは両手で壺の下半部から底部を包み込むように持つ状況を再現している。また、腕の下面は一体的な平坦面をしており、製作台の痕跡と見られるので、製作台の上で腕を一体化させ、一度に体部に接合したことが推定できる。壺は体部が球形、口縁部は短く直立気味の器形をなし、粘土紐巻き上げで成形し

たのち、内外面をユビナデ調整している。独立して製作されたもので底部も伴っており、製作は丁寧である。胴部最大径、器高とも4.5cm、器壁の厚さ0.7cmを測る。

腕の外面調整は長手方向のハケ（7本／1.0cm）後に、内側部分にのみ長手方向のユビナデを加えている。内面調整は長手方向のユビナデを丸める前（粘土板の段階）に施し、綴じ目を指の側面で押さえるようにして調整している。胎土は粗砂を多量に含み、凝灰岩粒が目立つほか、石英、酸化鉄粒、チャート、角閃石、長石、片岩が観察される。焼成は普通で、表面が少し剥落している。外面は橙褐色、器肉は暗オリーブ褐色を呈する。75と製作手法・形状・胎土への含有鉱物・色調が近似している。

○小壺を捧げ持つ巫女の腕 3 とその胴部

77は人物埴輪の右腕で、手の形状と掌内側の剥離痕から小壺を捧げ持つ巫女の腕と推定される。指先及び体部との接合部を失っている。西造出外堀の注記がある。腕は上面から見ると大きく内側に湾曲している。断面形はD字形を呈し、内側が直線的で外側は丸みを帯びている。根元側の上下幅は7.5cm、手首では3.6cmで、手首に向かって幅を減じている。製作技法は、3本の細長い粘土紐を合わせて、1枚の粘土板とし、その両側端を綴じ合わせて中空の腕とするもので、綴じ目は上側にあることが内面観察によって確認できる。

掌は手首端部に粘土を貼り付けて成形している。拇指は独立して立っているが先端を失っている。また、他の4指は欠失している。掌の内側は丸くくぼんでおり、剥離痕が認められるので、壺の体部が接合していたものと推測される。やや大型の壺を介在させて、両手で壺を捧げ持つ左右対称形の腕の復原図を掲げておいた。手首には赤彩帶が一巡するが、かなり薄れている。

腕の外面調整は長手方向のハケ後に、丁寧なナデを加えて、ハケ目を擦り消している。内面調整は長手方向のユビナデを、丸める前（粘土板の段階）に施すが、丸めた際の絞り目が縦方向に生じている。胎土は細砂を少量含み、石英、酸化鉄粒、チャート、凝灰岩粒、長石、片岩が観察される。焼成は普通だが、少し粉っぽく、断面観察では多孔質である。外面は淡褐色、器肉と内面は暗灰色を呈する。分厚い作りのため重量感がある。

81の胴部は胎土・焼成・色調（少し茶色味がかった特徴的な淡褐色）の一致から77と同一個体と特定できる。4T造出の注記がある。腰部から胴部にかけて残存しており、外反しながら開く下端部の形状から半身像と推定される。外面下位には水平に貼られた帶の剥離痕があり、その推定幅は4.5cmである。帶の直上での胴部復原幅は14.5cmである。成形は粘土紐巻き上げによっている。

外面調整はタテハケ後にヨコハケ（5本／1.5cm）を施し、さらに斜位のナデを加えて、ハケ目をほぼ完全に撫で消している。剥離した帶の上縁部は現存しており、帶の上側面に対するヨコナデ調整痕がある。内面調整は裾部では横位、腰から上部では斜位の強いユビナデである。胎土は細砂を少量含み、石英、酸化鉄粒、チャート、凝灰岩粒、長石が観察される。焼成は普通だが、少し粉っぽく、断面観察では多孔質である。外面は淡褐色、内面は黄白色、器肉は暗灰色を呈する。

78の左肩部も胎土・焼成・色調の一致から77と同一個体と特定できる。4T造出の注記がある。前方に向かう左腕の付け根部分が少し残存しており、腕を前方に突き出していることがわかる。肩と腕は一連に作られているように見えるが、図示していない左肩部後ろ側の破片（内堀4Tの注記あ

り)では、腕の接合予定箇所の端部を薄く引き出し、その外側に補強用の粘土を貼り足しているので、腕を肩部に外被せする取り付け方法の採用されていることがわかる。

外面調整は体部ではヨコハケ(4本/0.8cm)、腕の付け根付近ではタテハケを施した後に、ナデを加えて、ハケ目をほぼ完全に撫で消している。内面調整は横位の強いユビナデである。

なお、他に同一個体の小破片5点があり、胴部片(造出部4Tの注記あり)と推定される。

○腰にあてがう中実の両腕

79と80は胎土・焼成・色調が一致し、同一個体の両腕となる。このうち79は右腕で、掌の内側に体部との接合痕があり、腕が長く、湾曲する形状からみて、腰に手を当てる姿態をとっていたことがわかる。外堀4Tの注記がある。製作技法は扁平な粘土板を丸めて中実の腕を成形するもので、太さはほぼ一定している。直径は3.3cmを測り、中空の腕に比して細い。掌の部分は腕の先端部を平たくのばして成形しており、拇指は独立して前方に向くが、他の4指は揃えて下に向く。その先端部は失っていて、指の表現を行っていたかどうかはわからない。掌の内側には平らにのばしたときに付いた作業台の木目圧痕がある。また、腰の部分に密着させるために補強用の粘土を周縁部に貼り足しており、これには体部側に施されていたタテハケ(6本/1.4cm)の雌型が残っている。腕の外面調整は主に長手方向に施すハケ(5本/0.7cm)の後、ナデを加えている。内面調整は横位の強いユビナデである。

80は左腕で、根元の臍先端部と掌の大半を失っている。内堀4Tの注記がある。緩やかに内側に湾曲しており、残存長は19.3cmを測る。根元の部分は太く、前後幅は6.2cm、手首の部分に向かってその幅を減じ、3.0cmを測る。製作技法は、粘土板を「の」字状に巻いて中実の腕とするもので、根元を臍のように肩部の孔に挿入し、補強用の粘土を貼り足して固定したことがわかる。掌は79と同様に外側に反り返っているので、右腕と同様に腰にあてがわれていたと推定される。また、拇指は粘土紐貼り付けによって、独立した造形が行われている。

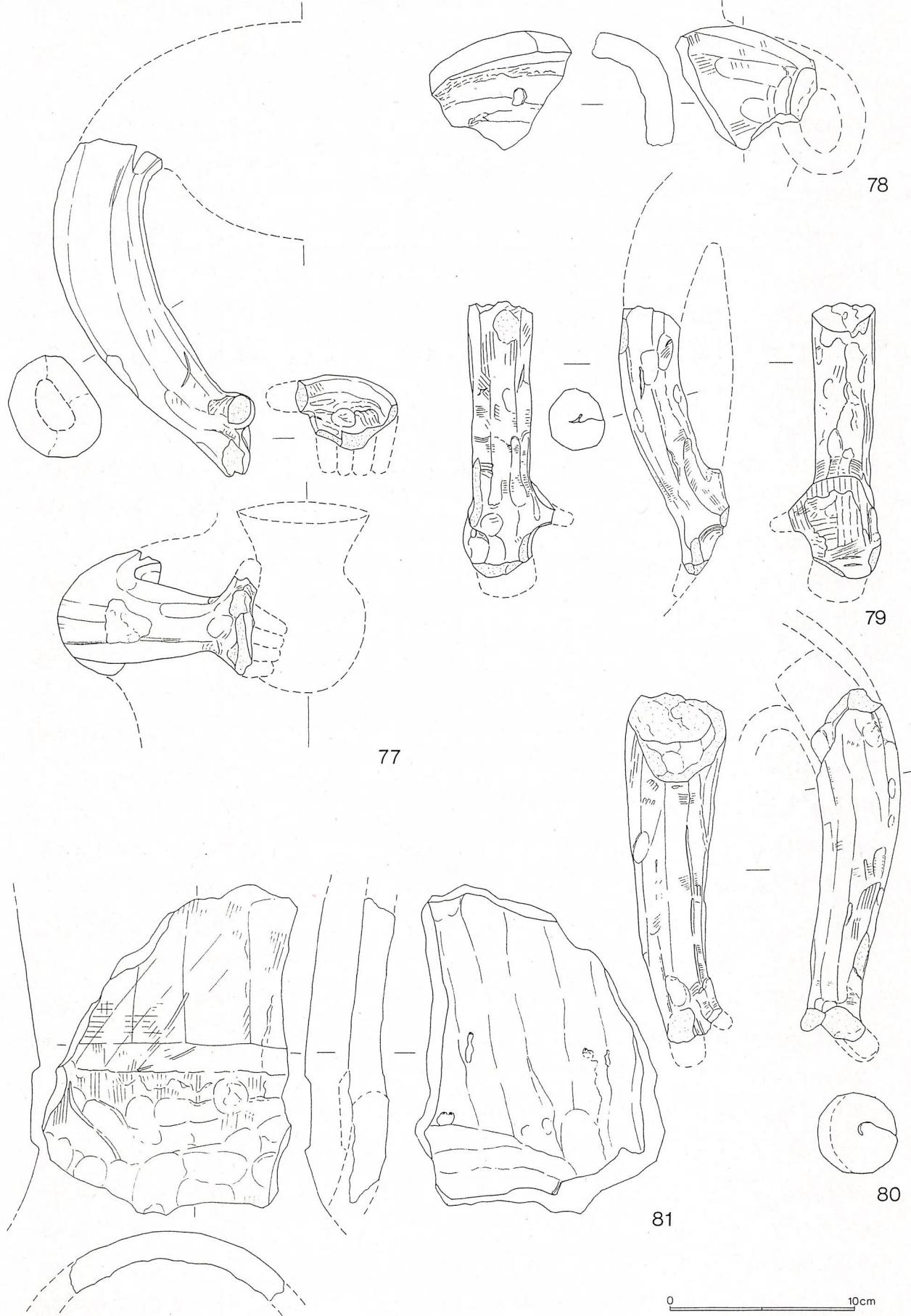
外面調整は長手方向のハケ(3本/0.4cm)の後、ナデを加えて、ハケ目をほとんど擦り消している。79と80の胎土は小礫と細砂をやや多く含み、石英、長石、角閃石、酸化鉄粒、チャート、凝灰岩粒、鉄石英、火山ガラス、輝石、片岩のほか、細かい海面骨針数点が観察される。焼成は良好にして、極めて堅緻で、外面は茶褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○大帯を締める大型人物

82・83・85・86は同一個体の各部位である。頭部を含まないが、大型の人物像であり、大帯を締めているので、男子像となろう。

82は右肩から腕にかけた部分である。腕は右斜め前方に60度ほど開き、水平に付けられている。腕の中間から掌の部分は失っている。造出部4Tの注記がある。製作技法は、3枚の細長い粘土紐(内面にわずかな段が生じているので明瞭にわかる)を合わせて、1枚の粘土板とし、その両側端を綴じ合わせ、絞り込んで成形し、中空の腕とするもので、綴じ目は下側にあることが内面観察によって確認できる。

肩部との接合方法は、肩の孔の周縁部を薄く摘み出し、その外側に腕の根本を被せ、さらに接合部外面に薄く補強用粘土を貼り足すものである。その処理方法は熟練しており、厚みもほとんど変



第10図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図 6

化していないので、ちょっと見ただけでは体部と腕が一連に製作されているかのように見える。体部は粘土紐巻き上げによりながらも、非常に薄手に製作されていることに特徴があり、薄いところでは0.7cm、厚いところでも1.0cm程度である。

外面調整は体部ではナナメハケ（7本／1.5cm）、腕では長手方向のユビナデである。内面調整は体部ではナナメハケ（6本／1.3cm）及びユビナデで、腕の接合部には強い指頭圧痕が多数みられる。胎土は小礫と細砂をやや多く含み、石英、チャート、凝灰岩粒を基本組成とし、他に、長石、酸化鉄粒、鉄石英、火山ガラス、輝石、片岩のほか、わずか1点だけ細かい海面骨針の先端部が観察される。焼成は良好にして、極めて堅緻で、たたくと金属質の音がする。内外面は橙褐色（濃淡のムラがある）、器肉は茶褐色を呈する。

83は左肩部で、内面観察によって、中空の腕を接合するために先端部を絞って薄く摘み出している様子がわかる。無注記である。外面調整は横位ナデ、内面調整は細かいヨコハケ（10本／1.2cm）である。外面は還元がかかる、灰白色を呈する。

85は腹部正面から左脇にかけた破片である。側面では腰が少しくびれ、裾に向かって開く形状を示している。無注記である。外面向かって右端には縦方向に粘土紐を貼った剥離痕があり、ユビナデを伴っている。盤領衣の前身頃の衽を表現したものかもしれない。また、その左側にも幅4.2cm、長さ6.5cmの楕円形の剥離痕がある。ここに何が付けられていたのかは不明であるが、左腕の先端部付近であった可能性も考えられる。成形は粘土紐巻き上げにより、接合痕を内面にわずかに残す。外面調整はタテハケ（9本／2.2cm）、内面調整は右上がりのナナメハケ（21本／4.4cm）である。内面は還元がかかるおり、オリーブ灰色を呈する。

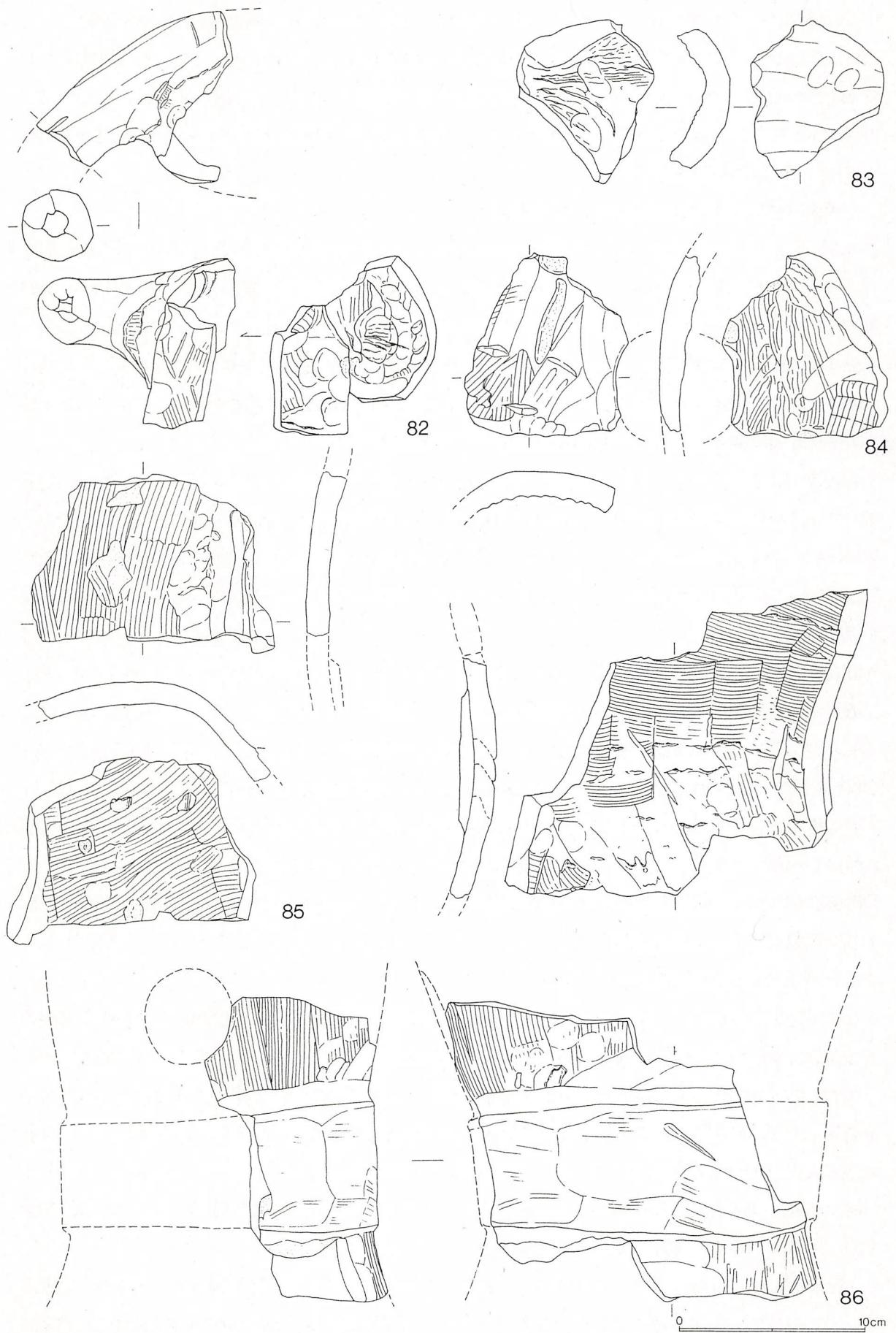
86は腰部背面である。造出部4Tと内堀4Tの注記のある破片が接合している。帯上方の最もくびれた位置での復原値で、幅18.7cm、厚さ16.5cmを測り、大型の人物像といえるが、全身像となるのか半身像となるのかは不明である。腰は緩やかにくびれており、そこに薄い粘土を水平に貼り付けて、大帯の表現が行われている。最大幅は7.8cmを測る。また、体部側面には直径5.0cm前後と推定される円形透孔が外面から鋭利な刃物によって穿孔されている。その位置は脇の下よりも低い。

外面調整はタテハケ（16本／2.6cm）の後、粘土帶を貼り付け、ヨコナデを加える。内面調整は緩い右上がりのナナメハケ（18本／2.7cm）である。外面の一部（帯の上方）は還元がかかるおり、オリーブ灰色を呈する。胎土には拡大鏡による観察によって、82で掲げたもののほかに、角閃石と鉄石英を追加できたが、海面骨針は発見できなかった。

なお、同一個体の腰部右脇部で、円形透孔の一部を含み、大帯の剥離したむ破片（内堀4Tの注記あり）が1片あるが、実測を割愛した。資料管理の必要上86bとしておきたい。

○腋に円形透孔のある人物

84は前述の82～86と近似する特徴を持っており、同一個体か否かを検討したが、主に内面調整の違い、色調のわずかな差から別個体と判断した。右肩部背面の破片である。造出部4Tの注記がある。腋の下には円形透孔を鋭利な刃物で穿孔するが、1周ではなく、2周することによって切り離している。腕の接合箇所内面には絞り目が顕著であり、肩部孔周縁部を薄く摘み出す82と同一の技法が採用されていることがわかる。



第11図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図 7

外面調整はタテハケ及びナナメハケ（4本／0.8cm）の後、縦位のナデを加える。内面調整はタテハケ（8本／2.0cm）である。外面の一部（帯の上方）は還元がかっており、オリーブ灰色を呈する。胎土は細砂を少量含み、石英、チャート、凝灰岩粒を基本組成とし、他に、長石、酸化鉄粒、鉄石英、火山ガラス、角閃石、輝石、片岩が観察される。焼成は良好にして、極めて堅緻で、外面と器肉は淡褐色、内面は黄褐色を呈する。

○斜格子文の帯を締め意須比を付ける巫女 1

87は斜格子文の帯を締める人物の腰部背面の破片である。池の注記がある。成形は円筒基台部の端部を外下がりの斜面とし、ここに裾部を接合し、体部を連続的に成形している。帯上方での復原幅は13.8cmである。腰には粘土帯を平行刻みのある叩き板で叩いて圧着しており、幅3.85cm、高さ1.0cmの帯を表現する。表面にはヘラ先で斜格子文が描かれるが、右上がりの斜線を先に、左上がりの斜線を後に施文している。復原図では帯を水平としたが、実際にはわずかに両側に向かって上がる微候があり、帯を緩やかに締めた状態を表現していた可能性もある。

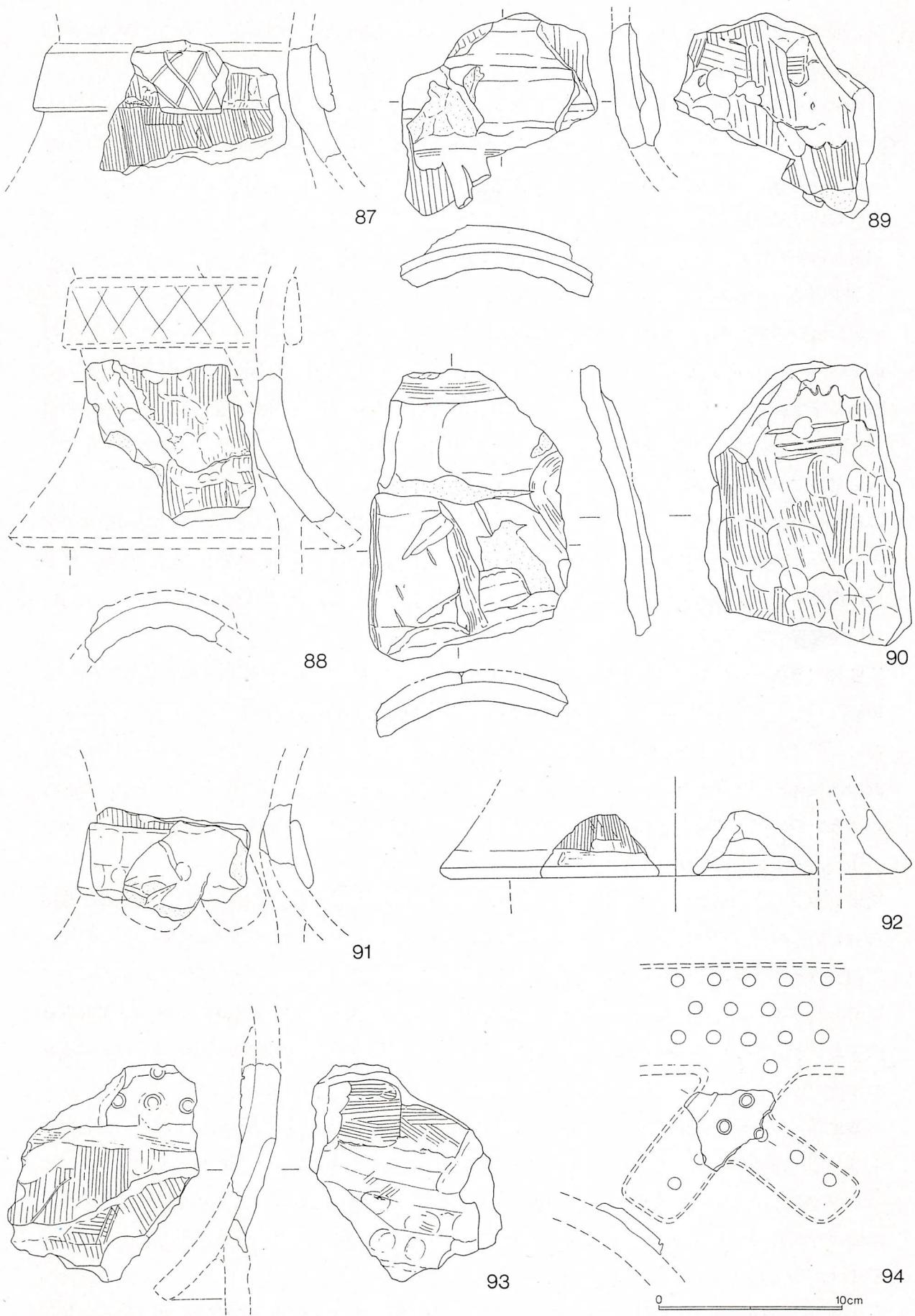
外面調整はタテハケ（13本／2.0cm）の後、すでにヨコナデ調整を行ってある帯を前述の方法で付ける。内面調整は裾部では横位の、体部では斜位のユビナデを施す。胎土は粗砂を少量含み、石英、チャート、凝灰岩粒を基本組成とし、他に、長石、角閃石が観察される。焼成は半須恵質で、極めて堅緻であるが、内外面に亀裂を生じている。外面と器肉は少し赤みを帯びた暗灰色を、内面は灰赤褐色を呈する。

88は87と同一個体の左腰部破片である。無注記である。成形と内外面調整法は全く共通している。表面には左上がりの斜め方向に広い剥離面があり、左側周縁部には貼り付けた粘土が厚さ7mmほど残存していて、ユビナデ調整が施されている。意須比が表現されていたと推定して誤りないであろう。剥離面全体が暗灰色に還元していて、閉塞されていたことが確実であるので、意須比は立体的なものではなく、粘土を厚く貼り付けて、ふくらみを表現したものであったであろう。なお、帯の推定位置が87より少し高い位置となるので、やはり前記したように、帯は水平でなく、両端が上がっていった可能性が高い。焼成は半須恵質で、極めて堅緻であるが、内外面に亀裂を生じている。器肉と内面は87と共通するが、外面は橙褐色を呈する。

○大帯を締め腰に大刀を下げる人物

89は左腰部の破片で、大帯の上に大刀を佩くための帯と下緒が表現されている。内堀4Tと池の注記のある破片が接合した。成形は粘土紐巻き上げによって、腰がわずかにくびれ、裾の開く形状になす。腰には幅4.8cm、厚さ5mmの粘土帯を貼り付けて、大帯を表現した後に、少し下にずれて帯の下半部と一部重なる位置に、さらに幅3.5cm、厚さ1.2cmの粘土帯を貼り足して大刀を佩くための帯を表現する。その下端部からは4本の粘土紐が垂下するが、先端部は失っている。詳細にみると、2本ずつが組みとなり、左右に拡がっている。これは大刀の鞘に付けられた2箇所の栗形または足金具に結びつけられていた可能性が考えられる。

体部に外面調整のタテハケ（6本／1.6cm）を施した後に、まず大帯を貼り付けて、ヨコナデ調整をし、さらに大刀佩きの帯を貼り付け、同じくヨコナデ調整を加える。内面調整はヨコハケ後にタテハケ（7本／1.4cm）を重ねる。胎土は粗砂をやや多く含み、石英、チャート、凝灰岩粒を基本組成と



第12図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図 8

し、他に、長石、角閃石、酸化鉄粒が観察される。焼成は良好で堅緻である。内外面と器肉が淡橙褐色を呈する。

90は89と同一個体の腰部正面の破片である。大帶とその結び緒が表現されている。大帶は右端でわずかに上がっており、その幅は5.4cmを測るが、高さは5mmしかなく扁平である。下端には粘土を貼り付けて表現した2本の結び緒が下がる。幅はともに5.6cmを測り、帶とほぼ同じである。結び目の表現は伴っていない。89にみられた大刀佩きの帶が表現されていないが、帶より上方へ回っていた可能性を考えられよう。外面調整はユビナデ、内面調整はタテハケで原体は89と一致している。

○帶の結び目のある小型の人物

91は腰部正面の破片で帶とその結び目が表現されている。池の注記がある。帶直上での復原径は1.06cmであり、かなり小型の人物となる。成形は粘土紐巻き上げで、円筒基台部の端部外側に裾部を接合する技法が採られている。腰は強くくびれ、粘土帶を圧着して幅4.0cmの帶を表現し、さらにその上面に、橢円形の粘土2枚をハの字状に叩き板で叩いて圧着している。これは90の例と比較すると、緒が帶の上面にあるので結び目を含む端部の表現といえよう。

体部の外面調整はタテハケ(5本/1.1cm)、内面調整は斜位のユビナデである。胎土は粗砂をやや多く含み、大粒の凝灰岩粒が目立つほか、石英、チャート、長石、角閃石、酸化鉄粒、片岩、鉄石英が観察される。焼成は良好で堅緻である。内外面は暗赤褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○半身像人物の裾部1

92は半身像人物の裾部と推定される。5T1区表土の注記があり後円部墳頂からの出土である。10%の小破片からの復原実測であるが、裾端部での復原径は26.0cmを測る。粘土紐巻き上げ成形によるが、作りが丁寧で、端部の調整も手抜きがない。外面調整はタテハケ(15本/2.0cm)、内面と端部の調整は布を伴うヨコナデである。胎土は細砂をごく少量含む精選土で、凝灰岩粒、石英、長石、角閃石、酸化鉄粒が観察される。焼成は良好で堅緻である。内外面器肉ともに淡褐色を呈する。

○円文のある大帶を締めた人物

93は腰から上着の裾にかけた破片で、円文のある大帶を締めている。第3次稻荷山古墳の注記がある。成形は円筒基台部の上端部数cmを内傾させ、その外側に裾部を貼り足すとともに、体部を粘土紐巻き上げによって一体的に製作している。腰の位置には厚さ0.7cmの粘土帶を水平に貼り付けて帶を表現するが、上縁部は失っており、幅が不明である。表面には直径0.85cmの竹管を等間隔に刺突することによって、円文を上下2段に施している。同一個体の94の復原図に示したように、おそらく3段の円文を施し、幅は6cm前後あったと推測される。

外面調整は刻みの浅いタテハケ(14本/2.6cm)を施した後に、大帶を貼り付けて、ヨコナデ調整を加える。内面調整はチナメハケ及びヨコハケ(10本/1.5cm)後に斜位のユビナデを加える。胎土は小礫と粗砂をやや多く含み、石英、チャート、凝灰岩粒を基本組成とし、他に、長石、角閃石、酸化鉄粒、片岩、鉄石英が観察される。焼成は良好で堅緻である。内外面は茶褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

94は93と同一個体で、外堀11Tの注記がある。体部から接合面で剥離した帶の結緒であり、交差部を含んでいる。外面はヨコナデ、内面には長手方向のハケ調整が施されており、だいぶ乾燥が進ん

だ後に本体に圧着したことが推定される。外面には93と同一原体による円文が等間隔に施文されている。復原図に示すように、大帯から縁が左下がりに表現され、その途中から右下がりの縁が分岐してハ字状になると推定される。

○斜格子文の帯を締め意須比を付ける巫女2

95は後円部墳頂から出土し、胎土、焼成、色調の一致する同一個体の4破片から積極的な復原実測を行ったもので、斜格子文の帯を締め意須比を付ける巫女となる。

aは襟を含む胸部の破片で、6T2区北抜と6T1区表土の注記のある2片が接合する。右端は少し前方に摘み出されていて、腕の付け根付近となる。左端には粘土帯を斜めに貼り付けた段が形成されており、右肩から斜めに下がる意須比の表現と推定される。また、右側上端部には赤彩が施されており、襟の縁取りを表現するものであろう。外面調整は丁寧なナデ、内面調整はヨコハケ(15本/2.2cm)の後、斜位のユビナデを部分的に加える。

胎土は細砂をごく少量含む精選土で、大粒の凝灰岩粒が目立つほか、石英、長石、酸化鉄粒が観察される。焼成は良好で堅緻だが、少し粉っぽい。内外面は暗い淡褐色、器肉は灰黒色を呈する。

bは粘土貼り付けによって意須比が表現された破片で、その右端には高さ1.0cmの段を形成している。5T1区表土の注記がある。

cは腰部の向かってやや右よりの部分で、6T1区表土Ⅱの注記がある。報告書に第59図5として拓影図が掲げられている破片である。粘土帯の貼り付けによって幅4.0cm、高さ0.5cmの帯が表現されている。帯は右側が高く、中心部に向かって下がるので、緩やかに締められた状態を表現したものであろう。表面にはヘラ先による沈線で、斜格子文が描かれている。その施文順序は左上がりの斜線をまとめて先に引いておいて、次に右上がりの斜線をまとめて引いている。帯の下の位置には薄い粘土が斜めに貼り付けられていて、意須比を表現したものとみられる。右側の側縁部が現存するが、反対側の側縁部は残っていないので、幅は不明だが、残存幅は8.0cmある。外面調整は体部、帯ともに丁寧なナデ調整、内面調整は下位でナナメハケ(11本/1.1cm)、上位で斜位のユビナデである。

dは裾部の破片で、6T1区表土の注記がある。円筒部との接合部は残っていないが、現存長が9.5cmあり、かなり長い裾を有していたことがわかる。また、体部に比して分厚い製作である。内面に明瞭に残る粘土紐巻き上げ痕は断面で内傾しているので、裾部を正立状態で別体製作して円筒部に取り付けた可能性が考えられる。外面調整は右上がりのナナメハケ(12本/2.1cm)、内面と端部の調整は布を伴うヨコナデである。外面には上部にもヨコナデが2条巡っているが、これは上着と裳の境界を示すものであった可能性があり、裾は復原図よりも少し下に付いていたことも考えられる。したがって、円筒器台部を伴っていたとしても、全身像であったと言うことができるかもしれない。この場合、足は裳に隠れて見えない状態を再現したことになろう。

○片手で壺を持つ人物

96は人物の手から剥落した壺である。内堀4Tの注記がある。残存率は口縁部50%、体部70%である。器形は体部がほぼ球形をなすが、中位に稜を持つ。口縁部はいったん直立してから外反して開き、端部は薄く尖る。底部は底抜けで、端部の調整は粗雑である。器高9.5cm、体部最大径9.0cm、口縁部径8.3cmを測る。成形は粘土紐巻き上げで、外面調整は体部下半がナデ、体部上半から口縁部

が粗いタテハケ（7本／1.9cm）の後、肩部付近には斜位のケズリを加える。内面調整は体部ではナデで、先行する指頭圧痕は認められるが、粘土紐接合痕はほとんど残していない。口縁部では粗いナナメハケの後、ヨコナデを加える。

底部付近を除く外面と口縁部内面には赤彩が施されている。また、底部付近には図示したような手からの剥離痕がある。右手の拇指を立て他の4指を揃え、掌を丸くして壺の底部をくるむような状態での持ち方を示し、特に、指を圧着した部分にはくぼみを生じている。おそらく、右手で壺を高く掲げ持つ姿態が示されていたものであろう。

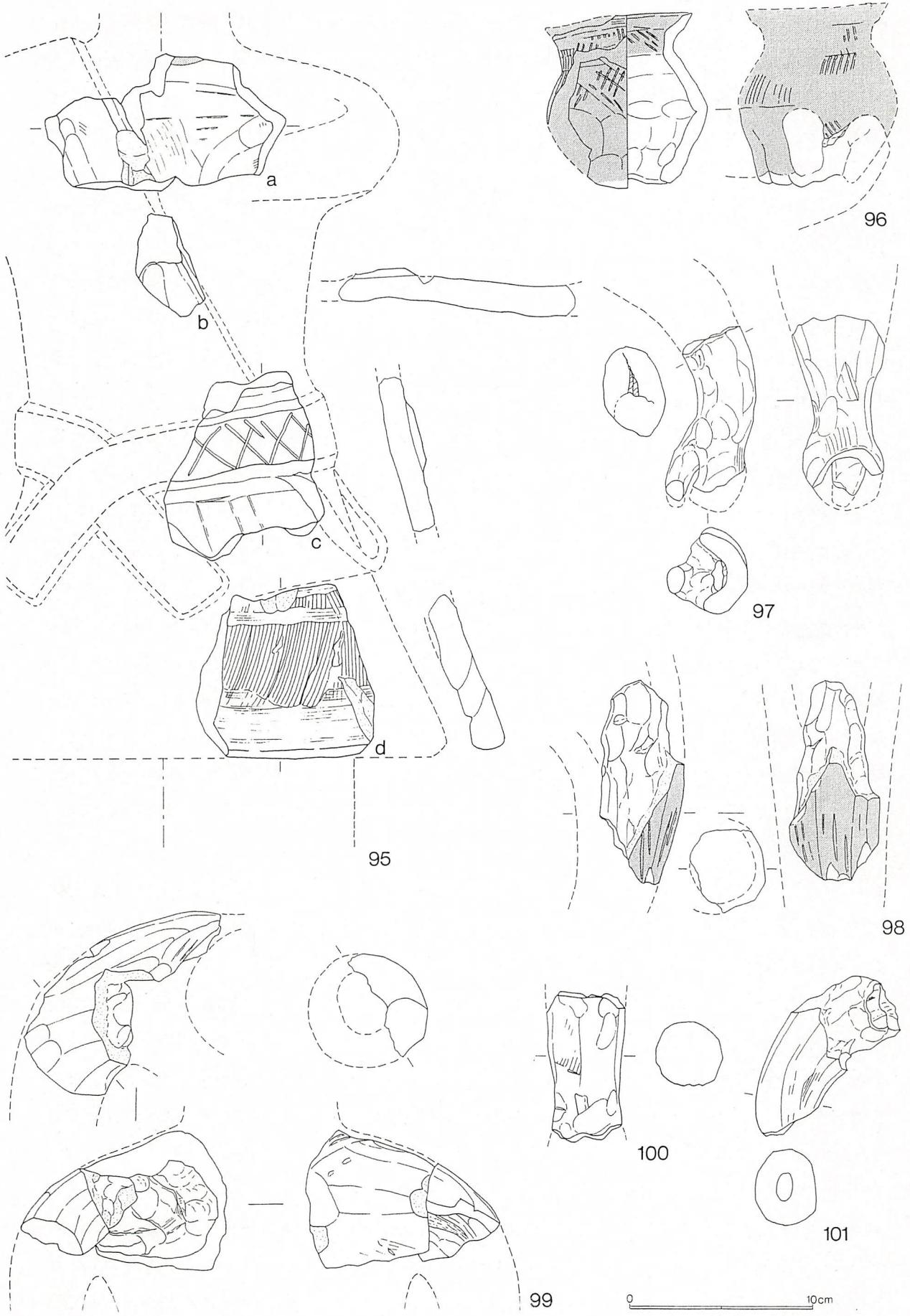
胎土は細砂をごく少量含む精選土で、キメが細かい。角閃石、石英、長石を基本組成とし、他に、チャート、酸化鉄粒、白色パミス、細粒の凝灰岩粒が観察される。焼成はやや軟質で、少し粉っぽい。内外面、器肉ともに乳白色を呈する。

○人物埴輪の腕

97は中空製作の左腕の手首付近から掌の部分である。4T造出の注記がある。腕全体の形状は内側に強く湾曲している。腕の断面形は上下幅の大きい卵形を呈し、手首でくびれた後に、拇指と掌を立体的に表現する。拇指は独立するが、他の4指は掌の部分しか残存していないので、個々の指の表現を行っていたか否かは不明である。また、拇指と掌の間はU字形に開いており、掌全体の横断面が半円形をなしているので、指を丸めるようにして何かを驚撃する表現となる。製作技法は、1枚の粘土板の両側端を綴じ合わせて中空の腕とするもので、掌の中心部まで孔が貫通するが、手首付近は絞り込んだために、孔が潰れて塞がっている。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。内面には粘土板調整時点で長手方向の粗いハケ目が施されている。胎土は細砂を少量含み、角閃石、石英、長石を基本組成とし、他に、チャート、酸化鉄粒、細粒の凝灰岩粒が観察される。焼成は普通だが、少し粉っぽい。わずか1mm程度の外表だけが黄色みを帯びた乳白色を呈するが、分厚い器肉と内面は黒色を呈する。

98は中実製作で臍を有する腕の上腕部である。外堀□Tの注記がある。腕全体の形状は内側に緩やかに湾曲している。製作技法は、1枚の粘土板を丸め、端部を丸く収めて臍とし、これを肩部の孔に差し込み、接合部の外側部分に薄く粘土を貼り足すことによって腕を固定するとともに、外観を体部と一体的に整えたものである。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。臍部の外面には粘土板調整時点で長手方向の粗いハケ目が施されている。また、腕の外面には、現状ではだいぶ薄れてはいるが、赤彩が全面的に施されている。胎土は細砂を少量含み、角閃石、石英、長石を基本組成とし、他に、チャート、酸化鉄粒、細粒の凝灰岩粒、輝石が観察される。焼成は普通だが、少し粉っぽい。わずか2mm程度の外表だけが乳白色を呈するが、分厚い器肉は暗灰色を呈する。

99は中空製作の右腕の付け根から首付近を含む肩部背面の部分である。イ6T1区表とイ6T1区表土攪乱の2片が接合する。腕は肩から曲線を描いて、前方やや下方に突き出す状態を示す。根本付近では断面形は円形を呈し、復原径は6.5cmと太い。製作技法は、粘土板の両側端を綴じ合わせて中空の腕とするもので、接合方法は根本の部分をやや薄く摘み出し、肩部の孔の内側にわずかに差し込み、外に出てる部分に厚さ1cmほどの粘土を貼り足して、固定するものである。腕の外面



第13図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図 9

調整は長手方向の丁寧なナデ、内面は粘土板調整時点で長手方向の粗いハケ目が施されているが、丸めた時点で絞り目が加わっている。体部は粘土紐巻き上げ成形で、肩の部分には細かく粘土を貼り足して、肩の孔を作りだしている。したがって、肩部の孔は穿孔したものではない。胎土は細砂を少量含み、角閃石、石英、長石を基本組成とし、他に、チャート、酸化鉄粒、細粒の凝灰岩粒、輝石、雲母が観察される。焼成は良好で、内外面は明るい淡褐色、器肉は灰黒色を呈する。

100は中実製作の腕の脇腕部から手首の部分である。注記は不明瞭で読めない。腕全体の形状は断面形が正円形で、手首に向かって直径を減じ、掌で再び太くなる。製作技法は、粘土を転がして丸めたものかとみられる。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。胎土は粗砂をやや多く含み、大粒の凝灰岩粒と大粒の酸化鉄粒が目立つて多いほか、角閃石、石英、長石、チャートが観察される。焼成は内部は堅緻だが、表面が軟質で、少し粉っぽい。外面は黄褐色の面と橙褐色の面があり、器肉は暗茶褐色を呈する。

101は中空製作の上腕部である。外堀4Tの注記がある。腕全体の形状は内側に強く湾曲している。腕の中間部での断面形は上下幅の大きい卵形を呈し、幅は4.3cm、孔の長径は1.6cmを測る。製作技法は、円棒に粘土を巻き付け、乾燥が少し進んで一定の強度になった段階で、これを引き抜く木芯中空技法が採用されているらしい。根本から5.6cmの範囲には補強用の粘土が貼り足されているが、剥離している部分が多い。また、根本の部分は端部が薄く摘み出され、孔の長径も3.2cmと大きくなっている。これはおそらく棒をぐりぐりとこじ回して孔を拡大し、薄く広げる技法を用いたものであろう。この端部を肩の孔に少し差し込んだ状態で、補強用の粘土で肉付けすることによって、体部への固定と外観の完成が行われたものと推定される。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。内面調整は粘土板調整時点で長手方向のユビナデが施されている。胎土は粗砂を少量含み、チャート、石英が目立つほか、角閃石、長石、酸化鉄粒、細粒の凝灰岩粒、黒色軟質粒と細かい海面骨針2点が観察される。焼成は良好にして堅緻である。内外面、器肉とも明るい茶褐色を呈する。

102は臍を有する腕で、指の状態から右腕の可能性が高い。4トレ西拡池内造出部外堀一括S49.2.30のラベルを伴っている。指の先端以外を完存している。腕全体の形状は内側に緩やかに湾曲しているが、臍の状態からみて前方に突き出したり、下に下げる事は不可能なので、上方に掲げられていた可能性が最も高い。製作技法は、粘土を転がして芯棒（最大径4.5cm）を作り、根本の部分を摘み出して臍とし、これを肩部の孔に挿入し、接合部の外側に補強用の粘土を貼り付けて完成したものである。この観察は外見からのものであって、断面観察ができないので、中空製作か中実製作は不明であるとしなければならない。腕の最大径は接合部付近にあり、6.2cmある。手首に向かうに連れ細くなり、3.4cmとなる。掌は粘土貼り付けによって浅い椀形を作り、5本の指はそれぞれ独立して表現する。拇指は他の4指から離れて独立する。他の4指は根本が接しているが、上方へ向かって少し開いている。この指の形状は小さなものを掴む様子を示したものであり、現存部に剥離痕はないが、指先には壊が付けられていた可能性を提示しておきたい。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。臍部の外面には指頭押圧痕が残る。胎土は粗砂をやや多く含み、大粒の凝灰岩粒と石英、チャートが目立つほか、角閃石、長石、酸化鉄粒と微細な海面骨針

2点が観察される。焼成は不良にして軟質で、表面が風化しており、手に粉が付く。外面は淡橙褐色を呈する。

103は中空製作の腕から腋の下の部分である。4T造出No.7の注記がある。腕は肩から体側上方に向かって斜めに挙げられており、直線的に伸びる。断面形は正円形を呈し、根本付近では径が5.9cmある。先端に向かって直径を減じ、手首では3.3cmとなる。掌は粘土貼り付けによって浅い椀形を作る。5本の指は失っているが、拇指の付け根は前方にあって独立しており、他の4指は後方にまとまつていて、指先を揃えていたものかもしれない。現存部に剥離痕はなく持ち物の有無は不明であるが、左手であるので馬子となる可能性も考えておかなければならない。製作技法は、平面台形状の粘土板の両側端を綴じ合わせて、中空の腕とするもので、接合方法は根本の部分をやや薄く摘み出し、肩部の孔の内側にわずかに差し込み、外に出ている部分に厚さ1.2~1.6cmほどの粘土を貼り足して、固定するものである。腕の外面調整は長手方向のハケ調整(14本/1.9cm)、内面は粘土板調整時点で長手方向のユビナデが施されている。体部は粘土紐巻き上げ成形で、外面は腕を接合した後に腋の下から腕に向かってハケ調整を行っている。内面はユビ押さえと粗いナナメハケ調整が施されている。胎土は細砂を少量含み、石英、チャート、凝灰岩粒が目立つほか、長石、角閃石、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通だが、少し粉っぽい。外面は淡黄褐色、体部内面はくすんだ乳白色、器肉は灰黒色を呈する。

104は中実製作の腕の破片である。5T1区表土の注記がある。後円部墳頂からの出土である。緩やかな湾曲が認められる。直径が3.4cmと細いので脇腕部であろう。粘土板を二つに折り曲げて成形されており、外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。胎土は細砂を少量含み、角閃石、チャート、凝灰岩粒が目立つほか、石英、長石、酸化鉄粒が観察される。焼成は軟質で、粉っぽい。外面はくすんだ乳白色、器肉は芯のみがオリーブ灰色を呈する。

105は腕の臍部である。6T2区南拡表土の注記がある。後円部墳頂からの出土である。粘土板を「の」字状に卷いて成形しており、外面調整はユビ押さえと長手方向のユビナデである。胎土は細砂を少量含み、角閃石、チャート、凝灰岩粒が目立つほか、石英、長石、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通で、少し粉っぽい。外面はくすんだ乳白色、器肉は暗灰色を呈する。胎土と色調の一致から、104と同一個体の可能性がある。

106は中空製作の上腕部で臍を伴っている。無注記である。腕全体の形状は内側に緩やかに湾曲している。腕の断面形は正円形で、先端付近の直径は3.3cm、孔の長径は1.4cmを測る。製作技法は、円棒に粘土を巻き付け、乾燥が少し進んで一定の強度になった段階で、これを引き抜く木芯中空技法が採用されているらしい。端部はユビ押さえで細く絞って臍とし、これを肩の孔に挿入し、補強用の粘土で肉付けすることによって、体部への固定と外観の完成が行われたものと推定される。外面調整は長手方向のハケ調整後に、ナデを加えて、ハケ目を擦り消している。胎土は粗砂をやや多く含み、特に凝灰岩を縞状またはマーブル状に多く含むことが特徴である。他の鉱物としてはチャート、石英、角閃石、長石(溶解したものを含む)、酸化鉄粒が観察される。焼成は不良にして軟質で粉っぽい。内外面、器肉とも淡橙褐色を呈する。

111は中空製作の右腕の付け根から上腕部である。造出部4Tの注記がある。腕は前方に突き出す

状態を示す。根本付近では断面形は倒卵形を呈し、長径は6.0cmを測る。体部と腕の接合方法は肩の孔の端部をわずかに摘み出し、その外側に腕を接合し、脇の下の部分に厚く補強用の粘土を貼り足すものである。中空の腕は内面に粘土紐接合痕と継ぎ目が長手方向に観察されることから、4本の粘土紐を合わせて1枚の粘土板とし、これを丸めて両側端で綴じることによって製作したものとわかる。器肉は1.0から1.3cmの厚さである。外面調整は先に体部をタテハケ調整（7本／1.3cm）しておき、腕を接合した後に、体部から腕にまたがる長手方向のハケ調整を行う。内面は体部では丁寧な縦位ナデ、腕の内部では綴じ目に対する軽い指頭ナデである。胎土は粗砂をやや多く含み、チャートの細礫と凝灰岩粒が目立つほか、酸化鉄粒、角閃石、石英、長石が観察される。焼成は良好だが、表面は少し粉っぽい。内外面は橙褐色、器肉は灰茶褐色を呈する。

112は臍を有する中実製作の腕の上腕部である。イ13Tの注記がある。腕全体の形状は内側に強く湾曲している。肩の部分が残存していないので、前方に突き出していたのか、腰に手を当てるような仕草であったのかは不明である。表面の肉付け部分が剥離して、心棒の部分が広く露出している。製作技法は、粘土板を丸め、ユビ押さえして難に成形した中実の長い芯棒（最大径3.4cm）を作り、全体を曲げてから、これに1cm前後の厚さで肉付けを行っている。肉が剥離していて、臍との境界部がわかりにくいか、灰色に還元している部分が肉付けの剥がれた部分とした場合、臍の長さは6.3cmとなり、かなり長いことになる。これを肩部の孔に挿入し、接合部の外側に補強用の粘土を兼ねた肉を貼り付けて完成したものであろう。外面調整は長手方向の布目を伴うナデである。胎土は細砂を少量含み、大粒の酸化鉄粒とチャート細礫が目立つほか、凝灰岩粒、石英、角閃石、長石が観察される。焼成は普通だが、かなり粉っぽい。外面は黄色みを帯びた乳白色、器肉は灰色を呈する。

113は臍を有する中実製作の腕の上腕部である。池の注記がある。製作技法は、中実の芯棒に1cm前後の厚さで肉付けを行って腕とするものである。臍の長さは2.7cmと短く、円錐状に尖る。外面調整は長手方向のハケ調整の後、これを撫で消している。外面には細い円棒で引いた浅い凹線が巡る。胎土は細砂を少量含み、チャート、凝灰岩粒、石英、角閃石、酸化鉄粒、長石が観察される。焼成は普通だが、かなり粉っぽい。外面は暗橙褐色、器肉はチョコレート色を呈する。

120は中空製作の左腕の付け根から胸の部分である。無注記である。腕は前方やや下方に突き出す状態を示す。根本付近では断面形は正円形を呈し、直径は4.2cmを測る。体部と腕は一連に作られているように見えるが、詳細に観察すると、体部を成形する際に、腕の付け根の位置に丸い孔を形成するように行い、孔の端部をわずかに摘み出し、その外側に腕を接合している。中空の腕は内面に粘土紐巻き上げ痕が残る。器肉は0.7cm前後と薄手で、製作も丁寧である。外面調整は先に体部をタテハケ調整（8本／1.7cm）しておき、腕を接合した後に、体部から腕にまたがる長手方向のハケ調整を行う。内面は体部では丁寧な横位ナデを施すが、粘土紐接合痕をわずかに残す。腕の内部は軽い指頭ナデである。胎土は粗砂をやや多く含み、チャートの細礫と大粒の酸化鉄粒が目立つほか、凝灰岩粒、角閃石、石英、長石が観察される。焼成は良好だが、表面は少し粉っぽい。内外面は橙褐色、器肉は青味をおびた灰色を呈する。

○紐状の細い帯を締め腕を前に伸ばす人物

108は紐状の細い帯を締める人物埴輪半身像である。造出の注記がある。体部背面の腰から胴部と

左肩部が残存している。成形は粘土紐巻き上げによっており、腰のわずかにくびれた部分に断面台形で下底幅1.8cm、高さ1.0cmの凸帯を水平に貼り付けて、細い紐状の帯を表現する。帯より下の腰部は少し開く形状をとるが、現存部には円筒器台部との接合部はない。帯より上の体部は次第に幅を増して肩幅が最大となる。また、左腕を接合するための付け根が造りだされていて、孔の開口部は前方に向かっているので、腕を前方に伸ばしていたことが確実である。左右が対称形につくられて、壺を捧げ持つ姿態を取っていた可能性も十分考え得る。

腕の付け根下部には腕の重さを支える目的で、断面形逆三角形の補強用の粘土が貼り足されているが、このような特徴的な断面形を持つ腕が他にもある（114）ので、本例の腕を推定する材料となる。おそらく開口部には臍のある腕が挿入されていたであろう。外面調整はタテハケ（10本／1.6cm）で、肩と腕の部分にはユビナデを加えている。内面調整はタテハケ後に縦位の強いユビナデを加えている。

なお、背中には左上がりの斜位に赤彩部が残る。着衣に関する表現であろうが、残存部がほんの一部でしかるために不明である。また、外面には多数の円形の剥離痕がある。厳冬期に水分のために凍って爆ぜた痕跡であろうか。

胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、チャート、石英、角閃石、長石、酸化鉄粒が観察される。焼成は普通だが、少々軟質で粉っぽい。内外面は淡橙褐色主体で部分的に肌色、器肉は青みがかった灰色を呈する。

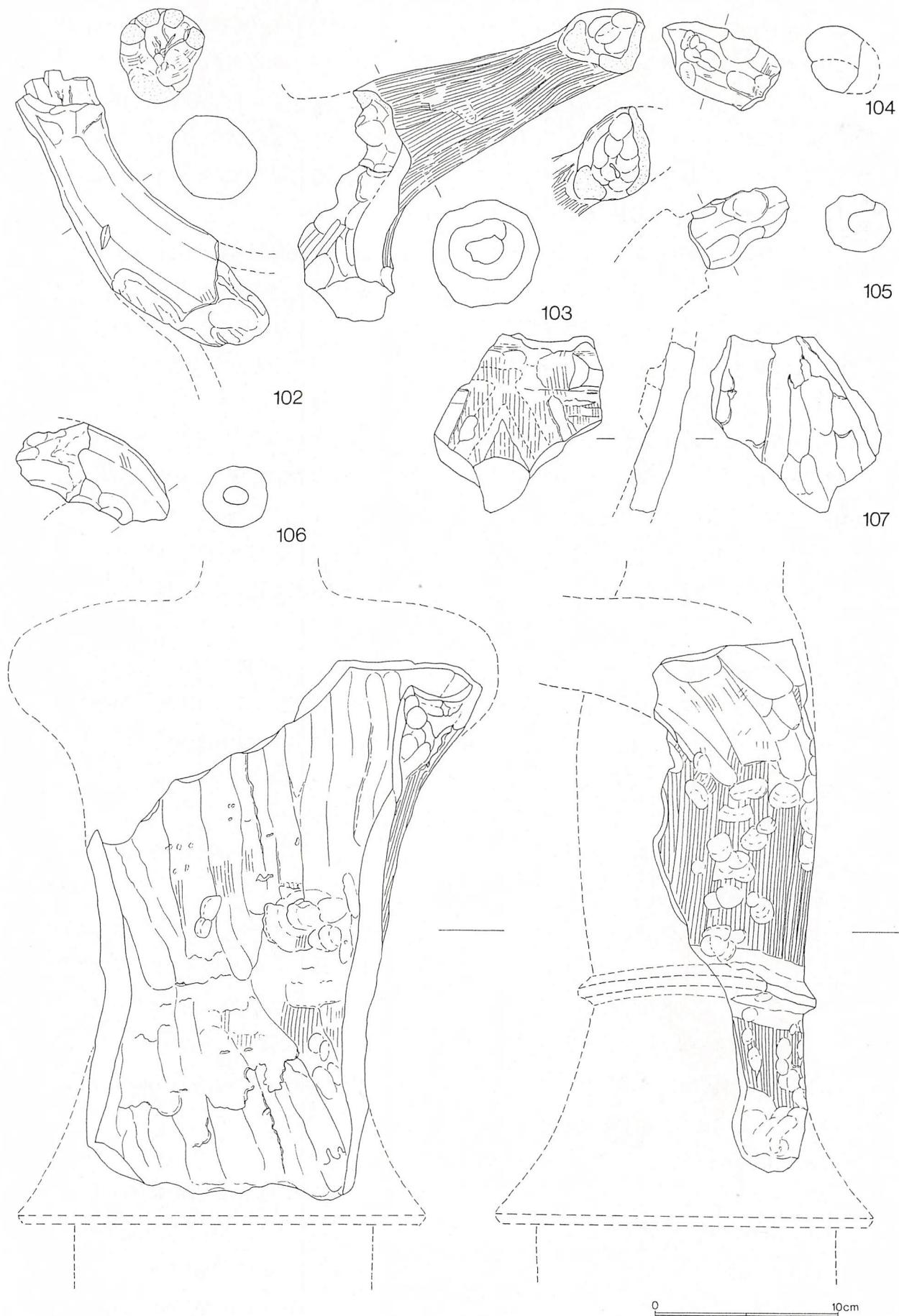
107は人物埴輪腰部正面の部分で、帯と結緒の表現がある。内堀4Tの注記がある。裾に向かって緩やかに外反しながら開くが、現存部には円筒器台部との接合部位はない。成形は粘土紐巻き上げで、外面調整はタテハケ（8本／1.1cm）、内面調整は縦位の強いユビナデである。外面には下底幅2.0cm、高さ1.0cmで、断面形が台形状の凸帯を水平に貼り付けて、帯を表現し、その下部からハ字状に開く結緒を付けるが、剥離している。粘土が貼り付けられていた部分は1.0cm幅の灰色に還元している。胎土、焼成、色調、内外面の調整と帯の特徴が一致するので、108と同一個体としてよい。

○襟首を赤く縁取る人物

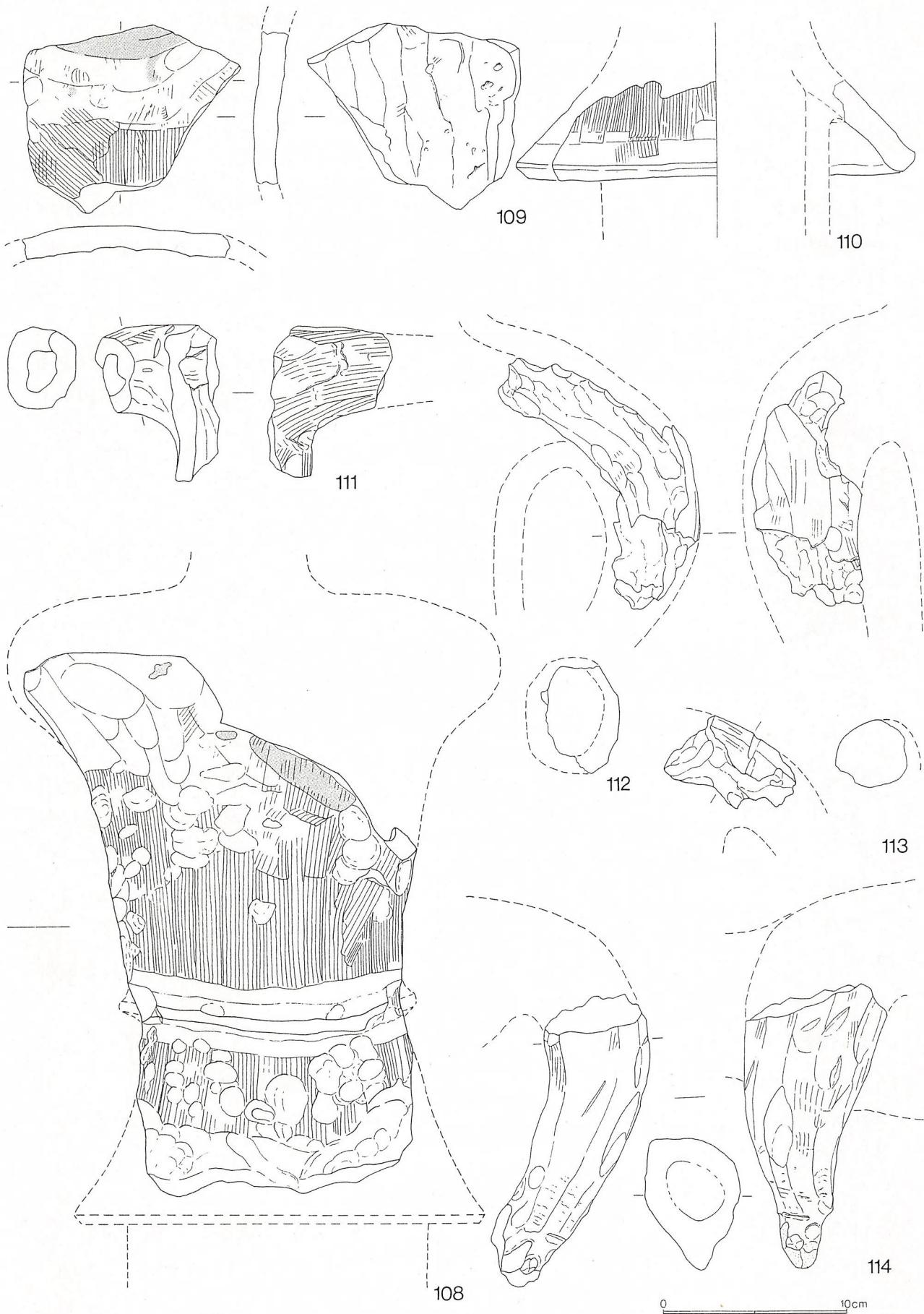
109は人物の胸部または背中の破片で、上端には弧状の赤彩が施されており、着衣の襟の赤い縁取りを表現したものとみられる。成形は粘土紐巻き上げ、外面調整はタテハケ及びナナメハケ（15本／2.5cm）で、首付近には横位のナデを加える。内面調整はナナメハケ後に縦位の強いユビナデを加えている。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、チャート、石英、角閃石、長石（溶解したものを含む）、酸化鉄粒、輝石が観察される。焼成は普通だが、少々軟質で粉っぽい。内外面は淡黄褐色、器肉は青みがかった灰色を呈する。

○半身像人物の裾部2

110は半身像人物の裾部と推定される。表採の注記がある。25%の破片からの復原実測を行った。裾端部での復原径は22.0cmを測る。腰の直径は10cm強と推定されるので、かなり小型の人物埴輪となる。成形は粘土紐巻き上げによっており、粘土紐の傾斜は内下がりである。端部は平坦であり、板によるナデ調整と推定される。外面調整はタテハケ（14本／2.3cm）、内面と端部の調整は強いヨコナデである。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、石英、チャート、角閃石、長石、酸化鉄粒、片岩が



第14図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図10



第15図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図11

観察される。焼成はやや軟質で粉っぽい。内外面はくすんだ淡褐色、器肉は暗褐色を呈する。

○手玉を付け前方に突き出す巫女の腕

114は中空製作の腕の手首から上腕に至る部分である。付け根の部分と掌は失っている。内堀4Tの注記がある。全体の形状は緩やかに内側に湾曲している。元の部分での断面形は無花果形を呈し、上下方向での幅は7.2cmを測る。108の巫女埴輪にみられる腕の付け根の形状を参考にすると、逆三角形に尖る部分が下となることは疑いない。したがって、腕を前方に突き出す状態となり、逆三角形の部分は腕を支えるためにアングルの役割を負わされていたものとみられる。この補強用の粘土は次第に厚みを減じ、中程で消えている。

製作技法の推定であるが、根本の破断面では中実にみえるけれども、手首側の破断面に不正形の小孔があり、深さ10cmまで中空であることが確認できる。このことから、粘土板を丸めて両側端を綴じ（手首側では綴じ目を確認できる）、中空の芯を作り、一方の端部を絞って臍とし、これを肩の孔に挿入し、接合部付近に厚く肉付けをして固定したものと推定される。とくに、脇の下の部分には前述のような逆三角形の補強用粘土を貼り足す。外面調整は長手方向のハケ調整後にナデを加える。手首外面には円形粘土粒1箇所とその剥離痕1箇所が並んでおり、手玉の表現とみられる。このことから女性であることはほぼ間違いない、腕の形状と合わせて推測すると、両手で持ち物を捧げ持つ巫女像となる可能性が高い。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、石英、チャート、角閃石、長石、酸化鉄粒、片岩が観察される。焼成は良好だが、やや軟質で粉っぽい。外面は淡褐色、器肉は灰褐色を呈する。

○弓を担ぐ鞍負人と推定される胸部

115は人物の胸部で首と左腕の付け根を含んでいる。無注記である。成形は胸の部分は粘土紐巻き上げで、首の付け根付近は無調整で、粘土紐をそのまま残す。腕の付け根は孔の周縁部を指先で薄く摘み出してあり、その外側に腕が接合されていた痕跡が残る。したがって、臍を用いない中空の腕が取り付いていたことになる。外面左肩直下には平面形が三日月形を呈する粘土塊が貼り付けられており、周囲にはその撫で付け痕がある。表面は剥離しており、残存高は0.8cmである。付けられている位置と規模からみて、弓が取り付けられていた可能性が高いであろう。左肩口が下がっていて、腕が下方に向かうと推定されることからも、左の掌で弓筈部が保持されていたとみることに齟齬を来さない。

外面調整は下部ではタテハケ、首の付近ではナナメハケ（9本／1.9cm）である。首の付け根にはユビナデが施されている。内面調整は丁寧な横位のナデであるが、粘土紐接合痕が少し残る。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、石英、チャート、角閃石、長石、酸化鉄粒、火山ガラスが観察される。焼成は良好だが、表面は少し粉っぽい。内外面は橙褐色、器肉は暗茶褐色を呈する。

○人物に付属する鹿角装大刀

116は人物に付くと推定される大刀の柄部分である。5T2区2層の注記がある。後円部墳頂からの出土である。断面円形の粘土棒の先端と途中に粘土を貼り付けて、ラッパ状に開く把頭と突起部を作る。現存長は6.3cmである。

把頭面は浅いくぼみを形成していて、中心部に細い円棒で刺突した小孔があり、これを挟むように

してヘラ先による2本の縦方向の沈線が引かれ、その内部が赤彩されている。また、孔の左右にもそれぞれ横方向の沈線が引かれている。突起部は把頭から4.0cm離れた上面に貼り付けられていて、断面形はトラック形を呈する。先端部は欠損しており、残高は0.7cmである。この突起部には表から裏面に回る2条の平行沈線が引かれ、内部が赤彩されている。鞘部は失っているが、その部分に人物埴輪との接合部があったのである。

形状や文様から鹿角装大刀を表現したものと推定されるが、木装大刀にもこの型式のものがある。胎土は細砂を少量含み、凝灰岩粒、角閃石、石英、チャート、酸化鉄粒が観察される。焼成は良好だが、表面は少し粉っぽい。外面は淡黄褐色、器肉は青みを帯びた灰色を呈する。

○鞞負人の負う鞞

117は鞞負人埴輪の背負う鞞の破片である。5T1区2層の注記がある。後円部墳頂からの出土である。報告書第52図3の鞞負人埴輪の負う鞞の矢筒上端部に付く飾り板と形状と文様が全く一致しており、同工品がもう1体あったことがわかる。

製作は板造りで、端部はヘラ切りされている。形状は下辺は水平であるが、上辺は緩やかな割り込みがあり、側辺も曲線を描いていたと推定される。したがって、左右の角は丸い突起状をなしていたと考えられる。復原される文様構成は、わずかに内湾しながら斜行する平行沈線が左右対称の位置に引かれ、これに挟まれる上辺には4本、下辺には3本の水平な沈線が引かれれる。

調整は内面外面ともに横位ナデであり、内面（剥離面）には矢箱本体に施されていたヨコハケの雌型がわずかに残る。内面は全体が剥離面であるが、平滑で、粘土滓が付いていないので、本体との密着度は低かったのである。胎土は細砂をわずかに含む精選土で、凝灰岩粒と大粒の酸化鉄粒が目立つほか、角閃石とチャートが観察される。焼成は良好だが、表面は少し粉っぽい。外面は橙褐色、器肉と剥離面は灰褐色を呈する。

○鞞負人1

119は報告書第52図3に背面、左側面、右断面図が掲げられている鞞を背負う人物埴輪である。今回、体部前面の復原が大幅に進んだので、正面図を新規に作成し、断面図についても変更が生じていて、再実測して掲げることにした。4T造出、内堀4T、内堀1Tの3種類の注記がある。

背中には板造りで箱形の大きな鞞を取り付けている。その製作手順は側板2枚を背中に貼り付け、これを底板で連結した後に、外表の板を貼って、中空の矢筒部とする。次に、首の少し下にマウントとなる粘土を付け、そこに背板上部の飾り板を取り付けた痕跡があるが、今は失われている。矢筒の上端にも線刻の直弧文のある飾り板が貼り付けられている。

腰には幅の広い粘土帯を貼り付けて帶を表現している。結緒の表現は正面ではなく、ユビナデの痕跡からみて、左腰部に斜めに取り付けられていたようである。ところで、鞞を背負う埴輪は、もともとは弓を伴っていたと考えるのが自然である。胎土と色調のよく似た弓の破片（74）があり、同一個体の可能性がある。あいにく残存部に弓の接合痕を見いだせないが、残存しない左肩と左手に接着していた可能性が高い。また、右腕を下げる姿態であり、弓を引き絞る状態（118はその可能性が高い）とはならないので、左手で弓筈を握り、肩に担いでいる状態を表現したものであろう。

頸部は特別細く（直径6.5cm）、長い特徴を有しており、報告書第52図2の小型頭部（No.3の注記が

あり、造り出し西側外堀のブリッジ北より出土）と法量や作りが共通する。両者は別個体であり、焼成も少し異なるが、鞍負人が複数個体存在することから、同工品が接合する可能性が極めて高いものと思われる。なお、第52図2の小型頭部は簡単な頭部防御具（矧板の表現がないので革製を表現したものか）を付けている。共通の胎土を持ち、海面骨針を含む。おそらく同一工人の製作であろう。

円筒基部との接続法は、円筒部と体部を一連に製作し、外面に裾部を貼り足す通有の方法ではなく、円筒器台上端部を外下がりの斜面とし、この部分に裾部を接合し、連続的に体部を成形する方法が採られている（断面図参照）。体部は腋までが粘土紐巻き上げ成形であるが、内外面の調整が丁寧なため、接合痕はほとんど残っていない。腋から上位は前胸と背を粘土紐積み上げで別々に成形し肩部で両者を綴じ合わせている。この工程では肩の部分に孔が残るように製作し、孔の周縁部を薄く摘み出しておいて、その外側に粘土板を丸めて製作した中空の腕（上側に綴じ目がある）を嵌め込むようにして接合し、補強用の粘土を少し（脇の下の部分ではやや厚い）貼り足して、固定している。頸部はあらかじめ成形したものを首孔に接合し、肩との間に生じた隙間を粘土塊で充填している。

体部の外面調整は裾から胸までは左上がりのナナメハケ（9本／2.0cm）、胸より首までは様々な向きにユビナデ調整する。また、腕を接合した後に、体部から腕に向かうユビナデが施されている。胸部のユビ押さえ痕は接合不十分のため、後で手を加えた痕跡である。内面調整は縦位の強いユビナデである。

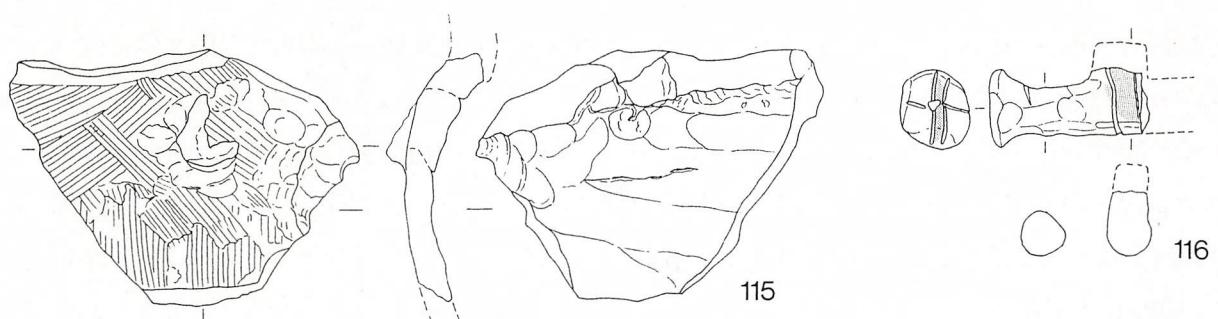
胎土は小礫と粗砂を多量に含み、角の取れたチャートが最も多く、他に凝灰岩粒、酸化鉄粒、石英、角閃石、長石、片岩、海面骨針が観察される。海面骨針は7倍ルーペを用いた精査でわずか数点しか確認できなかった。焼成は器肉は堅緻だが、表面がやや軟質で粉っぽい。内外面は橙褐色、器肉は黒褐色を呈する。

○鞍負人2

118は報告書第56図1に正面、右側面、左断面図が掲げられている人物埴輪である。今回の観察で背面に鞍の剥離痕のあることがわかり、鞍負人であることが確実となったが、報告書には背面図がなく、このことにも触れられていないので、実測図を掲げて説明を加えることにした。造出部外堀4T No.1の注記がある。

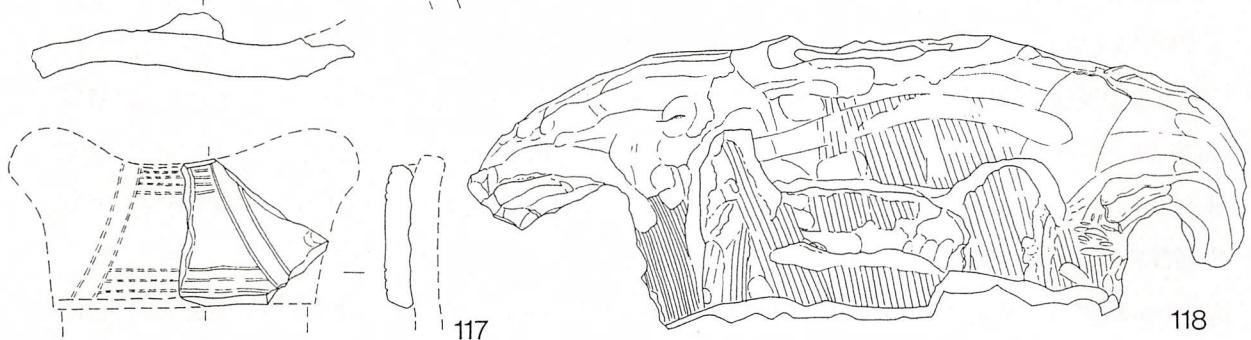
体部の胸から首に至る部分と両腕が残存している。体部は腋までが粘土紐巻き上げ成形で、腋から上位は前胸と背を粘土紐積み上げで別々に成形し肩部で両者を綴じ合わせている。この工程では肩の部分に孔が残るように製作し、孔の周縁部を薄く摘み出しておいて、その外側に粘土板を丸めて製作した腕を嵌め込むようにして接合し、補強用の粘土を少し貼り足している。

背面には鞍の剥離痕が明瞭に残る。左右2箇所に垂直方向の矢筒の側板を貼り付けた痕があり、外縁には撫で付け痕を伴う。縦方向の剥離痕に挟まれる上部には水平方向の剥離痕があり、背板上部の飾り板を取り付けるための土台が貼り付けられていたとみられる。腕は左腕を体側方向に伸ばし、右腕を前方に出す所作から、弓を引いていた可能性を考える。この場合、弓は左手に握られていたことになる。左肩に115で推定されたところの弓を固定するための粘土塊が認められないことは弓を左肩の扱いで携行する姿態でなかったことを示しているので、この推定の傍証となろう。右肩には



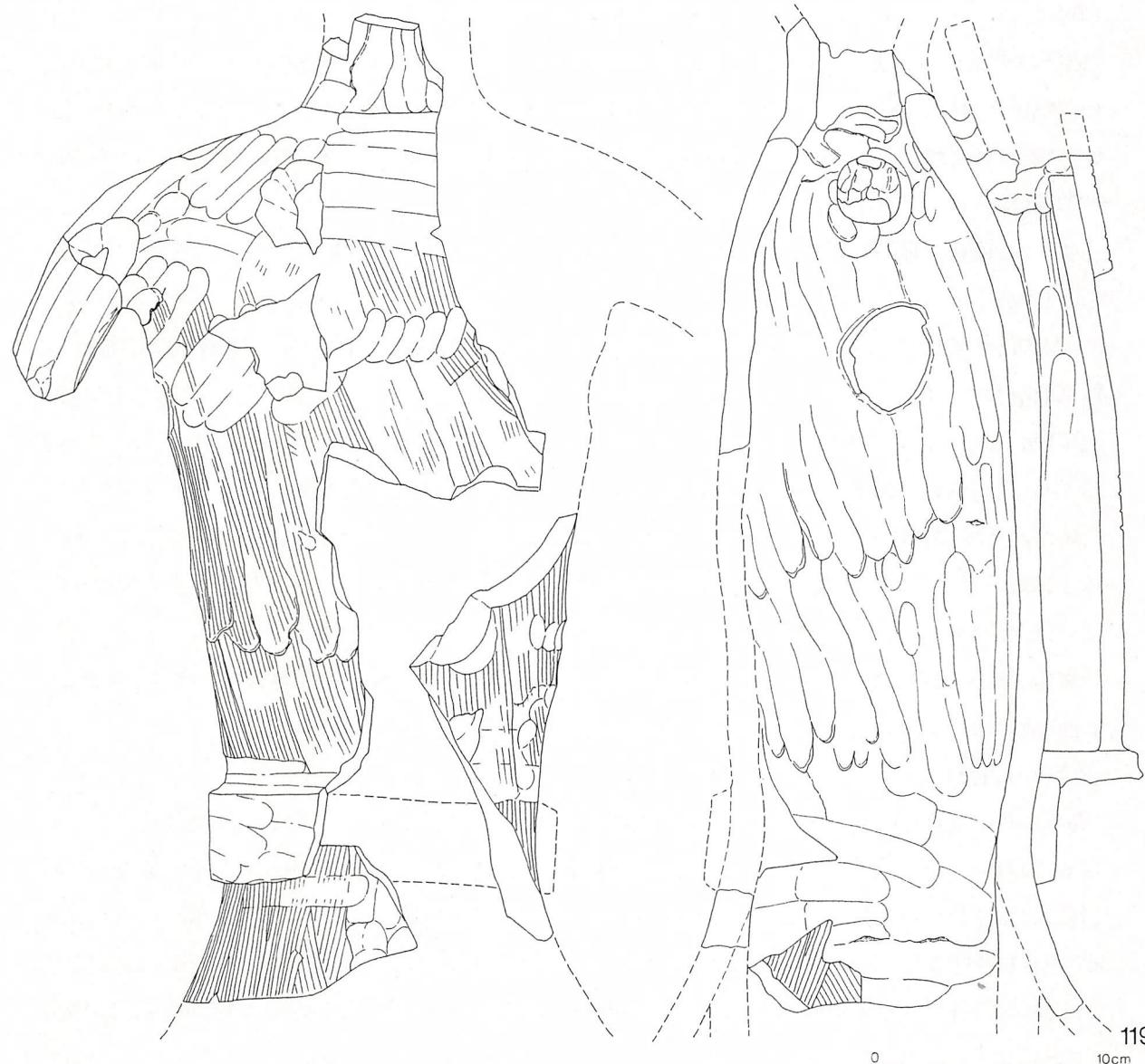
115

116



117

118



0 10cm

第16図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図12

縦3.5cm、横3.2cmの橢円形状の剥離痕があり、何かが取り付けられていたようだが、詳細は不明である。

外面調整は体部にナナメハケ（12本／2.4cm）を施した後に、腕を接合し、体部から腕にまたがるナデ調整を行っている。胎土は小礫と粗砂をやや多く含み、チャート、凝灰岩粒、酸化鉄粒、石英、角閃石、長石が観察される。焼成は普通で、表面が少し粉っぽく、風化気味の部分もある。内外面は橙褐色、器肉は暗黄褐色を呈する。

○小型人物塑像

121は中実製作の小型人物塑像である。左腕の付く体部（a）と右足（b）の2片があり、前者には6T1区表土、後者には2Tの注記がある。後円部墳頂及び後円部墳丘南側中段からの出土である。足が自立するものではなく、足の裏面に台部への接合痕ないので、倚座像となる可能性があり、復原図を掲げた。

体部は腰がくびれ、裾の開く形状をなしており、腕を前方に突き出している。襟や帯などの着衣の表現はない。足は指の表現がなく、中央部が尖るので履を履いている状態とみられる。成形法は中実の粘土塊をユビ押さえで成形し、腕と足を接合する。外面調整は布目を伴うナデである。表面は暗赤色の彩色が全面に施されている。胎土は粗砂を少量含み、角閃石、次にチャートが目立ち、他に、凝灰岩粒、酸化鉄粒、石英、長石が観察される。焼成は普通で、表面が少し粉っぽい。外面は淡黄褐色、器肉は暗灰褐色を呈する。

4 馬形埴輪の特徴

○立髪

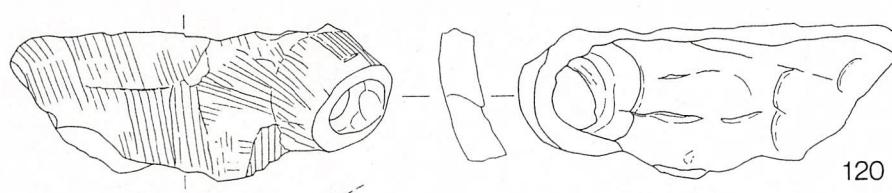
122は馬形埴輪の首と立髪の一部である。内堀4Tの注記がある。体部は内面に垂直方向の粘土紐接合痕が残り、断面が左下がりなので、横断面アーチ状に掛け渡した粘土紐を首から胴の方向に順次接合しながら成形したものである。立髪は板作りで、横断面形は台形状を呈しており、端部での厚さは1.3cm、接合部での厚さは3.0cmを測る。

体部の外面調整はヨコハケ（9本／1.5cm）、内面調整は雑で、ハケ調整後にユビナデを加えるが、粘土紐痕が明瞭に残る。立髪の外面調整は横位ナデ、端部はヨコナデによってくぼむ。立髪端部付近の体部側面にはヘラ切りによる小円孔が穿たれている。胎土は小礫と粗砂をやや多く含み、大粒の酸化鉄粒が目立つほか、チャート、凝灰岩粒、石英、角閃石、片岩が観察される。焼成は普通で、表面が少し粉っぽい。外面は淡橙褐色、器肉は灰褐色を呈する。

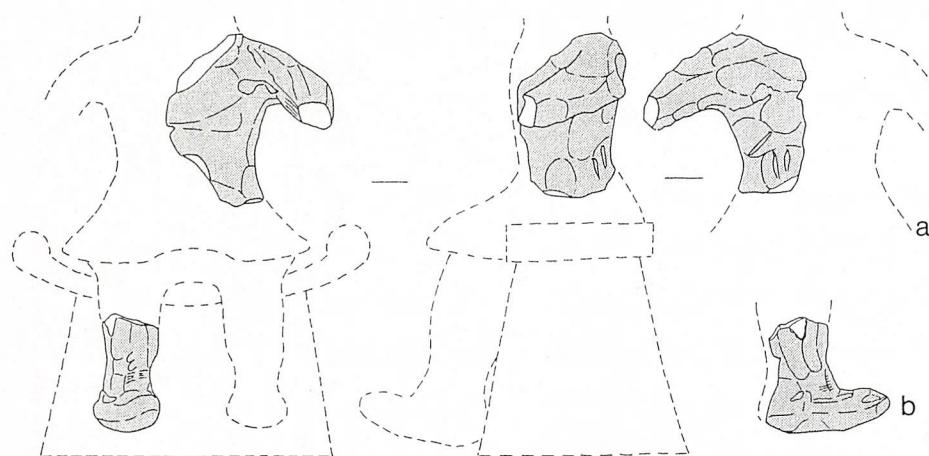
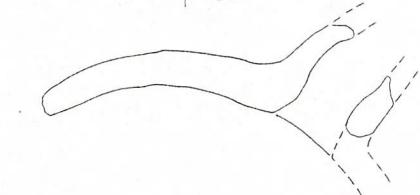
○鞍と鞍轔 1

123は鞍の破片で鞍橋の欠損した基部が残る。内堀4Tの注記がある。器肉は2.0cm前後の厚手の作りである。鞍橋の外側には粘土紐を貼って尻繋または胸繋が表現されている。また、鞍橋の内側にはヘラ先刺突が等間隔で弧状に行われており、居木部分に付く鞍轔の縫い取り表現とみられる。その内側には橢円形の粘土塊の剥離痕があるので、鞍轔は高まりの部分が表現されていたと推定される。体部は内面に垂直方向の粘土紐接合痕が残り、横断面アーチ状に掛け渡した粘土紐を順次接合しながら成形したものである。

体部の外面調整はヨコハケの後にナデを加える。内面調整はナナメハケの後に縦位のユビナデを加



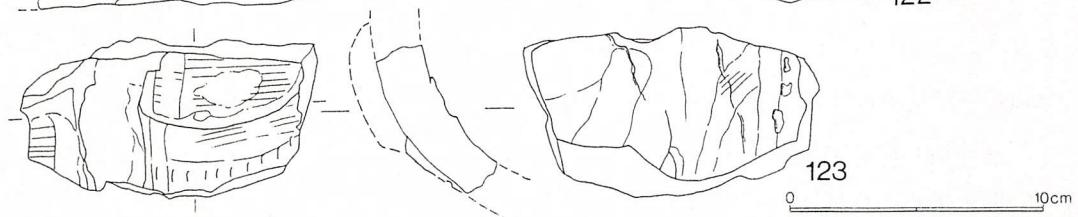
120



121



122



123

0 10cm

第17図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図13

える。胎土は小礫と粗砂を少量含み、チャート、酸化鉄粒、凝灰岩粒、石英、角閃石のほかに海面骨針が僅かに観察される。焼成は良好だが、表面が少し粉っぽい。外面は橙褐色、器肉はチョコレート色を呈する。

128は同一個体の鞍轡部の高まり部分の剥離したものである。123の剥離痕には接合しなかったので、他の3箇所のいずれかに付いていたのであろう。平面形は橢円形を呈し、縁の部分には、ヘラ先刺突が等間隔で2重に巡る。成形は板造りで、内外面とも丁寧なユビナデ調整後施されている。また、内面には本体のハケ目の雌型が付いている。

○鞍と鞍轡 2

124は鞍の破片で鞍橋の一部が途中まで残存している。池の注記がある。器肉の厚さは1.5cm前後である。鞍橋の外面には粘土紐を貼って尻繋または胸繋が表現されている。おそらく綏の表現も伴っていたであろう。鞍橋の内側には橢円形の剥離痕があり、居木の上部に鞍轡の表現があったとみられる。横断面図から復原すると腹部の幅は約30cmである。体部は内面に垂直方向の粘土紐接合痕が僅かに残り、横断面アーチ状に掛け渡した粘土紐を順次接合しながら成形したものである。体部の外面調整はヨコハケ（8本／1.7cm）、内面調整は横位のナデである。胎土は粗砂を少量含み、チャート、酸化鉄粒、凝灰岩粒、石英、角閃石が観察される。焼成は良好だが、表面が少し粉っぽい。内面は橙褐色、器肉は灰色を呈する。

○鞍と鞍轡 3

126は鞍の破片で鞍橋の一部が途中まで残存している。池の注記がある。器肉の厚さは1.8cm前後である。鞍橋の内側に接する居木の上部に粘土貼り付けで鞍轡の表現を行う。平面形は半月形で、鞍橋側が高く斜面をなしている。全面にわたってヘラ先刺突が無数に施されている。刺し子を表現するものであろう。体部は内面に垂直方向の粘土紐接合痕が僅かに残り、横断面アーチ状に掛け渡した粘土紐を順次接合しながら成形したものである。外面調整はユビナデ、内面調整はナナメハケの後に斜位のユビナデを加える。胎土は粗砂を少量含み、石英が目立つほか、チャート、酸化鉄粒、長石、角閃石が観察される。凝灰岩の含有は少ない。焼成は良好だが、表面が少し粉っぽい。外面は淡赤褐色、内面と器肉は淡茶褐色を呈する。

○尻尾

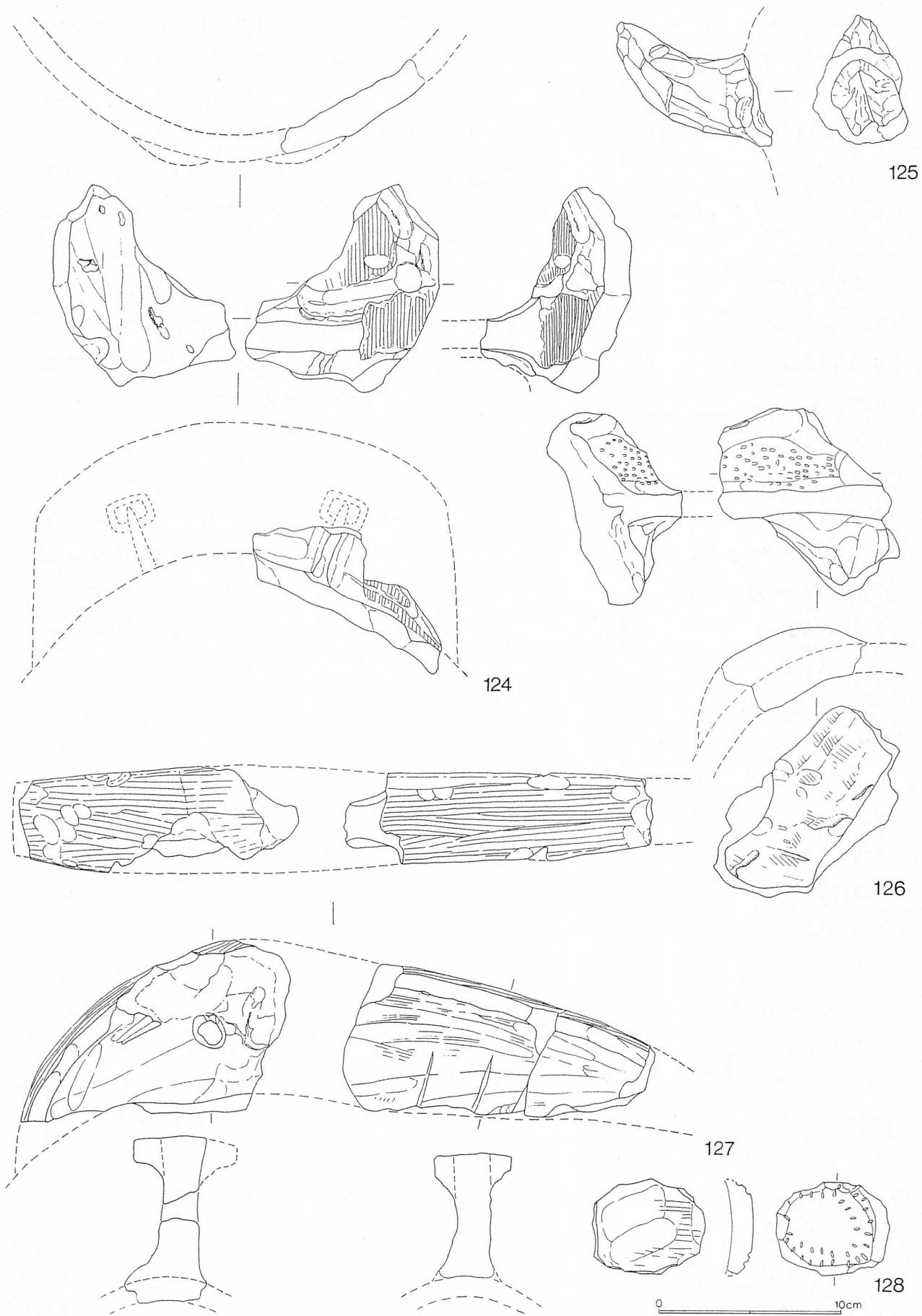
125は動物の尻尾である。池の注記がある。上へ湾曲し、先端の尖る形状からみて、馬の可能性が高いが、紐巻きの表現は伴っていない。三角形の粘土板を丸めて、2辺を綴じ合わせて中空に作る。臍を用いずに、端面を本体に貼り付ける接合方法を探っている。長さ10.0cmの小型品であり、馬自体も小型の個体となろう。外面調整は長手方向への強いユビナデ、内面は絞り目が顕著である。

胎土は細砂を少量含み、凝灰岩、石英、チャート、酸化鉄粒、長石、角閃石と海面骨針が僅かに観察される。焼成は半須恵質で、良好にして堅緻だが、表面が少し粉っぽい。外面は還元がかかるて灰色を帯びた茶褐色、内面と器肉は灰色を呈する。

5 動物埴輪の特徴

○猪形埴輪の立髪

127は動物埴輪の立髪である。造出の注記がある。接合しない同一個体2片からの復原では、屈曲



第18図 稲荷山古墳出土形象埴輪実測図14

が少なく、下辺がほぼ水平となるので馬ではなく、猪の立髪（みの毛）と推定した。なお、穴のあいている破片は報告書第58図5として実測図が掲げられたもので、馬のたてがみと推定されていた。

板造りの立髪の上縁部両面に凸帯を貼り付けていわゆるT字縁とする。T字縁は馬形埴輪の立髪の例はかなりあるが、猪の例は他に知らない。おそらく馬の影響で製作された猪であったのであろう。現存長が35cmあり、厚みも2.0cm強あるので重量は相当のものである。幅の一番拡がる部分に円形小孔があり、片側から竹管状のもので刺突穿孔されている。この孔に棒を通し、吊るか棒で支えるなどして立髪の取付時に重量の軽減を図ったものであろう。

側面の調整は横位ユビナデ、上面の調整は粗い長手方向のハケ（6本／1.3cm）である。なお、観察のとおり猪の立髪であるならば、体調80cm前後の大型の個体となろう。胎土は小礫と粗砂をやや多く含み、チャート礫と石英が目立つほか、凝灰岩、酸化鉄粒、長石、角閃石が観察される。焼成は普通で、表面が少し粉っぽい。外面は肌色に近い淡赤褐色、器肉は橙褐色を呈する。

おわりに

稻荷山古墳出土形象埴輪の資料報告もパート2を迎えた。平成15年度は1点でも多く観察し、できる限り実測図を作成することに努めた。このために、石膏入れが残ってしまい、写真撮影も済んでいない。まだ動物埴輪や器財埴輪など、報告に値する資料が少し残っているので、来年度も整理を継続し、その成果と今回の写真図版を合わせて次号に報告することにしたい。なお、家形埴輪の復原図作成をはじめ、埴輪の多角的な検討と総括など今後に残された課題が多い。

埼玉古墳群出現当時の地理的景観について

杉 崎 茂 樹

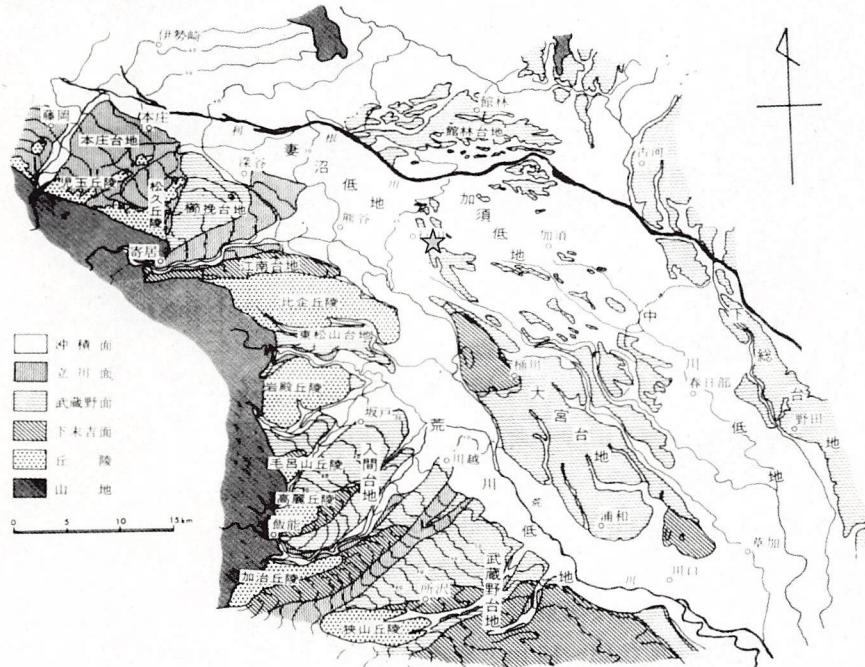
はじめに

出土鉄劍から金錯銘文の発見で一躍脚光を浴びるようになった稻荷山古墳を始め、埼玉県内最大の前方後円墳の二子山古墳など、東国の古墳時代後期にあって卓越した規模の前方後円墳が群集する埼玉古墳群の地質学的立地基盤は上層部に粘土化した火山灰土(関東ローム層)をのせる確固とした台地である。

埼玉県中央に存在する「大宮台地」(第1図)は約5万年前に始まった氷期の海退現象と荒川・利根川水系による浸食作用により、群馬県の館林台地から連なる半島状の地形を形成しており、その後2万年以降は、海進現象と埼玉県加須市付近を中心とする所謂「関東造盆地運動」が起こり、そこに利根川が流入して沖積低地が形成され、現在の独立した台地地形になったといわれる。第2図右側は加須低地の形成期(1~7世紀)の状況で、所謂「大宮台地」の北側に細長い台地が想定されている。

そして現在もそれらの台地が沈降を続けており、沖積土に覆われて標高の高い部分が大小の島状地形となって見えており、埼玉古墳群を乗せる台地も「大宮台地」北西に接して位置する島状ローム台地の一つである。このローム台地の最上層を形成するローム層は浅間火山系の「大里ローム」で、以下の深度には「立川ローム」、「武藏野ローム」、「下末吉ローム」が堆積しているとされる(第1表)。

以上が埼玉古墳群の所在する、埼玉県北部地方の地質学・地理学的研究成果の概要であるが、古墳時代に埼玉古墳群周辺が如何なる状況だったのか、微視的な研究はなされていないようだ。



第1図 関東平野の地形区分 (☆: 埼玉古墳群の位置) (堀口1975)

考古学の立場からは、遺跡の発掘調査報告書で記載される「遺跡の立地と環境」の中で、漫然と台地地形の範囲が示される場合が多いが、それらにはきちんと根拠が示されているものは少ない。

そこで、埼玉古墳群研究のうえで古墳群出現当時の景観がいかなるものであったかは、同古墳群研究の基礎的関心事の一つなので、進歩を見せた古墳群周辺遺跡調査成果から、今あらためて古墳群出現当時の景観について考えてみたい。

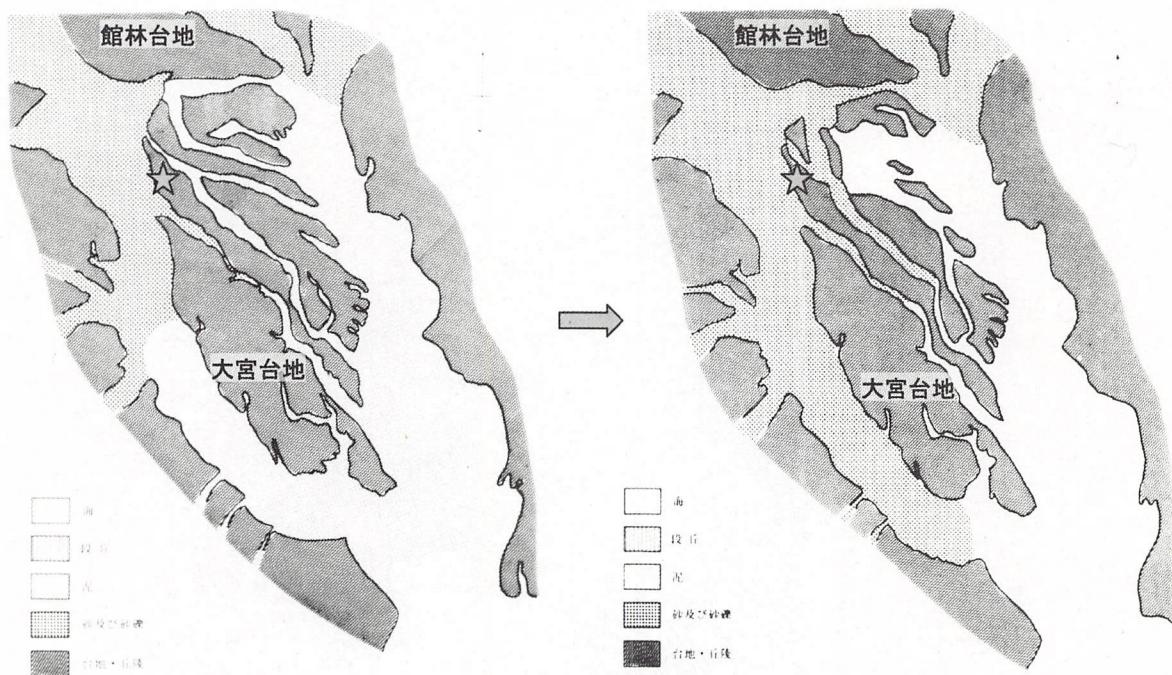
1 「埼玉(サキタマ)台地」の現況

埼玉古墳群を乗せる台地の現況がわかる資料のうち、比較的詳細なのは『埼玉県表層地質図』であろう。同図は埼玉県環境防災部で作成したもので、県下の地表層の現状や断層の位置などが表示されおり、自然災害のハザードマップの下地である。

第3図に埼玉古墳群周辺の部分を示したが、所謂「大宮台地」の北側の沖積地が元荒川や吉利根川とその分流である星川、忍川などの開析作用で大小の島状の台地が分布しており、埼玉古墳群を乗せる台地が大宮台地本体の北西端に一番近い大きな島状台地であることがわかる。

この台地と大宮台地を隔てるのが元荒川で、北側には星川が流れている。本論ではこの島状の台地地形を「埼玉(サキタマ)台地」、そして周辺の小規模なものも各地区の名称を冠して「○○台地」と仮称して論を進めることにする。

埼玉古墳群築造当時の地理的景観が、この『表層地質図』に表現された台地地形からストレートにイメージできないのは、周辺の沖積地内に集落遺跡等が所在すること、あるいは近代の古墳削平



第2図 大宮台地の館林台地からの分離過程（☆：埼玉古墳群の位置）（堀口1993）

行為や土取り等の地形改変行為が行われており、現在のローム台地の範囲を沖積地側に多少拡張した範囲をイメージしても古墳時代当時の地形とイコールとはならない。

そこで、周辺遺跡の発掘調査の成果からそれらの地質学的立地を検討してみることにする。

2 古墳群周辺遺跡とその立地状況の検討

第4～6図はその表層地質図に示された埼玉台地とその付近のローム台地を国土地理院の地図に重ね合わせ、併せて周辺の代表的遺跡の分布を記載したものである。

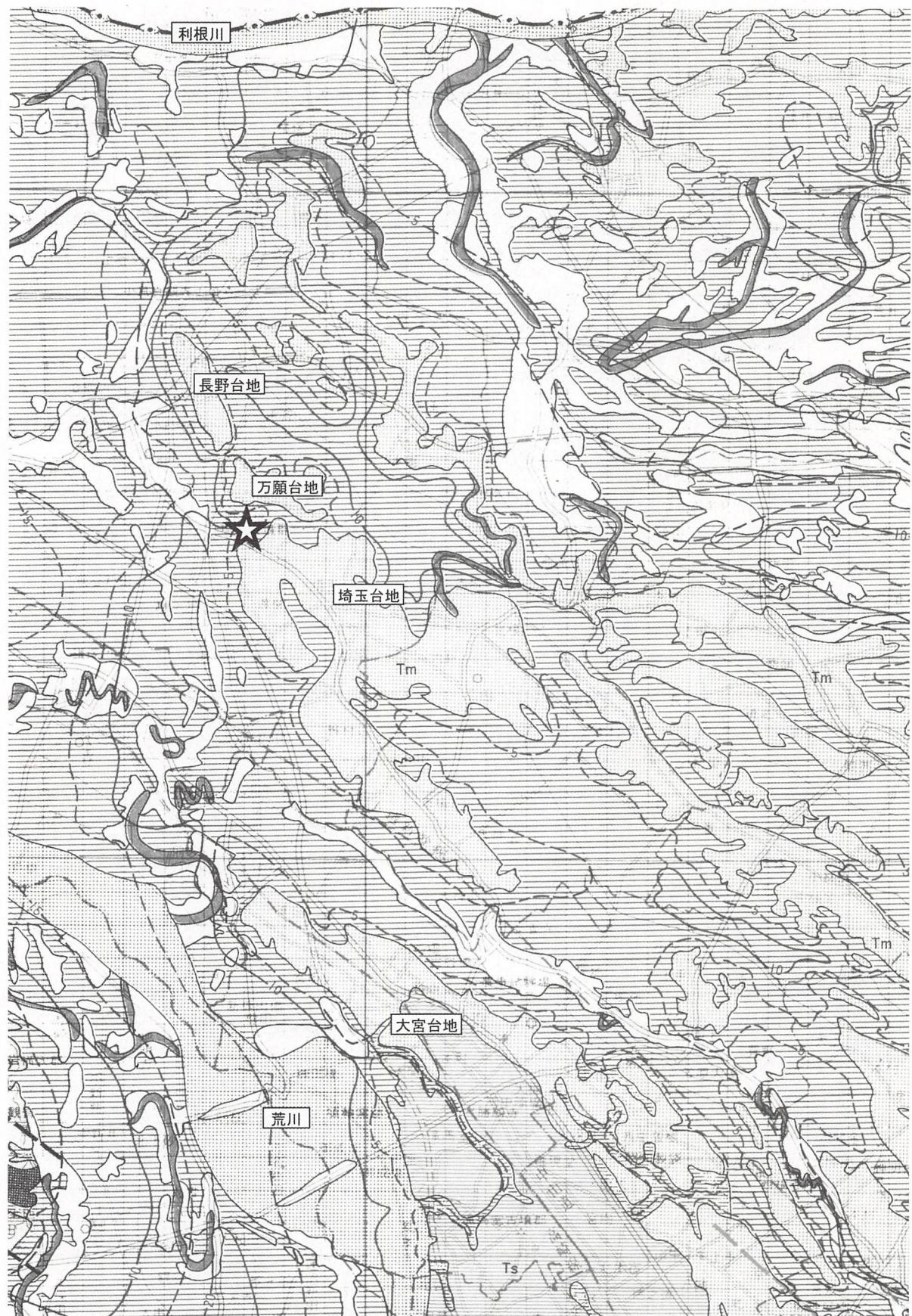
第4図は古墳時代前・中期、第5図は埼玉古墳群出現前後、そして第6図は古墳群築造停止後の奈良・平安時代の代表的遺跡の分布地図である。

第4図で埼玉古墳群として点線で範囲表示した南西端の陣場遺跡では、古墳時代前期の方形周溝墓と奈良・平安時代の住居跡の発見があった（第7図）。埼玉古墳群の載る現況の埼玉台地上に立地している遺跡で、現標高は約19mである。

第5図に位置を示した大人塚(ウズカ)古墳は、旧埼玉(ヰタマ)村の史跡についての文献『史蹟埼玉』（高木1936）に登場する前方後円墳で、埴輪の出土を記述するので、6世紀台の築造の可能性が強いものである。明治20年陸軍部測量局作成の「迅速図」で位置が確認でき、利根川から荒川に導水する、現在の武藏水路の下であることがわかる。時期は下るが隣接する第6図の野合遺跡は奈良・平安時代の集落跡で、やはり基盤にローム土が確認されていて、埼玉台地がこの付近までびていることがわかる。そして、さらに西方の佐間地区には5世紀末頃の大日塚古墳（栗原1978）や時期は不明だが諏訪山古墳が所在していて、「佐間台地」と呼ぶべき、痩せた尾根状の台地が所在するのであろう。

時代	地域	中川低地	加須低地	荒川低地	東京低地	大宮台地	下総台地
沖積世	中世～近世	沖積層上部 (河畔砂丘)	沖積層上部 (河畔砂丘)	沖積層上部	有楽町層上部	黒土	黒土
	古代						
	弥生						
	縄文、後・晚期						
	縄文、前・中期	沖積層下部	沖積層下部	沖積層下部	有楽町層下部	層	層
	縄文、創草・早期						
洪積世	後期	七号地層	大里ローム層	七号地層	大里ローム層	大里ローム層	大里ローム層
	洪積世	立川ローム層	立川ローム層	立川ローム層	立川ローム層	立川ローム層	立川ローム層
	世	段丘礫層	段丘礫層	段丘礫層	段丘礫層	段丘礫層	段丘礫層
	中期洪積世	武藏野ローム層	武藏野ローム層	武藏野ローム層	武藏野ローム層	武藏野ローム層	武藏野ローム層
		下末吉ローム層上部			下末吉ローム層上部	下末吉ローム層・常総層・竜ヶ崎層	下末吉ローム層・常総層・竜ヶ崎層
		大宮層	大宮層	大宮層	大宮層	木下層	木下層
		東京層上部層	東京層上部層	東京層上部層	東京層上部層	上岩橋層	上岩橋層

第1表 埼玉平野と周辺の層序表（堀口1993）



第3図 埼玉県表層地質図（埼玉県環境防災部1995）

(細かいドットが現在認識できるローム台地、白く抜けている部分は自然堤防)

☆：埼玉古墳群の位置 原図はカラー）



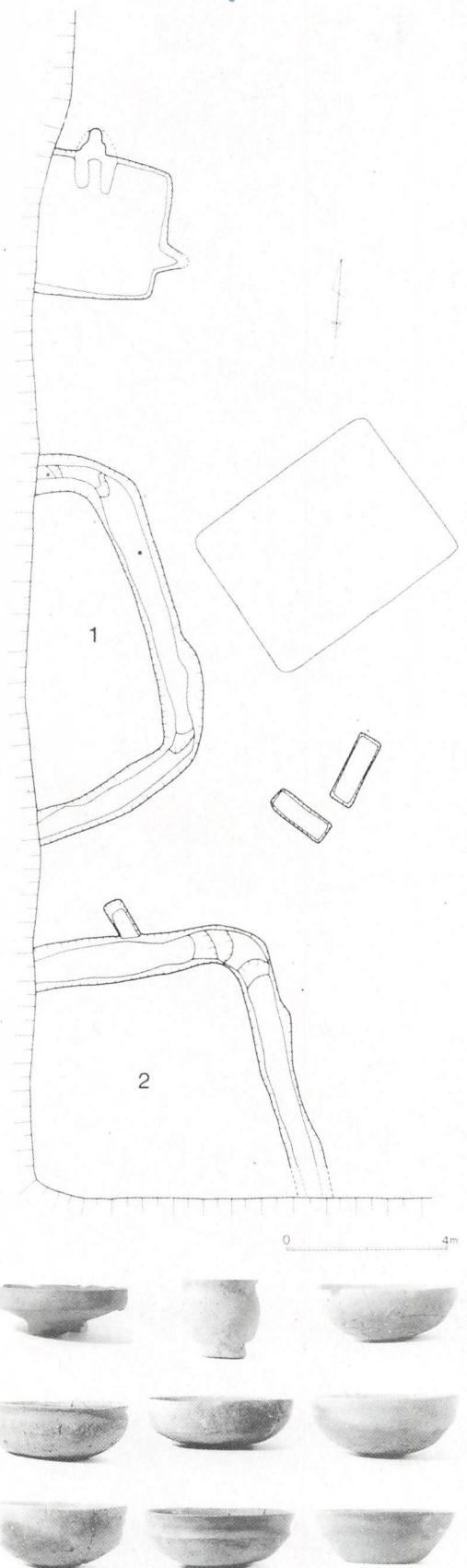
第4図 埼玉古墳群付近の古墳時代前～中期(埼玉古墳群出現以前)の遺跡分布 □：集落 ○：古墳(墳墓) アミ掛はローム台地



第5図 埼玉古墳群付近の古墳時後期(埼玉古墳群出現以降)遺跡分布 □：集落 ○：古墳



第6図 埼玉古墳群付近の奈良・平安時代の遺跡分布 □：集落 ○：寺院跡



第7図 陣場遺跡の遺構配置と出土土器
(栗原1969)

第8図は以上の埼玉古墳群西方至近の遺跡を『埼玉県遺跡地図』(埼玉県教育委員会1975)に大人塚古墳を加えて作成したものである。現在は図中の左上から下方向(北から南)に忍川が流れているが、忍川は明治～大正期の掘削であり、もともと周囲より低い地形部分に掘削されたことは見て取れるが、河川が流れていたとすればあまりにも狭隘な河川地形を想定せねばならず、これらの遺跡群の分布状況からは埼玉台地と佐間台地はもともと連続していたと理解するのが自然であろう。

第4図の長野神明遺跡は古墳群表示の北西にやや離れた万願台地北西に位置する。報文によれば、周囲水田よりもやや地盤が高く、畠となっていたといわれる。武藏水路の掘削工事中の不時発見遺跡で古墳時代中期を主体に古墳時代後期か、もう少し新しい時期の可能性のある土器も含まれているようだ(第9図)。土器の出土状況からは当該期の集落跡の可能性が高いと考えられるもので、万願台地端部が沖積地に埋没しようとする部分に立地する遺跡であろう。現況で現標高のきちんとしたデータはないが、約18.5mと思われる。

ここで、丸墓山古墳の北側周溝を壊して流れる旧忍川の流路を検討しよう。旧忍川は現在の行田市街の北から東側を廻って南流する流れと市街の南を東に向かう流れが埼玉古墳群の西で合流して東に流れており、現在の地形図でその様子が確認できる。

長野台地から万願台地にかけての西方は古墳時代前後には浅い窪地状に北に向い開析が進み、加えて地盤の沈降で入江状となったところに、旧忍川の流れが流入し、前述のようにその南側が、埼玉、佐間両台地が連続しており、流れ下る場所として一番低かった丸墓山古墳の北側周溝と稻荷山古墳外堀北西角を壊して東流する状況が出現したと考えられるのだが、その具体的な時期は文献記録にも見えず、現在のところ不明である。今後の研究課題としておきたい。

埼玉古墳群南西にひろがる沖積地内の遺跡の立地

状況はどうだろうか。国道17号の新設工事で鴻池、武良内、高畠の3遺跡が調査されている。

忍川の東側の鴻池遺跡では古墳前期の方形周溝墓や中～後期の住居跡が検出されている（第9図）。これらの方形周溝墓は近年の低地所在遺跡の研究からすると、実は方形周溝墓ではなく住居の周溝の可能性が指摘されている。日常生活の使用後に破損、廃棄されたと考えたほうがよい台付甕などの器種が目立つことから、その可能性が強いと言わざるを得ないが、検討は別稿で行いたい。

武良内遺跡でも古墳時代前期の方形周溝墓や中期の住居跡、古墳後期の円墳跡が検出されていて、方形周溝墓は同じく住居の周溝の可能性がある。

鴻池・武良内両遺跡は同じ微高地内の東端と西端に位置する同一の遺跡の可能性があり、基盤についても黒色変化したロームと報告されている。

高畠遺跡でも方形周溝墓や古墳時代後期の住居跡が検出されている。方形周溝墓とされる遺構は溝の一部が検出されているものだが、周溝墓と考えるには規模が大きすぎるので、館遺構等の堀跡の可能性を考えたほうがよさそうだ（第10図）。基盤土は同じく黒色変化したロームと報告されている。

これらの遺跡の調査から、付近は古墳時代前期から後期にかけて継続する埼玉古墳群至近の集落としては大規模な拠点的集落の可能性を示唆するものである。埼玉古墳群を出現させた人々の中核的集団の人たちが形成した集落の一つであることに間違いない。

さて、これらの遺跡の現標高は、鴻池・武良内両遺跡で約18m強、高畠遺跡では約19m弱で、調査報告書は遺跡が沖積地上にあり黒色に変化したローム層の存在を記述する。報告書の写真から遺構検出面までは数10cmである。沖積土に覆われて現在では殆ど台地地形と認識不可能だが、河川に開析されたローム台地が遺跡の基盤として存在するのは確実であろう。



第8図 埼玉県遺跡地図に見る埼玉古墳群西方の古墳と集落跡（埼玉県教育委員会1975に加筆）

A 大人(ウシ)塚古墳 B 諏訪山古墳 C 大日塚古墳 93陣場遺跡 94・95野合遺跡

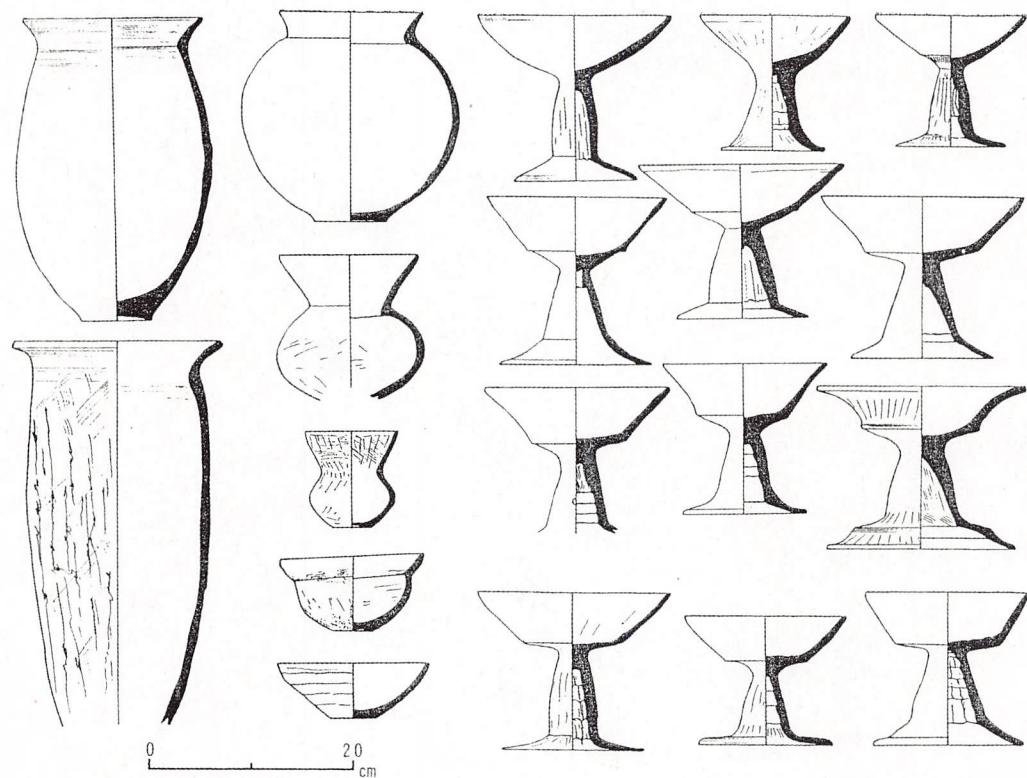
現在の忍川は明治～大正期に新規に開削されたものだが、その南の部分はかつての流路筋に開削されたことは東南～南北方向にのびる田圃となって現在でも小規模水路が流れる沖積地の状況から明らかである。古墳時代にどの程度の規模の河川だったのか、はっきりしないが、現在の行田市街西北方面から埼玉台地南西方に向かって流れ、埼玉台地が流路の障害となって南に方向を変え、現在の元荒川に合流する幾筋かの流れがあったものと思われ、これを「古忍川」と呼んでおこう。

上記遺跡群は古墳時代当時、その流路筋の島状微高ローム台地上の選地で、人々の居住環境あるいは外敵からの防御環境はまことに、申し分のない理想的なものだったと想像される。

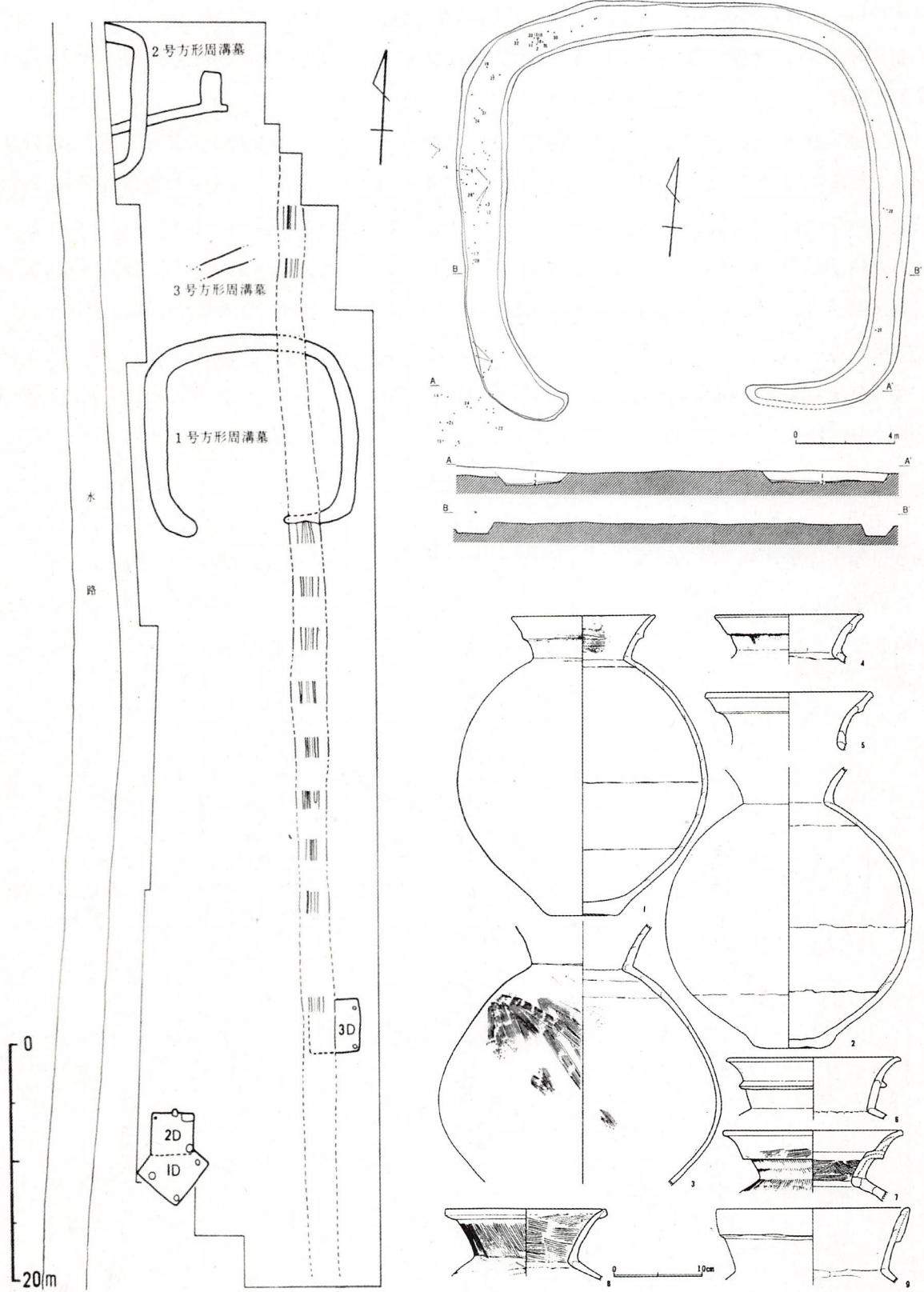
次に埼玉台地北東に広がる沖積地内の小針、小針北、愛宕通、3箇所の遺跡の状況を見てみよう。

小針遺跡周辺は現在、一面の水田となっている。これまでに3次の発掘調査が行われ、古墳時代前期から奈良・平安時代までの竪穴住居跡が56軒検出され、継続的に形成された集落遺跡で（第12図）、基盤層はローム層と確認されている。（中島利治1978、齊藤国夫1980ほか）行田市の都市全図（第19図）から読みとれる小針遺跡付近の現標高は15.0～15.3mで、発掘調査報告書中に遺構のきちんとした標高の記載がないが、写真等で見る限り、遺構検出面までの深さはせいぜい数10cmである。

平安時代より新しい遺構が発見されていないことは、沖積化の進行とともに、遺跡付近まで水位が上がり、これ以降にそう遅くない時期に集落が廃絶したことを示すものだろう。「造盆地運動」による沈降速度は埼玉台地付近では年間1mmと計算されていて、平安時代以降でも1m以上沈降している計算である（第13図）。現在の水位面と古墳時代当時の水位面とを等しく考えることはできないものと思うが、当時の水位環境を考える参考にはなろう。



第9図 長野神明遺跡出土土器（塩野1969）



第10図 鴻池遺跡の遺構配置と「周溝墓」・「周溝墓」出土土器（金子1977）

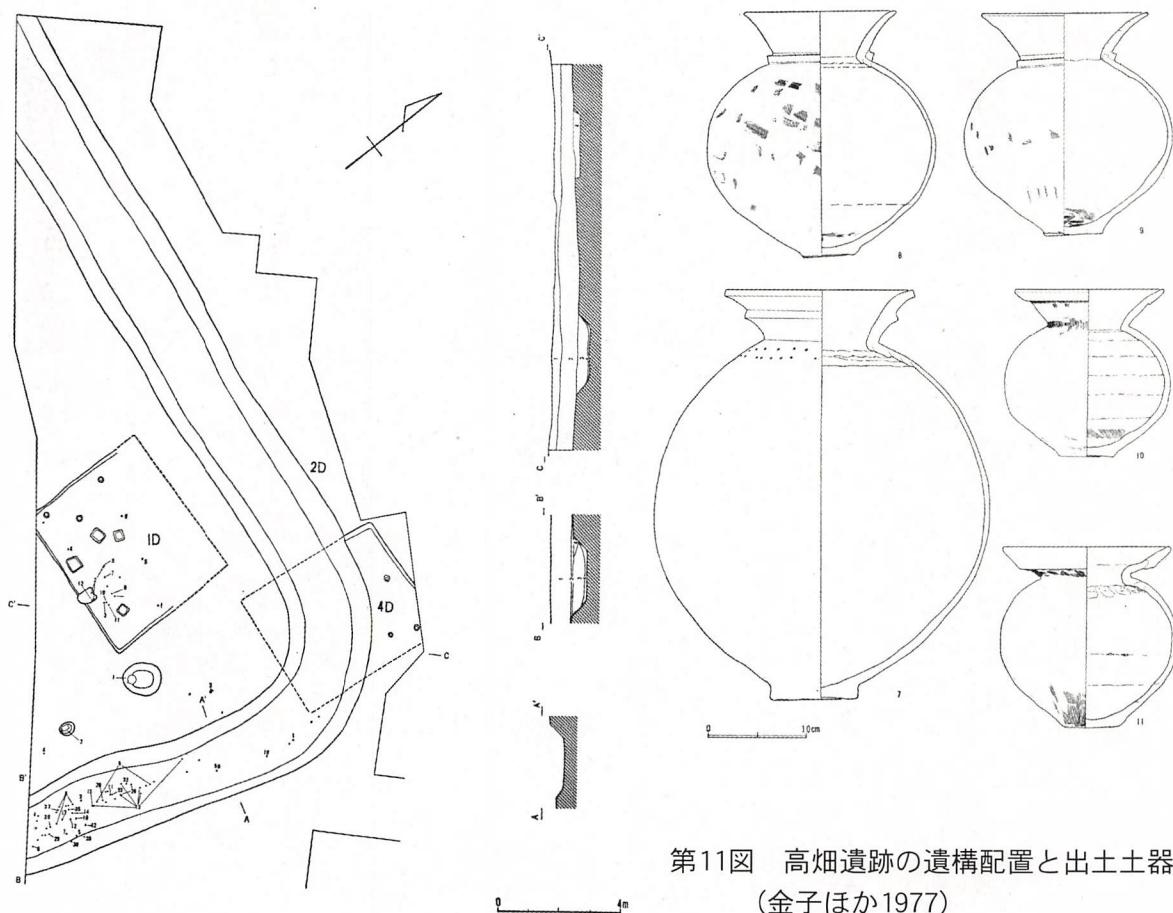
小針北遺跡は前述の小針遺跡と星川を挟み、北側に所在する遺跡で、送電鉄塔建て替えに伴う地點的な調査しか行われていないが、古墳時代中期の住居跡の一部が検出されていて、土器類が出土している。小針遺跡同様やはり水田下から発見された遺跡で、基盤土は黄褐色ロームと報告されている（第14図）。報告書によれば小針北遺跡の現標高は16.3～16.4mで、現表土からローム層上面までは約1.2mほどである。

愛宕通遺跡は旧忍川を挟み、小針遺跡の西方に所在する遺跡で、県道の改良工事に伴う道路敷の限られた範囲の調査ではあったが、広義の埼玉古墳群に含められる若王子古墳群を構成する古墳時代後期の円墳跡が発見されたほか、奈良・平安時代の集落も確認されている（第15図）。周辺はやはり水田が広がり、沖積地化しているが、基盤土としてロームが確認されている。愛宕通遺跡の古墳検出部分は調査区北の沖積地に近い低い箇所で標高は約16m、周溝底の標高は14.9～15.1mを測る。

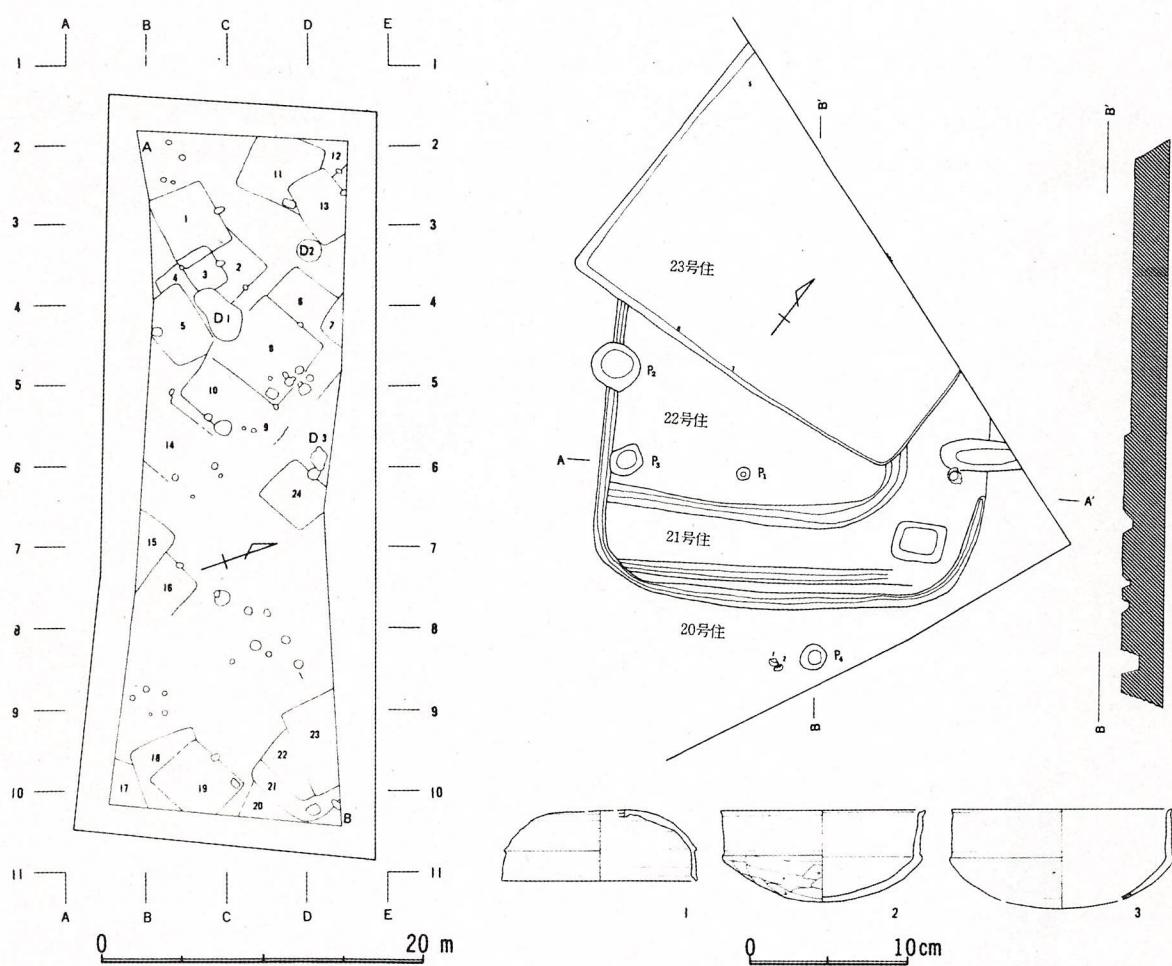
小針、愛宕通両遺跡は埼玉台地北東沿部に位置する遺跡と考えられ、小針北遺跡は星川対岸の下須戸台地と関連するものと考えてよさそうだ。

3 古墳時代の埼玉台地と周辺の標高について

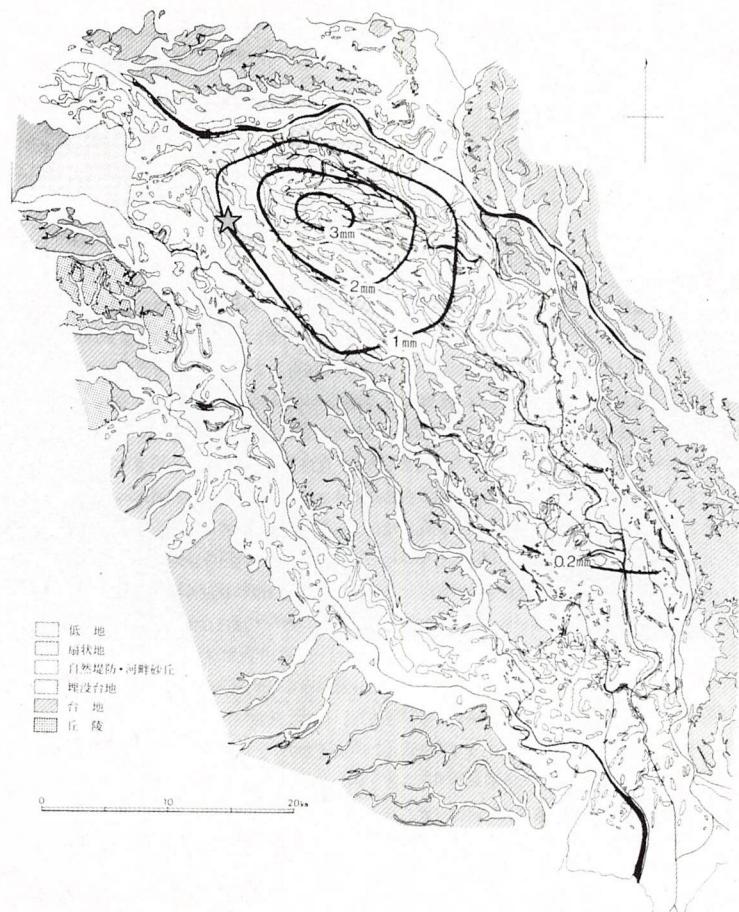
次に埼玉古墳群各古墳の調査等から、埼玉台地の古墳時代当時の標高を考えてみる。



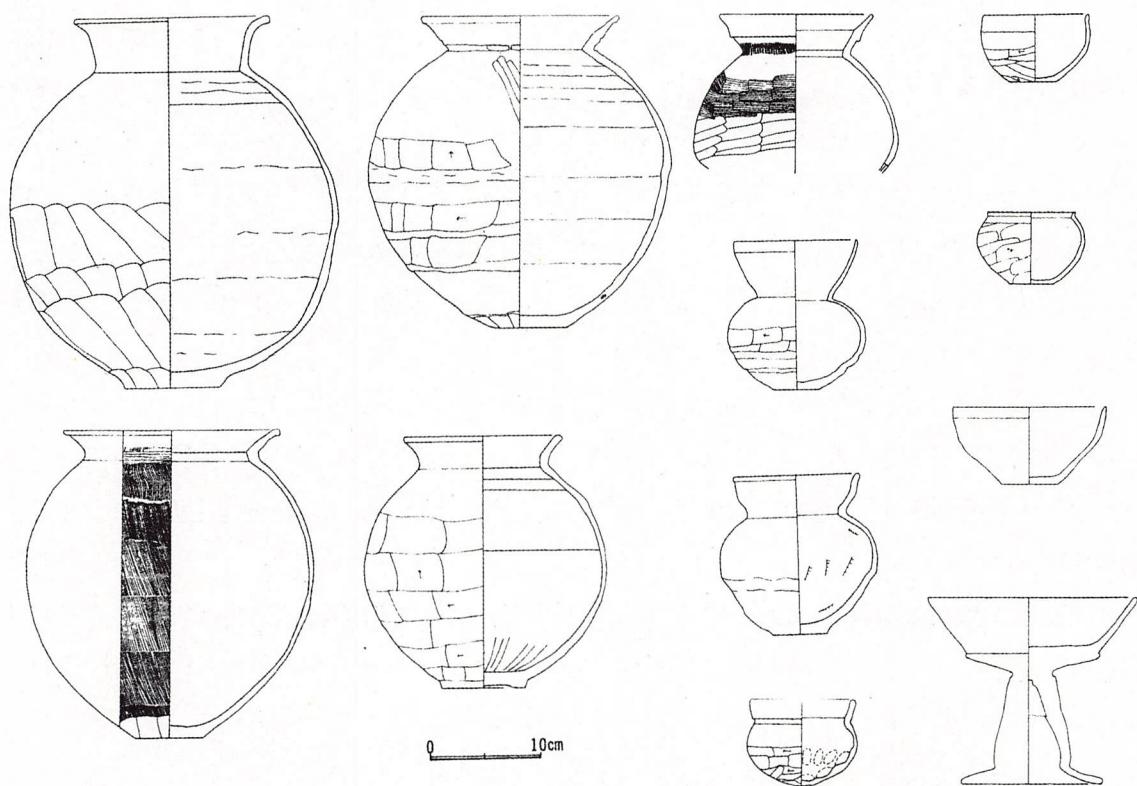
第11図 高畠遺跡の遺構配置と出土土器
(金子ほか1977)



第12図 上：小針遺跡の現況(2003年10月撮影、中央左手の煙突付近が遺跡。左は旧忍川の土手)
下：小針遺跡第2次調査の遺構配置と出土土器（齊藤1980）



第13図
加須低地の造盆地運動による年間沈降速度
(☆: 埼玉古墳群の位置)
(堀口 1993)



第14図 小針北遺跡出土土器 (斎藤 1980)



第15図 愛宕通遺跡の遺構配置と1号墳出土土器
(滝瀬1985)

埼玉古墳群各古墳の整備とともに近年の発掘調査で墳丘下旧表土の情報が得られており、第2表に旧表土の情報が得られた代表箇所の標高を示した。

☆1の稻荷山古墳は報告書によれば旧表土が存在しないといい、旧表土を削っての整地工事の可能性を考えていて、旧表土の標高に関する情報が得られていない。

次に、丸墓山古墳は保存修理に関連した調査で墳丘裾がトレンチ調査されている。何箇所かのデータがあるうち墳丘北の☆2地点の調査では旧表土上面の標高約18.3mの情報が得られている。南側のトレンチ調査の☆3でも約18.3mと同様の数値が得られている。(第16図)

將軍山古墳でも墳丘の保存修理に伴い墳丘略全面の調査がされており、後円部西側の☆4の地点で約18.2mというデータが得られている。(第17図)

愛宕山古墳は後円部北東側と前方部南東側で周溝の確認調査の際に後円部東墳丘裾部分☆5の地点が調査されており、報告書から読みとれる旧表土標高は17.5mである。

瓦塚古墳でも墳丘保存修理に際して数回にわたる発掘調査が行われており、後円部南☆6の地点で18.5mのデータが得られている。

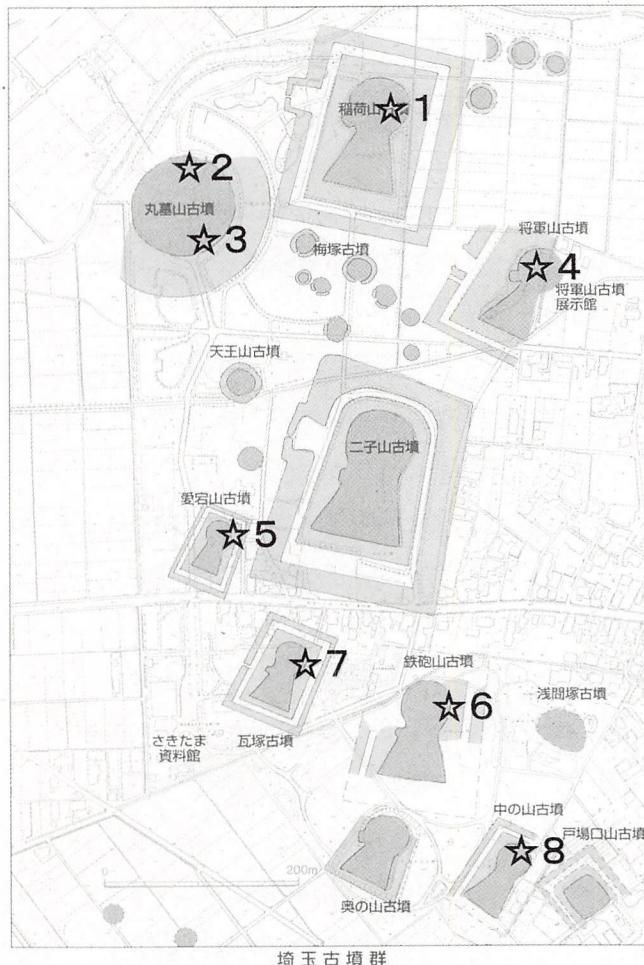
鉄砲山古墳は周溝の確認調査が2回ほど行われているが、後円部東側の調査の際、☆7の墳裾部分が調査されていて、約18.3mのデータが得られている。(第18図) 中の山古墳も後円部北から西側の周溝の範囲確認調査がされている。くびれ部付近のトレンチで、旧表土上面標高約18.6mのデータが得られている。

以上、各古墳の発掘調査から得られた情報をまとめてみると、比較的北に位置する古墳下の旧表土では約18.2~18.3mの範囲にある。(愛宕山古墳の数値は信頼に足りない。) 南に位置する各古墳では鉄砲山古墳が18.3mのだが墳丘内の安定面までトレントが設定されていないことを考慮すると瓦塚古墳や中の山古墳から得られた18.5~18.6mが有効な数値と言えよう。結論としては埼玉古墳群の築造当時の標高は北でやや低く18.2~18.3mで南に向かってやや

標高を増し、18.5～6mの微傾斜地形であったと推定される。

次に埼玉台地と周辺沖積地の標高について、第19図で検討しておきたい。これは行田市発行都市計画図をもとにした『行田市全図』から作成したもので、構造物のない田あるいは畠等で標高の記入のある部分を選択してその数字を示した。

これによれば、古墳群中では17.5あるいは18.0mといった数値で、台地中央に近づく東南方では18.2あるいは17.9mでそれほど極端な標高差がないことがわかる。一方、埼玉台地北東側の沖積地はその中央付近に現在は県の行田浄水場ができているが、もと「小針沼」(万葉集に登場する「尾崎沼」もこの付近と考えられる)があり、星川の流路筋に当たる。台地のやや低い部分は耕地整理が行われて田圃になる部分も多いが、標高を拾うと緩傾斜で北東に向かい標高を減じているのがわかり、台地が緩傾斜面を形成して、その上に沖積地が形成されている状況が考えられる。



埼玉古墳群

場所	古墳名	調査年度—箇所	旧表土標高	文献
☆ 1	稲荷山	S42—2T	旧表土なし →削平して盛土?	小川ほか 1980
☆ 2	丸墓山	S60—1T	18.3	若松 1988
☆ 3	"	S61—AT	18.2	田中 1989
☆ 4	將軍山	H4—B·B'	18.0	岡本 1997
☆ 5	愛宕山	S56— 後円部東側調査区	(17.5)	杉崎 1985
☆ 6	瓦塚	S61—3T	18.5	若松 1989
☆ 7	鉄砲山	S58—A·A'	18.3	杉崎 1985
☆ 8	中の山	S62—2T	18.6	若松 1989

第2表 埼玉古墳群各古墳で検出された旧表土上面の標高(各場所は上図に対応)

次に古墳群西方、現在の忍川と武藏水路が一番近づく付近では標高17.0～17.3m前後の部分が多く、東方の小針遺跡付近よりは2m近く高い。このことは前節で触れたように、古墳時代当時に埼玉台地と佐間台地の連続性を裏付ける。弱い窪み地形を挟んでいた可能性があるが、尾根状の佐間台地が埼玉台地に連なっていた状況を示すものと理解してよいだろう。

4 埼玉古墳群付近の「埼玉台地」の復原

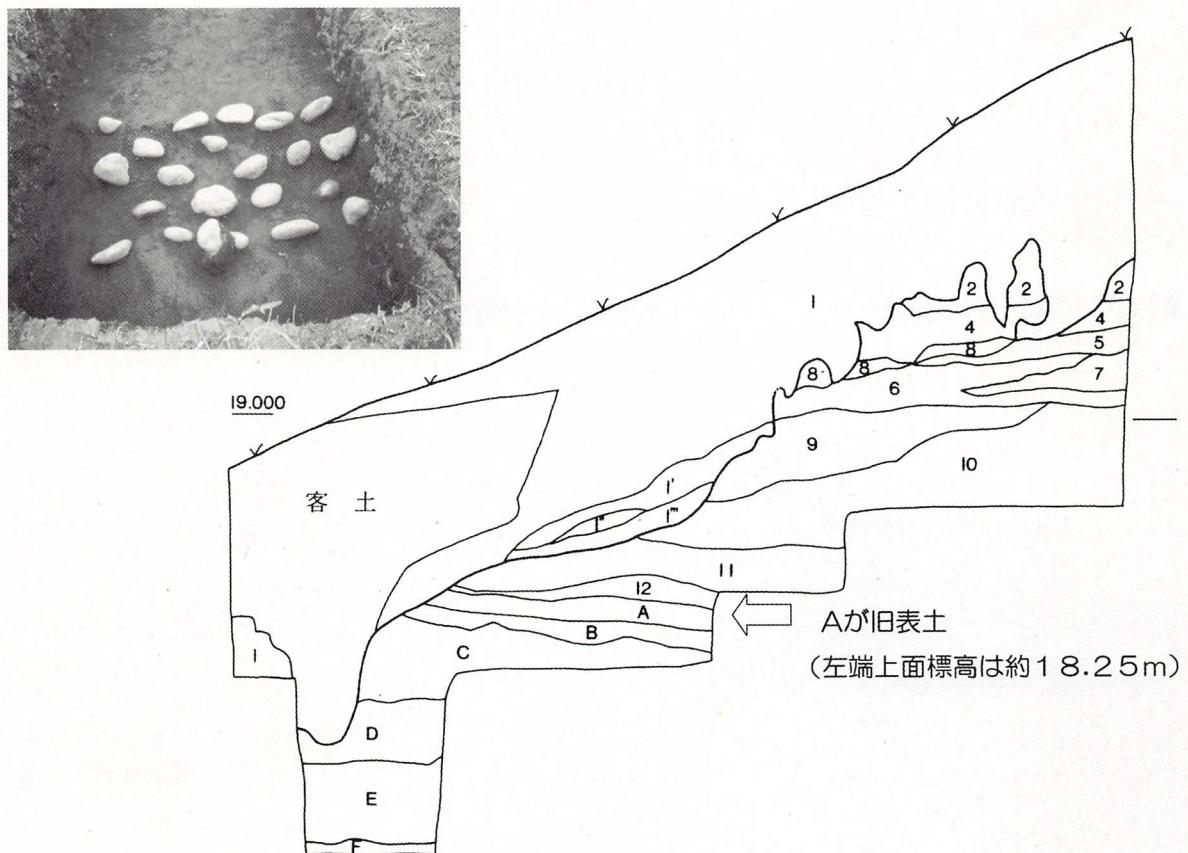
前節までに埼玉古墳群と周辺の地理学的環境を検討してきた。改めて整理すると、

①埼玉台地は西側の佐間台地と北側の万願台地・長野台地とそれぞれ連続していたと思われ、連続する3つの台地間は開析する入江状の低地となっていた。

②古墳群墳丘下に残る築造当時の旧表土上面の標高は18.2～18.6mで、埼玉台地中央に向かい、緩傾斜となっており、

③古墳群東方の古墳群出現当時の大集落、小針遺跡の標高は15.0～15.3mで古墳群に向かい緩傾斜地形であった。

④小針遺跡の標高から、当時の埼玉古墳群立地面と沖積面は少なくとも3m程度の比高差があっ

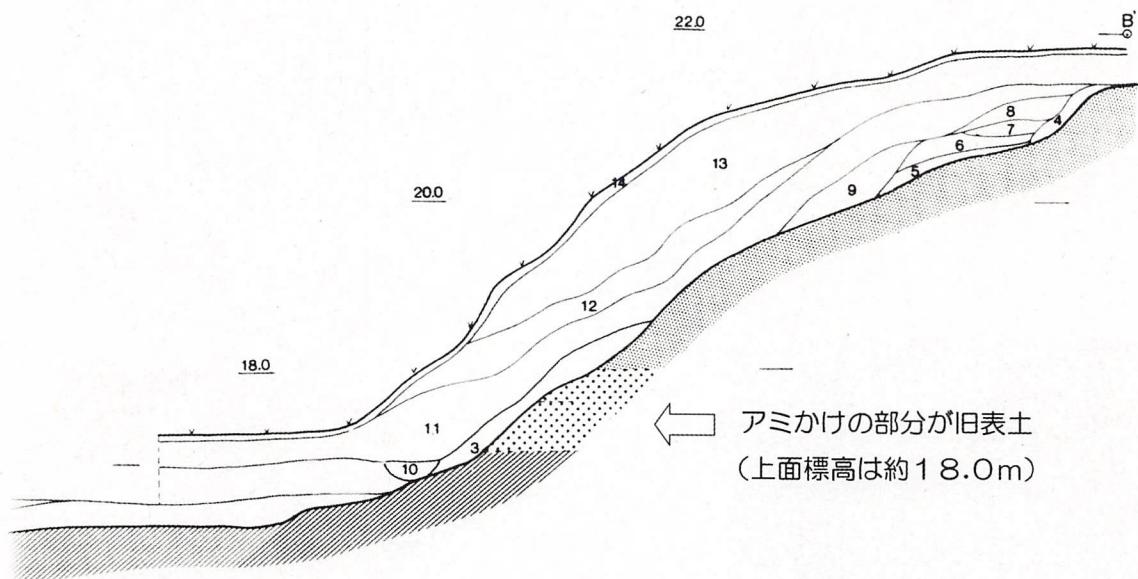


第16図 丸墓山古墳南墳裾保存修理の際の確認調査Aトレンチ内の旧表土と
墳丘裾のC2トレンチ内での貼石の検出状況(左上写真) (田中1989)

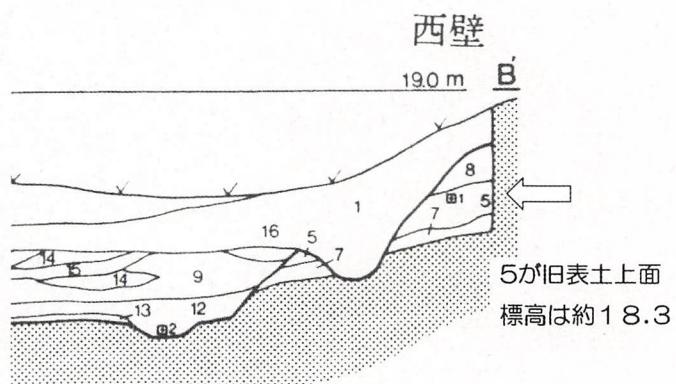
た。

⑤古墳群南西の沖積地内には古忍川が南東方向に流れ、細長い島状の下忍台地・樋上台地上には古墳時代前期から継続する拠点的集落が存在していた。

以上から、古墳群とその周辺の平面的な地理的復元を試みたのが第20図である。さらに第21図では、稲荷山古墳北東からの地上景観を、二子山、丸墓山両古墳出現後間もない頃を想定して復原してみた。将来旧忍川が形成される弱い浸食地形を右手に想定し、稲荷山古墳とその左後方には埼玉古墳群で現在のところ唯一葺石（まばらな状況から「貼石」と呼ぶべきだろう。）を有する丸墓山古墳が見え、さらに左奥には二子山古墳が見える状況を再現した。



第17図 将軍山古墳史跡等活用特別事業の際の後円部西側調査区内の旧表土（岡本1997）



第18図 鉄砲山古墳後円部東側周溝確認調査時の墳裾トレンチ内の旧表土（杉崎1985）



第19図 行田市全図に見る埼玉古墳群周辺の標高（カッコ内は遺構の確認面、もしくは旧表土の標高）



第20図 古墳群周辺の遺跡分布から推定される埼玉古墳群出現当時の台地と河川地形

1 稲荷山古墳 2 丸墓山古墳 3 二子山古墳 4 大人(ウシ)塚古墳 5 諏訪山古墳 6 大日塚古墳
 A 鴻池・武良内遺跡 B 高畑遺跡 C 長野神明遺跡

おわりに

今回の検討作業では、旧忍川が現在の流路になった時期を明らかにできていないし、古忍川の実体についても論及できていない。埼玉古墳群のより詳細な景観復元の鍵はそれぞれの流路の変遷過程や具体的な時期の解明であることを改めて認識した。そのためには現在の地質図や地図を用いた検討では精度的にも困難で、地質学的現場調査の成果を得てさらに検討していく必要がある。

ともあれ、埼玉古墳群築造時期の地理学的なイメージを考古学的調査の裏付けをもって、不十分ながらも提示できたものと思うが、専門外部分の調べが不十分のまま文章化し、犯した誤りも少なからずあると思う。本稿が、試論的レベルのものであることをおことわりしつつ、地理学的研究分野からの御意見・批判・教示を期待して記述を終えることにする。

埼玉台地上の埼玉古墳群が築造された付近は、これまでの発掘調査では古墳時代の住居跡が殆ど検出されていない。これは一帯が古墳群出現以前は居住域としては利用されていなかったこと、そして古墳群出現の嚆矢である稻荷山古墳の築造時から古墳時代を通じて墓域として確保されたことを示すものだろう。人々が古墳の存在を認識しつつも古墳群に近接して村落を構え始めたのは奈良時代になってのことであったのは、同時期の竪穴住居跡の発見例が証明する。(第6図)

人々が古墳に対する畏敬の念を薄めつつ、古墳群周辺の土地利用に乗り出すまでにあまり長い時間かかっていないのは、周辺低地の沖積化が進行したことも原因となっているのではなかろうか。古墳群築造終了以降の景観復原も今後の資料の増加を待って検討してみたい。



第21図 埼玉古墳群北部大型古墳の東方からの景観 (原図はカラー)

参考文献

岡本健一	1997 「Ⅱ 墳丘及び周溝の調査」『將軍山古墳（史跡埼玉古墳 群整備事業報告書・確認調査編）』 p 13・14	埼玉県教育委員会
小川良祐ほか	1980 『埼玉稻荷山古墳』	埼玉県教育委員会
金子真土ほか	1977 『国道17号熊谷バイパス関係埋蔵文化財調査報告書』	埼玉県教育委員会
栗原文藏	1969 「行田市陣場遺跡」『埼玉考古 7』	埼玉考古学会
栗原文藏	1978 『大日種子板石塔婆および古墳の調査』	行田市教育委員会
齊藤国夫	1981 『小針遺跡』	行田市遺跡調査会
齊藤国夫	不明 『小針遺跡第3次調査報告書』	行田市遺跡調査会
齊藤国夫	1980 『小針遺跡発掘調査報告書 B地区』	行田市教育委員会
齊藤国夫	1979 『野合遺跡・原第Ⅱ遺跡発掘調査報告書』	行田市教育委員会
埼玉県環境防災部	1995 『埼玉県表層地質図』	埼玉県県政情報センター
塙野博	1969 「埼玉県行田市長野神明遺跡について」 『考古学雑誌55-4』	日本考古学会
杉崎茂樹	1985 『愛宕山古墳』（埼玉古墳群調査報告書3集）	埼玉県教育委員会
杉崎茂樹	1985 『鉄砲山古墳』（埼玉古墳群調査報告書2集）	埼玉県教育委員会
杉崎茂樹	1987 『二子山古墳』（埼玉古墳群調査報告書5集）	埼玉県教育委員会
杉崎茂樹	1988 『丸墓山古墳・埼玉1~7号墳』 （埼玉古墳群調査報告書6集）	埼玉県教育委員会
高木豊三郎	1936 『史蹟埼玉』	埼玉村教育會
瀧瀬芳之	1985 『愛宕通遺跡』	埼玉県埋蔵文化財調査事業団
田中正夫	1989 「丸墓山古墳保存修理事業の報告」 『調査研究報告第2号』	県立さきたま資料館
中島利治	1978 『小針遺跡の調査 A地区』	行田市教育委員会
中島利治ほか	1989 「埼玉古墳群周辺遺跡の検討(Ⅰ)」 『調査研究報告第2号』	県立さきたま資料館
堀口萬吉	1993 『中川水系の地形と地質』『中川水系I総論・自然』	埼玉県
堀口萬吉	1975 『埼玉の地質をめぐって』	筑地書館
若松良一	1989 『奥の山古墳・瓦塚古墳・中の山古墳』 （埼玉古墳群調査報告書7集）	埼玉県教育委員会
若松良一	1986 『瓦塚古墳』（埼玉古墳群調査報告書4集）	埼玉県教育委員会
若松良一	1992 『二子山古墳・瓦塚古墳』（埼玉古墳群調査報告書8集）	埼玉県教育委員会
矢部長克・青木廉次郎	1927 「関東構造盆地周縁山地に沿へる段丘の地質時代」 『地理学評論3』	

資料紹介「北武藏の農具」に見る「特許」「新案」等の標記について

服 部 武

はじめに

当館には、昭和58（1983）年に、国の重要有形民俗文化財に指定された「北武藏の農具」1640点がある。これは、昭和44年（1969）の開館から昭和50年代後半にかけて収集された農業に関する資料のコレクションで、「北武藏」すなわち旧武藏の国の北部にあたる本県で営まれてきた農業の姿を後世に伝える貴重な資料となっている。

「北武藏の農具」の資料中379点には、墨書・焼印あるいはラベルなどの文字情報が記されている。その内容は、資料を所有していた農家の家印や購入の年月日であったり、あるいは農具製造者の名前や住所など多岐に渡る。そして、これらの中には、「特許」や「実用新案」「登録商標」など明治の特許制度のもとで製造・流通したことを示すものも少なくない。今回は、このような明治以降の「特許制度」の情報が記された資料を見ていきたい。

（1）特許制度創始期の状況

市川一男氏の「日本の特許制度」によれば、発明を保護し専売権をあたえる「特許制度」の導入は、産業を保護・発展させていく上で開国以来の課題であった。明治4年（1871）には、日本最初の特許制度「専売略規則規約」が、公布されたが、出願を審査できる者がいないなど、諸条件が整備されておらず、翌年3月には廃止されている。

特許制度の実質的なスタートは、明治18年（1885）7月の「専売特許条例」施行からで、農商務省工務局に専売特許所が設けられ、発明品を専売したいものは「願書」「明細書」「図面」「免許料（却下の場合返付）」を地方庁を通じ農商務省に申し出て、認められた場合には農商務卿から「専売特許証」を与えられた。権利は「専売権」で相続・譲与・分与が可能であった。特許の年限は15年（免許料20円）を上限として10年（免許料15円）・5年（免許料10円）の3段階となっていた。

日本における特許の第1号は、明治18年8月に東京の堀田瑞松が鏽止め塗料とその塗装法で取得しているが、同日に第7号までが特許されており、第2号から第4号までは本県の高林謙三が製茶用の各種機械で取得している。

「専売特許条例」施行に先立つ明治17年（1884）10月には、「商標条例」が施行され、農商務省工務局内に商標登録所が設置されて「登録商標」の制度が始まっている。商標権は登録日より15年間商標を専有する権利を持つというものだった。

明治21年12月には「専売特許条例」をさらに整備した「特許条例」、工業意匠の保護を目的とする「意匠条例」が公布され、「商標条例」もより実際的なものに改正されている。

また、初期の特許制度は国内の発明にのみ適用され、外国人の特許は守られていなかったが、日本が西欧諸国との不平等条約改正の交渉を進める上で、外国人の工業所有権の保護が交渉条件の一つとなり、明治32年公布の「特許法」「意匠法」「商標法」に盛り込まれた。

明治38年には、「特許法」でも「意匠法」でも保護されない実用的新工夫を保護する目的で「実用新案法」が制定された。この成立背景には、西欧と技術格差のあった国内の発明が、特許申請で不利益を被らないよう保護する意図もあったとされる。「実用新案」の権利は登録より3年間の専売権で、先に「特許」「意匠」を登録出願して認められなかった場合、30日以内に「実用新案」を申請して登録されれば、「特許」「意匠」の出願日に出願したものと扱われるようになっていた。

(2) 今回の資料紹介の概要

今回の資料紹介では、「北武蔵の農具」の中で、近代特許制度の枠組みの中で製造・流通したもの確認する意図から、「特許」「新案」などの語彙や、登録番号と思われる標記が明示されている資料を取り上げた。そして、登録番号と思われる標記があるものについては、特許庁の登録番号との照合を試みた。

また、「特許」「新案」「登録商標」といった語彙は表記されないものの、例えば「磯野式両用犁」といったように製作者独自の技術を謳った「商標」と目される語彙が標記された資料が多数ある。

これらについても、特許庁の「商標」登録との照合を試みたが、確認が極めて難しかった。そこで、今回の報告では特許庁に登録した「登録商標」としてではなく「商標的な標記」として、適宜取り上げることとした。

(3) 各資料における標記

「北武蔵の農具」1640点は、「A水田用具・B畑作用具・C綿作用具・D養蚕用具・E運搬用具・F牛馬飼育用具・G農具製作用具・Hわら仕事用具・I信仰儀礼用具・J仕事着・Kその他」の11分野で構成されている。この中で、「特許」「新案」の標記がある資料は、水田用具・畑作用具・養蚕用具・わら仕事用具に集中しており、残りの分野に当該資料はなかった。以下分野ごとに資料を見ていく。

①水田用具

水田用具では、全431点の資料中、耕作用具9点・代掻き用具1点・施肥用具1点・除草用具4点に「特許」「新案」等の標記が見られた。

a.耕作用具

改良型の犁に標記が見られた。県内では、明治年間まで「テッポウ」などとよばれる無床型の犁が普及していたが、明治以降全国で改良が進み、深耕が可能な無床型と安定性に特長がある長床型の長所をあわせた单床型の犁が開発されると、県内でも大正期からこれが普及したといわれる。

「北武蔵の農具」には、無床型の犁に始まり、福岡県磯野製鋼所の「磯野犁」、福岡県深見製作所の「深見犁」、熊本県東洋社（田上製作所）の「日の本犁」、三重県高北農機株式会社の「高北犁」、長野県松山株式会社の「松山犁」などの改良型の犁が収集されており、明治から昭和30年代までの県内における犁の変遷を考える上で貴重な資料となっている。

これらのうち「特許」「新案」等の標記が見られたのは9点で、内訳は「深見犁」1点、「日の本犁」6点、「高北犁」1点、「松山犁」1点であった。(表1参照)

このうち「深見犁」には「実用新案登録」の標記があり、「日の本犁」には6点とも「新案特許」の焼印が見られた。「高北犁」には「新案登録高北謹製」の標記があった。また、「7198」という数字の標記があったが、これは特許もしくは実用新案の登録番号ではなかった。

表1 水田用具(耕作用具)で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A2-6	オンガ	昭和5年頃~30年代中旬まで	行田市渡柳	「深見式」「國本二號」「ヤマニ福岡市上土居町深見製鋼所」の焼印。「深見式 國本二號」「実用新案登録」の墨書
A2-7	オオグワ (犁)	昭和初期~30年頃	行田市下忍	「日の本号深耕犁 1928」「特許肥後御船町田上製作所」の焼印。
A2-9	オオグワ (犁)	昭和13年頃~32・3年頃まで	行田市下忍	「日の本號両用犁」「参號」「新案特許」「熊本市上熊本駅前東洋社」「日の本號両用犁」の焼印
A2-10	オオグワ	昭和13年頃~30年代まで	熊谷市太井	「日の本號両用犁」「新案特許熊本市上熊本駅前東洋社」の焼印
A2-11	オオグワ	昭和23年~30年代まで	熊谷市太井	「新案特許」「上熊本駅前東洋社」「四号」「日の本號」「二段口」の焼印
A2-12	オオグワ (犁)	昭和25年頃~昭和30年代初期	行田市藤原町	「日の本号 二段耕犁」「上熊本駅前 東洋社」「口案特許」の焼印
A2-13	カラスキ (犁)	昭和27・8年頃~30年代まで	行田市佐間	「日の本號二段耕犁」「新案特許」「上熊本駅前東洋社」「六號」の焼印
A2-15	オンガ	第二次世界大戦~昭和30年代まで	妻沼町永井太田	高北式双用犁。焼印「高北」墨印「高北式双用犁」焼印「國富號」「7918」「高北農機製作所」「新案登録高北謹製」
A2-16	オンガ	未使用(農機商会在の在庫品)	鴻巣市本町(農機商会在の住所)	ラベル「双用犁元祖 マツ山 松山犁 株式会社長野県松山犁製作所大尾駅前」「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383,433409,450370,458126,458435,459019上記の内1件~3件使用 特許出願中長野県松山犁製作所大尾駅前」焼印「松山式双用犁(2力所)」「双用甲小」ネーム「MATSUYAMA」銘あり

A2-16の「松山犁」は使用されたものではなく、農機商会在の在庫品であるが、この資料には「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383,433409,450370,458126,458435,459019上記の内1件~3件使用 特許出願中長野県松山犁製作所大尾駅前」の標記があった。

このうち、実用新案459019については、昭和31年に「昭31-16671」で実用新案出願公告を受けた以上の詳細が不明だが、他の登録番号は確認することができた。明治34年の特許と昭和30年前後に取得した実用新案が使われている。

表2 資料A2-16松山犁に標記された「特許」「実用新案」の内容

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	4975	単ざん雙用犁	明34.3.8	明34.12.3	松山原造	記載なし
特許	195984	双用二段犁	昭26.11.6	昭27.6.17	松山原造	長野県小県 郡塩川村
実用新案	413383	農耕機に於ける耙柄 位置調節装置	昭27.8.24	昭29.2.3	松山篤	長野県小県 郡塩川村
実用新案	433409	二段耕犁に於ける前 犁偏心装置	昭29.3.22	昭30.4.27	松山原造・ 松山篤・松 山潔	長野県小県 郡塩川村
実用新案	450370	双用犁 (可動へら群つき)	昭29.9.20	昭31.4.17	松山原造・ 松山篤・松 山潔	長野県小県 郡塩川村
実用新案	458126	二段耕犁	昭30.9.12	昭31.8.24	松山原造・ 松山篤・松 山潔	長野県小県 郡塩川村
実用新案	458435	双用犁	昭30.9.12	昭31.9.19	松山原造・ 松山篤・松 山潔	長野県小県 郡塩川村

b.代搔用具

牛を牽く際のクラ（鞍）とクビキ（首木）各1点に「実用新案」と「新案特許」「登録商標」の標記があった。

表3 水田用具（代搔用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A3-44	クラ	昭和7・8年～32・ 3年まで	行田市北河 原	「前」「実用新案□」「□□□極楽□□」「□□□ 株式会社」「□賀□」の焼印
A3-48	クビキ	大正～第二次世 界大戦前	行田市樋上	「新案特許」「近江甲賀郡山内」「特製」「マル前」 「中型」「工芸」「登録商標牛日極楽首木」の焼印

指定番号A3-48のクビキには「新案特許」「登録商標牛日極楽首木」「近江甲賀郡山内」の焼印が見られ、滋賀県土山町の丸田興業製の合板による規格品のクビキ「極楽首木」の特徴を示している。また、A3-44のクラにも、「実用新案□」「□□□極楽□□」「□□□株式会社」「□賀□」の焼印が

あり、これも丸田興業が製作した木製鞍橋の独橋であると思われる。

c.施肥用具

肥料としての大豆の粕を削る「マメケズリ」1点に「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の標記が見られた。大正4年に群馬県藤岡町の福島元助が特許を取得している。

表4 水田用具（施肥用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A6-10	マメケズリ	昭和7・8年～ 32・3年まで	行田市北河原	「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の墨印「大正八年□□□求」「大豆粉摺り道具代金□□」「買求人岡田袈裟三郎所有」の墨書

表5 資料A6-10マメケズリに標記された特許の内容

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	28288	福島式豆粕削機	大4.6.16	大正4.9.8	福島元助	群馬県多野郡藤岡町
特許	29216	福島式豆粕削機 28288の追加特許	大4.11.1	大正4.3.18	福島元助	群馬県多野郡藤岡町

d.除草用具

A7-19タオシグルマに「特許出願済発売元植木菊一」、A7-20タオシグルマに「専売特許第八式一□□」、A7-21タコロガシに「特許願済」A7-22タコロガシに「専売特許第壱式一□□」の標記が見られた。A7-20とA7-22の特許番号は確認できていない。

なお、「特許」「新案」「商標」等の標記のない資料中、A7-23～28までの6点には兵庫県の柴田工業株式会社の「シバタ」の銘があり、A7-30には「群馬県館林市千代田産業」の銘がある。

表6 水田用具（除草用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A7-19	タオシグルマ	大正～昭和30年 代まで	行田市藤原町	柄には、「特許願済発売元植木菊一」の焼印有り
A7-20	タオシグルマ	大正～昭和30年 代まで	行田市藤原町	焼印「専売特許第八式一□□」
A7-21	タコロガシ	大正～昭和30年 初旬まで	行田市若小玉	焼印「特許願済□□□□」の銘
A7-22	タコロガシ	大正～昭和30年 代まで	行田市若小玉	一輪型「専売特許第壱式一□□」の銘

e.脱穀用具

足踏み脱穀機1点に「於全國農具共進会壱等賞金牌受実用新案登録チヨダ式ノーリツ號埼玉縣川

「越市木屋製作所」の標記があった。木屋製作所は、大正6年から足踏み脱穀機の製造・販売をはじめ、大正7年からは「千代田式国光号」の名で全国に製品を販売していたといわれる。

当該資料以外にも資料A10-17に「チョダ式新国光號」、A10-19に「チョダ式高級稻口扱機」の銘がある。いずれも大正12年に購入されている。登録番号は確認できていない。

表7 水田用具（脱穀用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
A10-18	アシブミ	大正～昭和20年代まで、種糲取りでは昭和40年代初期まで	行田市北河原	「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」の墨印「大正八年□□□求」「大豆粉摺り道具代金□□」「買求人岡田袈裟三郎所有」の墨書

②畑作用具

a.播種用具

ムギマキキ 1点に「新案特許登録商標日の出号登録番号第20268号壳元農機商会寄居町電話寄居」の標記がある。登録番号の照合はできなかった。

表8 畑作用具（播種用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
B1-8	ムギマキキ	昭和20年代～30年代末まで	大宮市宮ヶ谷搭	ラベル銘「新案特許登録商標日の出号登録番号第20268号壳元農機商会寄居町電話寄居」

b.調整用具

ムギウチキ 1点に「特等栃木県壬生町」「実用新案登録願済第壱壹參壹八号」の銘がある。登録番号の照合はできなかった。

表8 畑作用具（調整用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
B8-4	ムギウチキ (麦打機)	大正～昭和初期	行田市埼玉百塚	墨印あり、「特等栃木県壬生町」「実用新案登録願済第壱壹參壹八号」「飯田商会請合」の銘

③養蚕用具

a.飼育用具

クワモギ・クワコキなどと呼ばれる桑の枝から葉を落とす道具 9点に「特許一〇三四号」の銘があった。いずれも明治23年に本県入間郡高麗村の和田文次郎と高麗川村の駒井吉兵衛の二人が特許を取得した「桑葉扱器」である。

D1-44とD1-45は、稚蚕に給桑するため葉を細かく刻む器械「クワキリ」とその説明模型である。特許21646番の標記があり、明治45年に本県大里郡深谷町の新島森造が特許を取得した「新島式桑葉刻器械」であることが今回確認できた。このような桑の葉を刻む器械は大正期に普及し、桑切

包丁での作業にとってかわったという。

資料D1-92は、春蚕を飼育する際、室内を暖めるための火鉢で、「特許□願桜暖爐蒔寿式」の銘があるが、詳細は不明である。

表9 養蚕用具（飼育用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
D1-8	クワモギ	明治34年～第二次世界大戦	美里村大字関	台座に「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印「明治三拾四年第六月求之中澤豊七」の墨書
D1-9	クワモギ	明治34年～第二次世界大戦前	美里村大字関	台座に「特許一〇三四号 埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の刻印「カギ力」の刻印「第参號」「明治參拾四年六月求之」墨書有り
D1-13	クワモギ	大正～昭和27・8年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号 埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」焼印有り
D1-14	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	底部に破損「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印、「武州和田」「力ヰ田高村」刻銘有り
D1-15	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印有り
D1-17	クワコキ	昭和初期～30年代まで	行田市谷郷	台座に「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」の焼印
D1-20	クワモギ	大正時代	行田市渡柳	台座「埼玉県□間郡高麗村大字□□廿二番地発明者和田文次郎」「専売特許一〇三四号明治廿二年十二月十八日□葉扱□向十五年」
D1-24	クワモギ	大正～昭和26・7年頃まで	行田市埼玉	「特許一〇三四号埼玉県入口□高麗村□□」の焼印有り
D1-25	クワモギキ	大正時代	行田市長野	「埼玉県入間郡高麗村発明人」の焼印有り
D1-44	クワキリ	昭和初期～30年代まで	北足立郡吹上町袋	「発明兼製造元 専売 (2164□) 特許埼玉県深谷町新島森造」「農務省東京西ヶ原蠶業講習所検定済」の墨書有り
D1-45	クワキリノモケイ	昭和初期～30年代まで	北足立郡吹上町袋	「特許 21646 新嶋式」の墨書。種屋の桑切普及の為の説明用の模型
D1-92	ヒバチ	大正～第二次世界大戦前	行田市斎条	銘「特許□願桜暖爐蒔寿式」

表10 養蚕用具（飼育用具）で確認できた「特許」「新案」の登録番号

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	1034	桑葉扱器	明23.3.27	明23.12.18	和田文次郎・駒井吉兵衛	埼玉県入間郡高麗村・高麗川村
特許	21646	新島式桑葉刻器械	明44.11.28	明45.2.14	新島森造	埼玉県大里郡深谷町

b. 収攬用具

繭の毛羽をとる毛羽取り機のD3-30に「実用新案登録 TRADE MARK日の丸号、毛羽取機 東京 下谷 笠井兄弟商店」、D3-32に「新案登録片山式國豊毛羽取機埼玉県川越市片山製作所製造」、D3-34に「専売特許TRADE MARK 実用新案毛羽取機商会」の標記があった。

いずれの資料も「登録番号」「商標」等の確認はできなかった。D2-32の片山式については小作寿郎氏の「羽村市郷土資料館の養蚕関係用具」に、昭和初年に川越市の片山製作所で手動式の毛羽取り機が、「日の出式」または「片山式」の名で知られるようになり、作業を大いに効率化したという記述がある。

また、前述の3例以外に、資料D3-31に「義士號毛羽取機自動式最新型」、資料D3-33に「義士號自動毛羽取機兵庫県飾磨郡青山河野農具製作所」の銘がある。

表11 養蚕用具（収繭用具）で「特許」「新案」等の標記がある資料

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
D3-30	ケバトリキ	昭和10~20年代まで	行田市長野	「実用新案登録 TRADE MARK日の丸号、毛羽取機 東京 下谷 笠井兄弟商店」の銘
D3-32	ケバトリキ	昭和5年~27・8年まで	行田市埼玉	「新案登録片山式國豊毛羽取機埼玉県川越市片山製作所製造」の銘有り
D3-34	ケバトリキ	昭和10年代~30年代まで	行田市須加	「専売特許TRADE MARK 実用新案毛羽取機商会」の銘有り

④わら仕事用具

俵編み機2点と、養蚕用の簇編み機9点に標記が見られた。

表12 わら仕事用具で「特許」「新案」等の標記がある資料1（俵編み機）

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-36	タワラアミ	昭和初期頃~30年代まで	行田市藤原町	「□□特許第七七五〇二号 三本縄複式編俵機实用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ嚴禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」の銘あり

表12 つづき

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-38	タワラアミ キ	昭和30年代まで	児玉郡長沖	ラベル「木宮式編俵機実用新案新潟県三条市木 宮農機製作所」

H-36のタワラアミには、「□□特許第七七五〇二号 三本縄複式編俵機実用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ厳禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」の標記が見られた。

特許第77502は、昭和3年に島根県の高橋正と松浦利市が発明した「三本縄複式編俵機」で、实用新案107012「俵（俵の編み構造）」も昭和2年に前述の松浦利市が取得している。標記の文面からすると、島根県の高橋正と松浦利市の特許と实用新案を、本県大宮の改俵社山口鉄工所という会社が発明者の許諾を受けて製造するという「ライセンス生産」が行われていたようである。

H-38については登録番号の確認はできていない。

表13 表12のわら仕事用具1（俵編み）で確認できた「特許」「新案」の登録番号

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	77502	三本縄複式編俵機	昭和2.10.28	昭3.7.20	高橋正・松浦利市	島根県簸川郡今市町・米子市
実用新案	1738 (10705)	俵	大15.1.15	昭2.3.14	松浦利市	島根県米子市

簇編み機では、H-58、H-59、H-60、H-61、H-62、H-66、H-67に「専売特許実用新案第三一七〇五號」の登録番号があった。これは、大正3年5月に愛知県実飯郡豊川町の林総吉が取得した「改良二角式製簇機」の特許で、この他にH-62、H-63に見られる「第三三一七四号」（製簇器藁挟自倒装置）「第五〇三四〇号」（製簇器ニ於ケル藁挟器）も、やはり林総吉の実用新案で、「第二五八五六号」の自動開口製簇機も同人の特許であることが確認できた。

またH-62に記載の「第二七九五四号」は、長野県下伊那郡の福澤濱次郎が取得した「福澤式上簇藁折機」の実用新案であった。異なる二人の発明者の特許が標記されているので、H-38のタワラアミのように、製造許諾を与えるなどの権利関係があったものと思われるが、製造者の標記がないため詳細は不明である。

この他、H-72の簇編機には、「新向山式16288号・25386号」の標記が見られたが詳細は不明である。

表14 わら仕事用具で「特許」「新案」等の標記がある資料2（簇編機）

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-58	マブシアミ キ	大正時代	行田市埼玉 5285	焼印「専売特許実用新案第三一七〇五號」

表14 つづき

番号	呼称	使用年代	使用地	標記内容
H-59	マブシアミ ヰ	大正時代	行田市長野	焼印「長野村」「専壳特許実用新案第三一七〇五號」
H-60	マブシオリ ヰ	大正時代	行田市藤原 町	焼印「専壳特許実用新案第三一七〇五號」
H-61	マブシオリ ヰ	大正時代	行田市北河 原	焼印「専壳特許実用新案第三一七〇五號」
H-62	マブシアミ ヰ	大正～昭和10年 後まで	行田市若小 玉	「専壳特許実用新案第三一七〇五号第三三一七四 号第二五八五〇号第二七九五四号第五〇三四〇 号」「萩原」「繁」「二角式」「角式」「産簇折」焼 印有り
H-66	ガチャガチャ マブシオリ ヰ	大正12年頃～昭 和初期まで	北足立郡吹 上町	「専口特許実口新案第三一七〇五号第二〇〇七四 号第二五八五六号第三七九五四号第五〇四三〇 号」焼印ハンドル根本分「大正十二年〇月十五 日」脚部「二月（以下不明）」の墨書有り
H-67	マブシオリ ヰ	大正時代	吹上町本町	焼印「専壳特許実用新案第三一七〇五號」
H-69	マブシオリ ヰ	明治～大正時代 まで	熊谷市佐谷 田	他所から寄贈者がもらったもの「専壳特許明治 三十年一月十三日ヨリ向十ヶ年神奈川県橘樹郡 生田村撚簇製造機発明人箕輪細王舎製」の焼印 あり
H-70	マブシオリ ヰ	昭和の初め～20 年代まで	行田市藤原 町	「新案特許ユタカ式」「〇大」「豊川商会」「実用 新案」「二尺五寸」の焼印有り

表15 表14のわら仕事用具で「特許」「新案」が確認できた資料

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
実用新案	31705	改良二角式製簇機	大2.12.23	大3.5.30	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	33174	製簇器藁挟自倒装置	大3・9.9	大3.10.10	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	27954	福澤式上簇藁折機	大1.11.30	大2.6.24	福澤濱次郎	長野県下伊 那郡?村
実用新案	50340	製簇器ニ於ケル藁挟 器	大8.3.13	大8.11.5	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町
実用新案	25856	自働開口製簇機	大3.3.3	大3.4.27	林 総吉	愛知県実飯 郡豊川町

(4) 「特許」「新案」が確認できた資料の傾向をみる（暫定的なまとめ）

今回、「北武藏の農具」に標記された文字情報を特許庁の資料と照合することで、各資料の「特許」「実用新案」といった権利情報を確認しようと試みたが、確認できたのは資料に登録番号まで標記された事例のみで特許 8 件、実用新案 10 件であった。

「実用新案登録」などの具体的な標記がある資料や、「改良犁」「足踏脱穀機」など先行文献から「特許」や「実用新案」、「登録商標」があることがほぼ確実な資料さえも、実資料に標記された情報と特許庁の登録を照合・確認する作業は予想以上に難しかった。検証には時間を要すると思われるが、個々の資料に付随する情報の精度を高めていく上では、決して生産性の低い作業ではないと考え、今後も継続していくつもりである。

本項では、今回特許庁の資料で確認することのできた特許 8 件、実用新案 10 件を中心に、暫定的に現在の調査結果にみられる傾向を述べておきたい。

①特許・実用新案の年代

[明治年間]

確認できた特許 8 点中で一番古い特許は、明治 23 年 12 月 18 日に特許を取得した「桑葉扱器」であった。この他、「单ざん雙用犁」（明治 34 年）「新島式桑葉刻器械」（明治 45 年）の計 3 点が明治年間の特許であった。

実用新案の制度は明治 38 年から始まっているが、今回確認できた資料の中に明治年間のものはなかった。

[大正年間]

大正年間の特許は、「自働開口製簇機」（大正 3 年）、「福島式豆粕削機」（大正 4 年）があった。

実用新案では、「福澤式上簇藁折機」（大正 1 年）、「改良二角式製簇機」（大正 2 年）、「製簇器藁挟自倒装置」（大正 3 年）、「製簇器ニ於ケル藁挟器」（大正 8 年）があった。いずれも二角式簇折機（通称ガチャガチャマブシ）に関連した特許である。

[昭和年間]

昭和年間の特許には、「三本繩複式編俵機」（昭和 2 年）と戦後の「双用二段犁」（昭和 26 年）があった。

実用新案は「俵」（昭和 2 年）、「農耕機に於ける把手位置調節装置」（昭和 29 年）、「二段耕犁に於ける前犁偏心装置」（昭和 30 年）、「双用犁」（昭和 31 年）、「二段耕犁」（昭和 31 年）、「双用犁」（昭和 31 年）があった。

特許・実用新案とも、戦前は俵編機に関するもので、戦後の例は犁についてのものであった。

②分野

特許では、水田用具の耕作用具が 2 件、水田用具の施肥用具が 2 件（但し同一の特許）養蚕用具の飼育用具が 2 件、わら細工用具が 2 件ある。また、わら細工用具のうち 1 件は養蚕用具の製作用具である。

実用新案では、水田用具の耕作用具が 5 件、わら細工用具が 5 件でわら細工用具のうち 4 件は養蚕関連である。

発明がこれらの分野に集中していることは、稻作・養蚕分野が農具製造業者にとって重要な市場であったことを推測させる。また、俵編みのようなわら細工も、手作り的な道具がある一方で、特許を取得した製品がライセンス生産されており、自給自足的なわら細工と併行して、産業としてのわら細工生産が盛んに行われていたことの現れと思われる。

③地域

埼玉県内で発明された特許は「桑葉扱器」と「新島式桑葉刻器」の2件であった。前述のように「桑葉扱器」は登録番号が確認できた中で最も古い明治23年の特許であった。また、「新島式桑葉刻器」も3番目に古い明治44年の特許である。いずれも養蚕用具の飼育用具である点が興味深い。

その他の特許では、長野県が2件（水田用具耕作用具）群馬県が2件（水田用具施肥用具・但し同一の特許）愛知県1件（わら細工用具）島根県1件（わら細工用具）であった。島根県の特許がある「三本縄複式編俵機」については、当館の資料は前述のように特許権者の許諾のもと大宮の業者が製造したものである。

実用新案については、本県のものではなく長野県が6件（水田用具耕作用具）、愛知県1件（わら細工用具）島根県1件（わら細工用具）であった。

表16 今回確認できた特許

種別	番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
特許	1034	桑葉扱器	明23.12.18	明23.12.18	和田文次郎・駒井吉兵衛	埼玉県入間郡高麗村・高麗川村
特許	4975	単ざん雙用犁	明34.12.3	明34.12.3	松山原造	記載なし(長野)
特許	21646	新島式桑葉刻器械	明45.2.14	明45.2.14	新島森造	埼玉県大里郡深谷町
特許	25856	自働開口製簇機	大3.4.27	大3.4.27	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
特許	28288	福島式豆粕削機	大正4.9.8	大正4.9.8	福島元助	群馬県多野郡藤岡町
特許	29216	福島式豆粕削機 (28288の追加特許)	大正4.3.18	大正4.3.18	福島元助	群馬県多野郡藤岡町
特許	77502	三本縄複式編俵機	昭3.7.20	昭3.7.20	高橋正・松浦利市	島根県簸川郡今市町・米子市
特許	195984	双用二段犁	昭27.6.17	昭27.6.17	松山原造	長野県小県郡塙川村

表17 今回確認できた実用新案

種別	登録番号	名称	出願年月日	特許年月日	特許権者	権者の住所
実用新案	27954	福澤式上簇藁折機	大1.11.30	大2.6.24	福澤濱次郎	長野県下伊那郡?村
実用新案	31705	改良二角式製簇機	大2.12.23	大3.5.30	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	33174	製簇器藁挟自倒装置	大3・9.9	大3.10.10	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	50340	製簇器二於ケル藁挟器	大8.3.13	大8.11.5	林 総吉	愛知県実飯郡豊川町
実用新案	1738 (1075)	俵	大15.1.15	昭2.3.14	松浦利市	島根県米子市
実用新案	413383	農耕機に於ける杷柄位置調節装置	昭27.8.24	昭29.2.3	松山 篤	長野県小県郡塙川村
実用新案	433409	二段耕犁に於ける前犁偏心装置	昭29.3.22	昭30.4.27	松山原造・ 松山篤・松山潔	長野県小県郡塙川村
実用新案	450370	双用犁	昭29.9.20	昭31.4.17	松山原造・ 松山篤・松山潔	長野県小県郡塙川村
実用新案	458126	二段耕犁	昭30.9.12	昭31.8.24	松山原造・ 松山篤・松山潔	長野県小県郡塙川村
実用新案	458435	双用犁	昭30.9.12	昭31.9.19	松山原造・ 松山篤・松山潔	長野県小県郡塙川村

④標記の形式

「特許」「実用新案」を示す標記には多様な形式が見られた。

明治18年施行の「専売特許条例」は、第10条で発明品への特許の標記について「専売人ハ其発明品ニ専売特許証ノ年月日及年限ヲ標記スベシ品柄ニ由リ標記スルコトヲ得サルモノハ其上包等に標記スベシ」と定めている。

今回、確認できた最も古い特許である明治23年の「桑葉扱器」には、「特許一〇三四号埼玉県入間郡高麗村発明人和田文次郎」と特許番号のあとに発明者の住所と名が記されている。特許1034号の発明人は2名いるが、特許取得後は別個に製造販売を行ったので両者の住所氏名を併記した例はない。また、資料D1-20には「専売特許一〇三四号明治廿二年十二月十八日（桑）葉扱（器）

向十五年」と、特許取得年月日と特許の有効期限が記載されており、先述の専売特許条例10条に基づく標記と思われる。なお、明治32年の「特許法」により特許年限は15年に統一された。また、明治45年の桑葉刻機には「専売（2164□）特許埼玉深谷町新島森造」と標記されている。

明治45年特許の桑葉刻機では、「専売（2164□）特許埼玉深谷町新島森造」と標記がある。大正期の二角式製簇機では「専売特許実用新案第三一七〇五號」あるいは「専売特許実用新案第三一七〇五號第三三一七四号第二五八五〇号第二七九五四号第五〇三四〇号」のように発明者の住所氏名が記載されていない。やはり大正期の「福島式豆粕削機」では「特許登録第二八二八八号第二九二一六号」も発明者の住所氏名の記載がなく、また「専売」という語彙が見られない。

昭和初期の俵編機の特許は「□□特許第七七五〇二号 三本繩複式編俵機実用新案第一〇七〇一二号許諾証無キ人ハ本機使用ヲ嚴禁ス 改俵社山口鉄工所製造No.□□埼玉県大宮町」と先述のように許諾の標記があり興味深い。

昭和30年前後の「松山犁」には「特許登録番号第4975 第195984実用新案登録番号第413383, 433409, 450370, 458126, 458435, 459019上記の内1件～3件使用 特許出願中」の標記がある。

以上は、登録番号が確認できた資料の事例であるが、この他に「特許」「実用新案登録」といった登録番号のない標記、さらには「新案特許」「専売特許実用新案」というように「特許」や「専売特許」という語彙が、広義の特許制度のことを示している例など、多様なバリエーションがありそこに、制度上の法則等があるのか、あるいは時代による流行や地域性・製造者の個性が反映しているものか、現時点では不明である。今後確認していきたい。

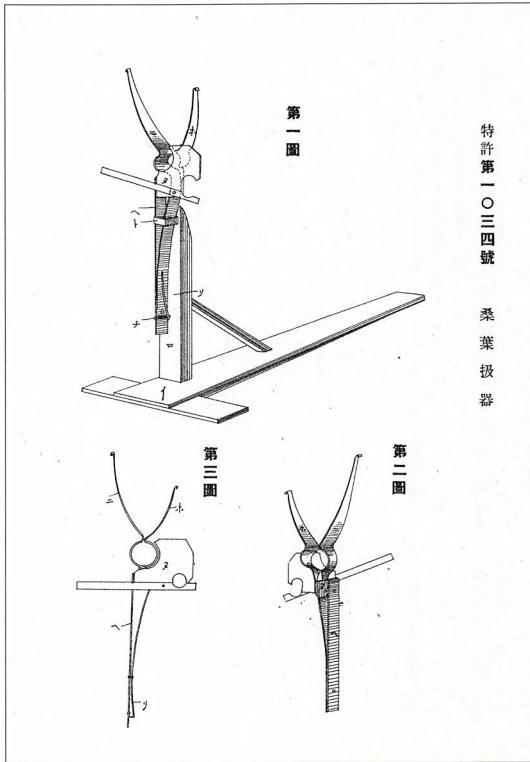
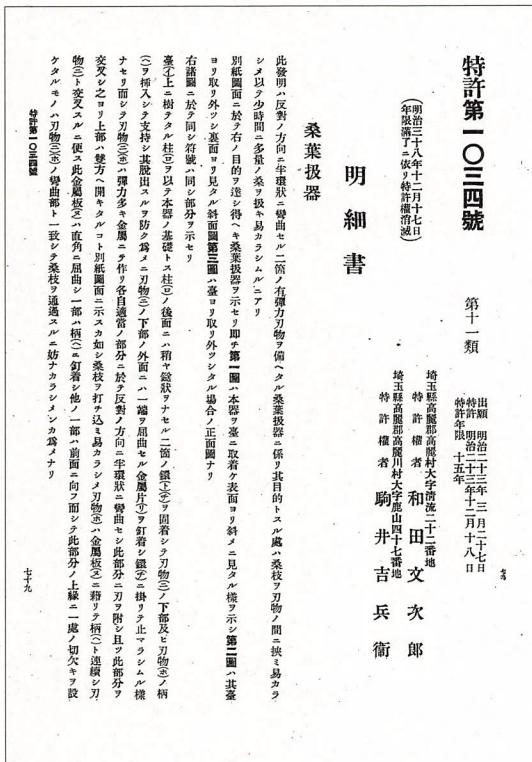
（5）おわりに

民具資料から、特許制度に関連した標記を抽出し、特許庁の記録と照合する今回の試みは、年代の再確認や、摩滅等で判読しにくくなった文字情報の比定など、個々の資料の情報を充実するのに有効ではないかと考えている。そして、個別情報の充実から総体として当該年代の民具流通状況の把握や、地域の農業と農家副業等の状況（特許を取得し生産販売する製品には、投資を回収できるだけの市場が想定されているはずである。）についての資料の追加が進むことを期待している。

現状は、痒いところに手が届かない程度の進捗ではあるが、今後、特許制度の変遷や「商標」等についても知識を深め、照合作業を有効なものとしていきたい。

＜参考文献＞

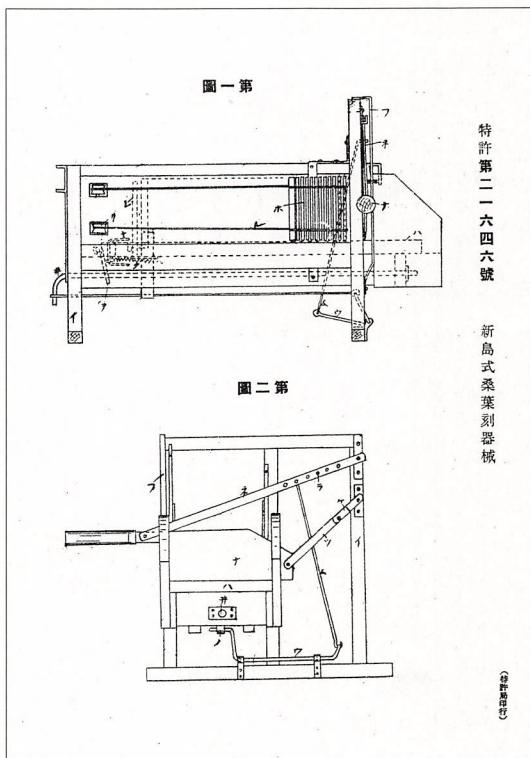
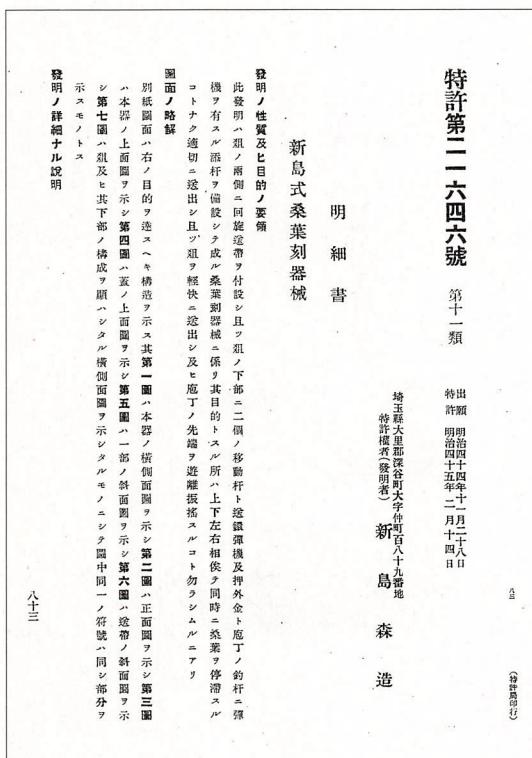
市川一男『日本の特許制度』日本発明新聞社 昭和40年 『東京農業大学図書館標本室蔵古農機具類写真目録』東京農業大学図書館昭和53年 『重要有形民俗文化財「北武藏の農具」目録編・写真編・実測図編』埼玉県立さきたま資料館昭和60年 農林水産技術会議事務局編『写真でみる農具民具』農林統計協会昭和63年 『埼玉県史別編1 民俗1』埼玉県昭和63年 寺田貢『農具一農具の青春』寺田貢平成2年 府中市農具展実行委員会『農具は語る多摩の近代』府中市教育委員会平成5年 大井町郷土資料館『武藏野台地の畠作用具』大井町郷土資料館平成8年 小作寿郎『羽村市郷土博物館の養蚕関係用具』『羽村市郷土博物館紀要第十一号』羽村市郷土博物館平成8年 朝岡康二他編『日本民具辞典』ぎょうせい平成9年 拙稿「埼玉で発明された農具—高市の桑扱器についての報告Ⅰ—」『調査研究報告15号』埼玉県立さきたま資料館平成14年



特許第一〇三四號

桑葉披器

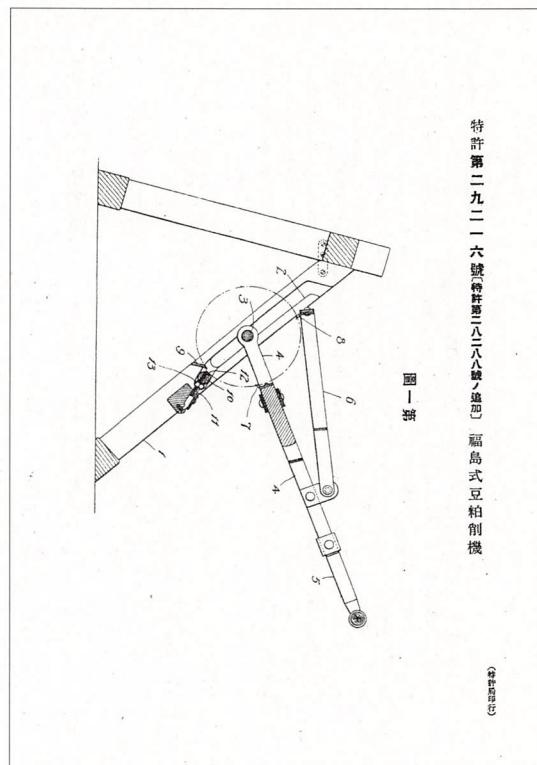
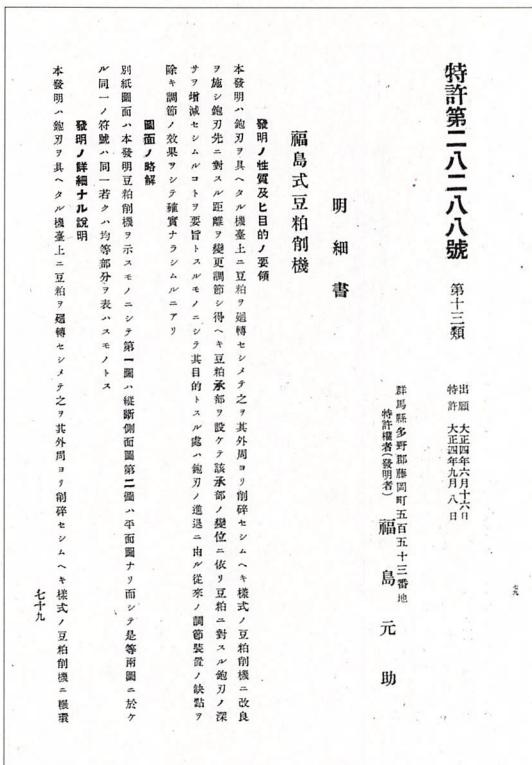
「北武蔵の農具」中、今回確認できた8点の特許の中で最も古かった「桑葉扱器」の明細書と図面。入間郡高麗村と高麗川村（いずれも現在日高市）の2名が、明治23年に発明したもので特許番号1034号である。



特許第二一六四六號

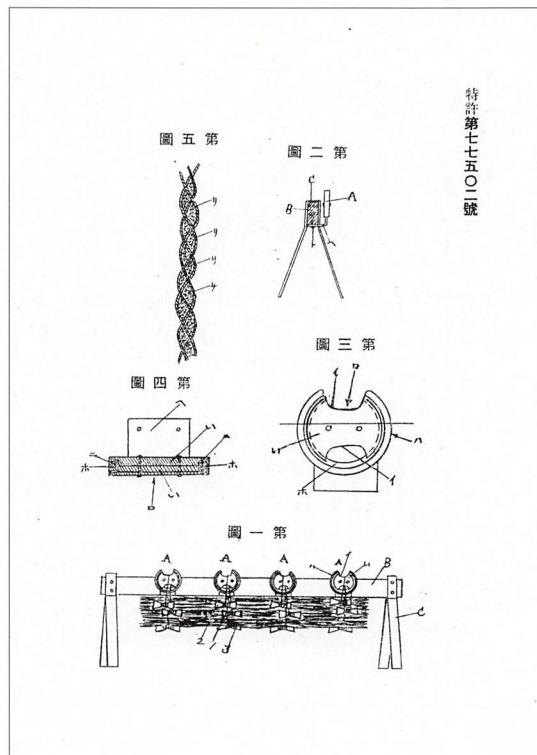
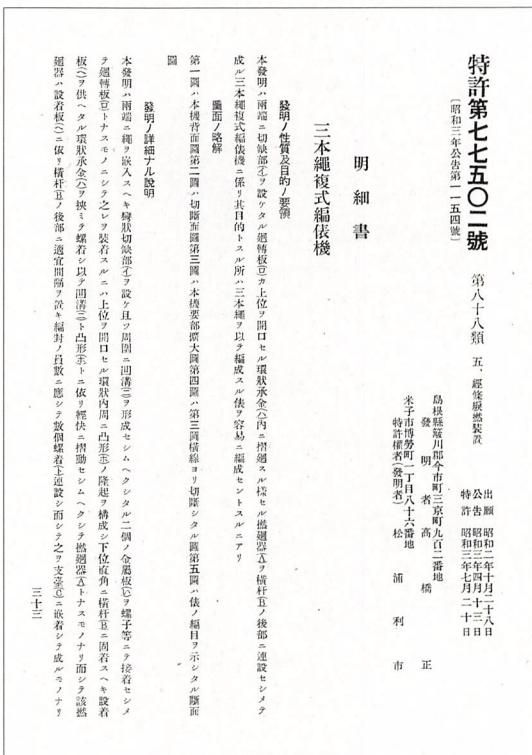
新島式桑葉刻器械

明治45年に特許が取得された「新島式桑葉刻器械」。大里郡深谷町（現在深谷市）の新島森造が発明したもの。特許番号は21646号で、販売促進用の模型も製作されていた。



特許第二九二一六號〔特許第一八一八八號ノ追加〕 福島式豆粕削機

大正4年に群馬県多野郡藤岡町（現在の藤岡市）で発明された「福島式豆粕削機」の明細書と図面。明細書は最初の特許28288号のもので、図面は部品を減らす改良が施された追加特許29216号（大正5年）のものである。



特許第七七五〇二號

昭和3年に島根県の2名が特許を取得した「三本縄複式編成機」(第77502号)。当館の資料は特許権者の許諾を得て本県の大宮で生産された旨の標記がある。

調査研究報告 第17号

印 刷 平成16年3月21日

発 行 平成16年3月29日

編集・発行 埼玉県立さきたま資料館

〒361-0025 行田市埼玉4834

印 刷 (有)三共社印刷所

本文は再生紙を使用しています。